

山口県土木工事共通仕様書（令和3年10月改定） 新旧対照表

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |    |             | 新（令和3年10月）  |   |   |   |   |    |             |   |
|--------------------------|---|---|---|----|-------------|---|---|---|---|---|----|-------------|---|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項  | 編章節条条項      | 現行条文  | 編 | 章 | 節 | 条 | 項  | 編章節条条項      | 新条文   |
| 1                        | 0 | 0 | 0 | 0  | 第1編         | 共通編   | 1 | 0 | 0 | 0 | 0  | 第1編         | 共通編   |
| 1                        | 1 | 0 | 0 | 0  | 第1章         | 総則  | 1 | 1 | 0 | 0 | 0  | 第1章         | 総則  |
| 1                        | 1 | 1 | 0 | 0  | 第1節         | 総則  | 1 | 1 | 1 | 0 | 0  | 第1節         | 総則  |
| 1                        | 1 | 1 | 2 | 0  | 1-1-2       | 用語の定義   | 1 | 1 | 1 | 2 | 0  | 1-1-2       | 用語の定義   |
| 1                        | 1 | 1 | 2 | 26 | 26. 書面      | 書面とは、手書き、印刷による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、文書の真正性が確認されたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成された工事帳票については、手書き、印刷によらなくても有効とする。           | 1 | 1 | 1 | 2 | 26 | 26. 書面      | 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、文書の真正性が確認されたものを有効とする。 |
|                          |   |   |   |    |             |   | 1 | 1 | 1 | 2 | 36 | 36. 段階確認    | 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。   |
|                          |   |   |   |    |             |   | 1 | 1 | 1 | 2 | 37 | 37. 技術検査    | 技術検査とは、工事技術検査実施要綱（平成15年3月12日付け監理第1236号）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。   |
| 1                        | 1 | 1 | 2 | 36 | 36. 工事検査    | 工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。   | 1 | 1 | 1 | 2 | 38 | 38. 工事検査    | 工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。   |
| 1                        | 1 | 1 | 2 | 37 | 37. 検査職員    | 検査職員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。   | 1 | 1 | 1 | 2 | 39 | 39. 検査職員    | 検査職員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。   |
| 1                        | 1 | 1 | 2 | 38 | 38. 同等以上の品質 | 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。 | 1 | 1 | 1 | 2 | 40 | 40. 同等以上の品質 | 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。 |
| 1                        | 1 | 1 | 2 | 39 | 39. 工期      | 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。  | 1 | 1 | 1 | 2 | 41 | 41. 工期      | 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。  |
| 1                        | 1 | 1 | 2 | 40 | 40. 工事開始日   | 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。  | 1 | 1 | 1 | 2 | 42 | 42. 工事開始日   | 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。  |
| 1                        | 1 | 1 | 2 | 41 | 41. 工事着手    | 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。                     | 1 | 1 | 1 | 2 | 43 | 43. 工事着手    | 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。                     |
|                          |   |   |   |    |             |   | 1 | 1 | 1 | 2 | 44 | 44. 準備期間    | 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。   |
| 1                        | 1 | 1 | 2 | 42 | 42. 工事      | 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。   | 1 | 1 | 1 | 2 | 45 | 45. 工事      | 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。   |
| 1                        | 1 | 1 | 2 | 43 | 43. 本体工事    | 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。   | 1 | 1 | 1 | 2 | 46 | 46. 本体工事    | 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。   |
| 1                        | 1 | 1 | 2 | 44 | 44. 仮設工事    | 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。   | 1 | 1 | 1 | 2 | 47 | 47. 仮設工事    | 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。   |
| 1                        | 1 | 1 | 2 | 45 | 45. 工事区域    | 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。   | 1 | 1 | 1 | 2 | 48 | 48. 工事区域    | 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。   |
| 1                        | 1 | 1 | 2 | 46 | 46. 現場      | 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。  | 1 | 1 | 1 | 2 | 49 | 49. 現場      | 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。  |
| 1                        | 1 | 1 | 2 | 47 | 47. SI      | SIとは、国際単位系をいう。  | 1 | 1 | 1 | 2 | 50 | 50. SI      | SIとは、国際単位系をいう。  |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |    |       | 新（令和3年10月） |  |   |   |   |   |       |       |          |  |
|--------------------------|---|---|---|----|-------|------------|--|---|---|---|---|-------|-------|----------|--|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項  | 編章節条項 | 現行条文       | 編  | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条項 | 新条文   |          |  |
| 1                        | 1 | 1 | 2 | 48 | 48.   | 現場発成品      | 現場発成品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する  | 1 | 1 | 1 | 2 | 51    | 51.   | 現場発成品    | 現場発成品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する  |
| 1                        | 1 | 1 | 2 | 49 | 49.   | JIS規格      | J I S規格とは、日本産業規格をいう。   | 1 | 1 | 1 | 2 | 52    | 52.   | JIS規格    | J I S規格とは、日本産業規格をいう。   |
| 1                        | 1 | 1 | 3 | 0  | 1-1-3 |            | 設計図書の照査等   | 1 | 1 | 1 | 3 | 0     | 1-1-3 |          | 設計図書の照査等   |
| 1                        | 1 | 1 | 3 | 1  | 1.    | 図面原図の貸与    | 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1     | 1.    | 図面原図の貸与  | 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。  |
| 1                        | 1 | 1 | 4 | 0  | 1-1-4 |            | 施工計画書  | 1 | 1 | 1 | 4 | 0     | 1-1-4 |          | 施工計画書  |
| 1                        | 1 | 1 | 4 | 1  | 1.    | 一般事項       | 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書は最新版を現場事務所に常備すること。    | 1 | 1 | 1 | 4 | 1     | 1.    | 一般事項     | 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書は最新版を現場事務所に常備すること。   |
| 1                        | 1 | 1 |   |    |       |            |  | 1 | 1 | 1 | 5 |       | 1-1-5 |          | 施工計画書  |
| 1                        | 1 | 1 |   |    |       |            |  | 1 | 1 | 1 | 5 |       | 1.    | 登録       | 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。<br>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。<br>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。 |
| 1                        | 1 | 1 |   |    |       |            |  | 1 | 1 | 1 | 5 |       | 2.    | 担当技術者の登録 | 担当技術者とは、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、現場代理人及び専門技術者以外の者で、現場の工程管理、品質管理その他の技術上の管理に従事する技術者をいう。担当技術者を設置する場合は、契約日（途中で設置する場合は当該設置を通知する日）の前日以前に設置する担当技術者と受注者の間に直接的な雇用関係があることを必要とし、「登録のための確認のお願い」を作成する前に、監督職員に雇用関係を証明できる資料の写しを提出しなければならない。<br>また、施工計画書の（3）現場組織表に担当技術者の氏名、担当内容及び従事期間を記載しなければならない。  |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |    |   |             | 新（令和3年10月）   |   |   |   |    |   |             |  |
|--------------------------|---|---|----|---|-------------|--|---|---|---|----|---|-------------|--|
| 編                        | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条条項      | 現行条文   | 編 | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条条項      | 新条文  |
| 1                        | 1 | 1 | 7  | 0 | 1-1-7       | 工事用地等の使用   | 1 | 1 | 1 | 7  |   | 1-1-7       | 工事用地等の使用   |
| 1                        | 1 | 1 | 7  | 2 | 2. 用地の確保    | 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。 | 1 | 1 | 1 | 7  | 2 | 2. 用地の確保    | 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに <b>発注者負担により借地する範囲以外</b> の構造物掘削等に伴う借地等をいう。   |
| 1                        | 1 | 1 | 8  | 0 | 1-1-8       | 工事着手   | 1 | 1 | 1 | 8  | 0 | 1-1-8       | 工事着手   |
| 1                        | 1 | 1 | 8  | 1 |             | 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、 <b>特別な事情がない限り、工事開始日から工事着手までの期間は、最低30日を必要日数として、</b> 工事に着手しなければならない。  | 1 | 1 | 1 | 8  | 1 |             | 受注者は、特記仕様書に <b>工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに</b> 工事に着手しなければならない。 <b>工事に着手すべき期日について定めがない場合は、特別な事情がない限り、工事開始日以降30日以内に工事着手しなければならない。</b>  |
| 1                        | 1 | 1 | 9  | 0 | 1-1-9       | 工事の下請負   | 1 | 1 | 1 | 9  | 0 | 1-1-9       | 工事の下請負   |
| 1                        | 1 | 1 | 9  | 1 | (3)         | 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。  | 1 | 1 | 1 | 9  | 1 | (3)         | 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、 <b>下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める</b> 下請契約を締結しなければならない。               |
| 1                        | 1 | 1 | 10 | 0 | 1-1-10      | 施工体制台帳   | 1 | 1 | 1 | 10 | 0 | 1-1-10      | 施工体制台帳   |
| 1                        | 1 | 1 | 10 | 3 | 3. 名札等の着用   | 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む） <b>及び</b> 第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。   | 1 | 1 | 1 | 10 | 3 | 3. 名札等の着用   | 第1項の受注者は、監理技術者、 <b>監理技術者補佐</b> 、主任技術者（下請負者を含む）、 <b>第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）及び担当技術者</b> に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。（ <b>監理技術者補佐とは、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。</b> ） |
|                          |   |   |    |   |             |  | 1 | 1 | 1 | 11 | 0 | 1-1-11      | 受発注者間の情報共有   |
|                          |   |   |    |   |             |  | 1 | 1 | 1 | 11 | 1 |             | 受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、設計図書の定めによるものとする。   |
| 1                        | 1 | 1 | 11 | 0 | 1-1-11      | 受注者相互の協力   | 1 | 1 | 1 | 12 | 0 | 1-1-12      | 受注者相互の協力   |
| 1                        | 1 | 1 | 12 | 0 | 1-1-12      | 調査・試験に対する協力  | 1 | 1 | 1 | 13 | 0 | 1-1-13      | 調査・試験に対する協力  |
| 1                        | 1 | 1 | 13 | 0 | 1-1-13      | 工事の一時中止  | 1 | 1 | 1 | 14 | 0 | 1-1-14      | 工事の一時中止  |
| 1                        | 1 | 1 | 13 | 1 | 1. 一般事項     | なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-41 <b>臨機</b> の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。  | 1 | 1 | 1 | 14 | 1 | 1. 一般事項     | なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-42 <b>臨機</b> の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。  |
| 1                        | 1 | 1 | 13 | 3 | 3. 基本計画書の作成 | 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、 <b>承諾を得るものとする</b> 。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。  | 1 | 1 | 1 | 14 | 3 | 3. 基本計画書の作成 | 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、 <b>協議するものとする</b> 。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。   |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |    |   |                 | 新（令和3年10月）  |   |   |   |    |   |                 |   |
|--------------------------|---|---|----|---|-----------------|---|---|---|---|----|---|-----------------|---|
| 編                        | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条項           | 現行条文  | 編 | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条項           | 新条文   |
| 1                        | 1 | 1 | 14 | 0 | 1-1-14          | 設計図書の変更   | 1 | 1 | 1 | 15 | 0 | 1-1-15          | 設計図書の変更   |
| 1                        | 1 | 1 | 15 | 0 | 1-1-15          | 工期変更  | 1 | 1 | 1 | 16 | 0 | 1-1-16          | 工期変更  |
| 1                        | 1 | 1 | 16 | 0 | 1-1-16          | 支給材料及び貸与品   | 1 | 1 | 1 | 17 | 0 | 1-1-17          | 支給材料及び貸与品   |
| 1                        | 1 | 1 | 17 | 0 | 1-1-17          | 工事現場発生品   | 1 | 1 | 1 | 18 | 0 | 1-1-18          | 工事現場発生品   |
| 1                        | 1 | 1 | 18 | 0 | 1-1-18          | 建設副産物   | 1 | 1 | 1 | 19 | 0 | 1-1-19          | 建設副産物   |
| 1                        | 1 | 1 | 18 | 4 | 4.再生資源利用計画      | 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、 <b>法令に基づき</b> 、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。                          | 1 | 1 | 1 | 19 | 4 | 4.再生資源利用計画      | 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。  |
| 1                        | 1 | 1 | 18 | 5 | 5.再生資源利用促進計画    | 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、 <b>法令に基づき</b> 、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。          | 1 | 1 | 1 | 19 | 5 | 5.再生資源利用促進計画    | 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。  |
| 1                        | 1 | 1 | 18 | 6 | 6.実施書の提出        | 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。   | 1 | 1 | 1 | 19 | 6 | 6.実施書の提出        | 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。   |
| 1                        | 1 | 1 | 18 | 7 | 7.建設副産物情報交換システム | 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、原則として施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとし、工事完了後に工事登録証明書提出しなければならない。 | 1 | 1 | 1 | 19 | 7 | 7.建設副産物情報交換システム | 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を搬入または搬出する場合には、原則として施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとし、工事完了後に工事登録証明書提出しなければならない。  |
| 1                        | 1 | 1 | 18 | 8 | 8.建設発生土         | 受注者は、建設発生土について、設計図書において任意処分とされている場合は、「残土処理場に関する届」及び関係図面等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。  | 1 | 1 | 1 | 19 | 6 | 8.建設発生土         | 受注者は、建設発生土について、設計図書において任意処分とされている場合、 <b>または発注者との協議により指定処分から任意処分に変更した場合は</b> 、「残土処理場に関する届」及び関係図面等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。  |
| 1                        | 1 | 1 | 19 | 0 | 1-1-19          | 工事完成図   | 1 | 1 | 1 | 20 | 0 | 1-1-20          | 工事完成図   |
| 1                        | 1 | 1 | 20 | 0 | 1-1-20          | 工事完成検査  | 1 | 1 | 1 | 21 | 0 | 1-1-21          | 工事完成検査  |
| 1                        | 1 | 1 | 20 | 7 | 7.適用規定          | 受注者は、当該工事完成検査については、第3編1-1-4監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。   | 1 | 1 | 1 | 21 | 7 | 7.適用規定          | 受注者は、当該工事完成検査については、第3編1-1-3監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。   |
| 1                        | 1 | 1 | 21 | 0 | 1-1-21          | 出来形検査等  | 1 | 1 | 1 | 22 | 0 | 1-1-22          | 出来形検査等  |
| 1                        | 1 | 1 | 21 | 5 | 5.適用規定          | 受注者は、当該出来形検査については、第3編1-1-4監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。  | 1 | 1 | 1 | 22 | 5 | 5.適用規定          | 受注者は、当該出来形検査については、第3編1-1-3監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。  |
| 1                        | 1 | 1 | 22 | 0 | 1-1-22          | 部分使用  | 1 | 1 | 1 | 23 | 0 | 1-1-23          | 部分使用  |
| 1                        | 1 | 1 | 23 | 0 | 1-1-23          | 施工管理  | 1 | 1 | 1 | 24 | 0 | 1-1-24          | 施工管理  |
| 1                        | 1 | 1 | 23 | 6 | 6.労働環境の改善       | 受注者は、 <b>作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない</b> 。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。                | 1 | 1 | 1 | 24 | 6 | 6.労働環境等の改善      | 受注者は、 <b>工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない</b> 。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。 |
| 1                        | 1 | 1 | 24 | 0 | 1-1-24          | 履行報告  | 1 | 1 | 1 | 25 | 0 | 1-1-25          | 履行報告  |



| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |    |   |               | 新（令和3年10月） |   |   |    |   |                   |  |
|--------------------------|---|---|----|---|---------------|------------|---|---|----|---|-------------------|--|
| 編                        | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条項         | 編          | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条項             | 新条文  |
| 1                        | 1 | 1 | 25 | 0 | 1-1-25        | 1          | 1 | 1 | 26 | 0 | 1-1-26            | 工事関係者に対する措置請求  |
| 1                        | 1 | 1 | 25 | 2 | 2. 技術者に対する措置  | 1          | 1 | 1 | 26 | 2 | 2. 技術者に対する措置      | 発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。  |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 0 | 1-1-26        | 1          | 1 | 1 | 27 | 0 | 1-1-27            | 工事中の安全確保   |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 1 | 1. 安全指針等の遵守   | 1          | 1 | 1 | 27 | 1 | 1. 安全指針等の遵守       | 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 |
|                          |   |   |    |   |               | 1          | 1 | 1 | 27 | 2 | 2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 | 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。   |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 2 | 2. 支障行為等の防止   | 1          | 1 | 1 | 27 | 3 | 3. 支障行為等の防止       | 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない  |
|                          |   |   |    |   |               | 1          | 1 | 1 | 27 | 4 | 4. 使用する建設機械       | 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。  |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 3 | 3. 周辺への支障防止   | 1          | 1 | 1 | 27 | 5 | 5. 周辺への支障防止       | 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。  |
|                          |   |   |    |   |               | 1          | 1 | 1 | 27 | 6 | 6. 架空線等事故防止対策     | 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、支障物件が有る場合は、監督職員へ報告しなければならない。  |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 4 | 4. 防災体制       | 1          | 1 | 1 | 27 | 7 | 7. 防災体制           | 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。  |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 5 | 5. 第三者の立入禁止措置 | 1          | 1 | 1 | 27 | 8 | 8. 第三者の立入禁止措置     | 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。   |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |    |    |                | 新（令和3年10月）   |   |   |   |    |    |                |  |
|--------------------------|---|---|----|----|----------------|--|---|---|---|----|----|----------------|--|
| 編                        | 章 | 節 | 条  | 項  | 編章節条項          | 現行条文   | 編 | 章 | 節 | 条  | 項  | 編章節条項          | 新条文  |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 6  | 6.安全巡視         | 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。   | 1 | 1 | 1 | 27 | 9  | 9.安全巡視         | 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。   |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 7  | 7.現場環境改善       | 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。   | 1 | 1 | 1 | 27 | 10 | 10.現場環境改善      | 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。   |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 8  | 8.定期安全研修・訓練等   | 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。<br><br>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育<br>(2) 当該工事内容等の周知徹底<br>(3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底<br>(4) 当該工事における災害対策訓練<br>(5) 当該工事現場で予想される事故対策<br>(6) その他、安全・訓練等として必要な事項 | 1 | 1 | 1 | 27 | 11 | 11.定期安全研修・訓練等  | 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 <b>なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。</b><br>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育<br>(2) 当該工事内容等の周知徹底<br>(3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底<br>(4) 当該工事における災害対策訓練<br>(5) 当該工事現場で予想される事故対策<br>(6) その他、安全・訓練等として必要な事項 |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 9  | 9.施工計画書        | 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。  | 1 | 1 | 1 | 27 | 12 | 12.施工計画書       | 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。  |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 10 | 10.安全教育・訓練等の記録 | 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。  | 1 | 1 | 1 | 27 | 13 | 13.安全教育・訓練等の記録 | 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。  |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 11 | 11.関係機関との連絡    | 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。   | 1 | 1 | 1 | 27 | 14 | 14.関係機関との連絡    | 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。   |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 12 | 12.工事関係者の連絡会議  | 受注者は、工事現場が隣接したまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。  | 1 | 1 | 1 | 27 | 15 | 15.工事関係者の連絡会議  | 受注者は、工事現場が隣接したまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。  |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 13 | 13.安全衛生協議会の設置  | 監督職員が、労働安全衛生法（平成30年7月改正法律第78号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。  | 1 | 1 | 1 | 27 | 16 | 16.安全衛生協議会の設置  | 監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。   |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 14 | 14.安全優先        | 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成30年7月改正法律第78号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。  | 1 | 1 | 1 | 27 | 17 | 17.安全優先        | 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。   |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |    |    |                       | 新（令和3年10月）  |   |   |   |    |    |                       |  |
|--------------------------|---|---|----|----|-----------------------|---|---|---|---|----|----|-----------------------|--|
| 編                        | 章 | 節 | 条  | 項  | 編章節条項                 | 現行条文  | 編 | 章 | 節 | 条  | 項  | 編章節条項                 | 新条文  |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 15 | 15. 災害発生時の応急処置        | 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。   | 1 | 1 | 1 | 27 | 18 | 18. 災害発生時の応急処置        | 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。  |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 16 | 16. 地下埋設物等の調査         | 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。   | 1 | 1 | 1 | 27 | 19 | 19. 地下埋設物等の調査         | 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。  |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 17 | 17. 不明の地下埋設物等の処置      | 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。  | 1 | 1 | 1 | 27 | 20 | 20. 不明の地下埋設物等の処置      | 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。   |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 18 | 18. 地下埋設物件等損害時の処置     | 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。   | 1 | 1 | 1 | 27 | 21 | 21. 地下埋設物件等損害時の処置     | 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。  |
| 1                        | 1 | 1 | 26 | 19 | 19. 高温多湿な作業環境下での必要な措置 | 「土木工事安全施工技術指針（平成29年3月）」に則り、適切に対処すること。<br>（1）作業場所に応じて、熱を遮ることのできる遮蔽物等、簡易な屋根等、適度な通風または冷房を行うための設備を設け、WBGT（暑さ指数）の低減に努めるとともに、作業場所には飲料水の備え付け等を行い、また近隣に冷房を備えた休憩場所または日陰等の涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物品及び施設を設けること。<br>（2）作業の休止および休憩時間を確保し連続する作業時間を短縮するほか、計画的に熱への順化期間を設け、作業前後の水分、塩分の摂取及び透湿性や通気性の良い服装の着用等を指導し、それらの確認等を図るとともに必要な措置を講ずるための巡視を頻繁に行うこと。<br>（3）高温多湿な作業環境下で作業する作業員等の健康状態に留意すること。 | 1 | 1 | 1 | 27 | 22 | 22. 高温多湿な作業環境下での必要な措置 | 「土木工事安全施工技術指針（令和3年3月）」に則り、適切に対処すること。<br>（1）作業場所に応じて、熱を遮ることのできる遮蔽物等、簡易な屋根等、適度な通風または冷房を行うための設備を設け、WBGT（暑さ指数）の低減に努めるとともに、作業場所には飲料水の備え付け等を行い、また近隣に冷房を備えた休憩場所または日陰等の涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物品及び施設を設けること。<br>（2）作業の休止および休憩時間を確保し連続する作業時間を短縮するほか、計画的に熱への順化期間を設け、作業前後の水分、塩分の摂取及び透湿性や通気性の良い服装の着用等を指導し、それらの確認等を図るとともに必要な措置を講ずるための巡視を頻繁に行うこと。<br>（3）高温多湿な作業環境下で作業する作業員等の健康状態に留意すること。 |
| 1                        | 1 | 1 | 27 | 0  | 1-1-27                | 爆発及び火災の防止   | 1 | 1 | 1 | 28 | 0  | 1-1-28                | 爆発及び火災の防止  |
| 1                        | 1 | 1 | 28 | 0  | 1-1-28                | 後片付け  | 1 | 1 | 1 | 29 | 0  | 1-1-29                | 後片付け   |
| 1                        | 1 | 1 | 29 | 0  | 1-1-29                | 事故報告書   | 1 | 1 | 1 | 30 | 0  | 1-1-30                | 事故報告書  |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |    |   |                  | 新（令和3年10月）  |   |   |   |    |       |                  |  |
|--------------------------|---|---|----|---|------------------|---|---|---|---|----|-------|------------------|--|
| 編                        | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条項            | 編   | 章 | 節 | 条 | 項  | 編章節条項 | 新条文              |  |
| 1                        | 1 | 1 | 30 | 0 | 1-1-30           | 環境対策  | 1 | 1 | 1 | 31 | 0     | 1-1-31           | 環境対策   |
| 1                        | 1 | 1 | 30 | 6 | 6. 排出ガス対策型建設機械   | <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改正 法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環第15号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日 経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省 経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成23年7月13日付国総環第1号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> | 1 | 1 | 1 | 31 | 6     | 6. 排出ガス対策型建設機械   | <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改正法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省 経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省 告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省 経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> |
| 1                        | 1 | 1 | 30 | 8 | 8. 低騒音型・低振動型建設機械 | <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p>   | 1 | 1 | 1 | 31 | 8     | 8. 低騒音型・低振動型建設機械 | <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p>  |



| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |    |   |                | 新（令和3年10月）  |   |   |   |    |   |                |   |
|--------------------------|---|---|----|---|----------------|---|---|---|---|----|---|----------------|---|
| 編                        | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条項          | 現行条文  | 編 | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条項          | 新条文   |
| 1                        | 1 | 1 | 31 | 0 | 1-1-31         | 文化財の保護  | 1 | 1 | 1 | 32 | 0 | 1-1-32         | 文化財の保護  |
| 1                        | 1 | 1 | 32 | 0 | 1-1-32         | 交通安全管理  | 1 | 1 | 1 | 33 | 0 | 1-1-33         | 交通安全管理  |
|                          |   |   |    |   |                |   | 1 | 1 | 1 | 33 | 2 | 2. 施工計画書       | 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合は除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。  |
| 1                        | 1 | 1 | 32 | 2 | 2. 輸送災害の防止     | 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。  | 1 | 1 | 1 | 33 | 3 | 3. 輸送災害の防止     | 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。  |
| 1                        | 1 | 1 | 32 | 3 | 3. 交通安全等輸送計画   | 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をとまう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。  | 1 | 1 | 1 | 33 | 4 | 4. 交通安全等輸送計画   | 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をとまう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。  |
| 1                        | 1 | 1 | 32 | 4 | 4. 交通安全法令の遵守   | 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成29年4月21日改正 内閣府・国土交通省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。 | 1 | 1 | 1 | 33 | 5 | 5. 交通安全法令の遵守   | 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。 |
| 1                        | 1 | 1 | 32 | 5 | 5. 工事用道路使用の責任  | 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。  | 1 | 1 | 1 | 33 | 6 | 6. 工事用道路使用の責任  | 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。  |
| 1                        | 1 | 1 | 32 | 6 | 6. 工事用道路供用時の処置 | 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。   | 1 | 1 | 1 | 33 | 7 | 7. 工事用道路供用時の処置 | 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。   |
|                          |   |   |    |   |                |   | 1 | 1 | 1 | 33 | 8 | 8. 工事用道路の維持管理  | 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。  |
| 1                        | 1 | 1 | 32 | 7 | 7. 公衆交通の確保     | 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。   | 1 | 1 | 1 | 33 | 9 | 9. 公衆交通の確保     | 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。   |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |    |    |                  | 新（令和3年10月）  |   |   |   |    |    |                  |   |
|--------------------------|---|---|----|----|------------------|---|---|---|---|----|----|------------------|---|
| 編                        | 章 | 節 | 条  | 項  | 編章節条項            | 現行条文  | 編 | 章 | 節 | 条  | 項  | 編章節条項            | 新条文   |
| 1                        | 1 | 1 | 32 | 8  | 8. 水上輸送          | 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。   | 1 | 1 | 1 | 33 | 10 | 10. 水上輸送         | 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。   |
| 1                        | 1 | 1 | 32 | 9  | 9. 作業区域の標示等      | 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。   | 1 | 1 | 1 | 33 | 11 | 11. 作業区域の標示等     | 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。   |
| 1                        | 1 | 1 | 32 | 10 | 10. 水中支障落下物の処置   | 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。   | 1 | 1 | 1 | 33 | 12 | 12. 水中支障落下物の処置   | 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。   |
| 1                        | 1 | 1 | 32 | 11 | 11. 作業船舶機械故障時の処理 | 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。   | 1 | 1 | 1 | 33 | 13 | 13. 作業船舶機械故障時の処理 | 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。   |
| 1                        | 1 | 1 | 32 | 12 | 12. 通行許可         | 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成30年1月4日改正 政令第1号）第22条における政令改正の反映制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成30年6月改正 法律第41号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 | 1 | 1 | 1 | 33 | 14 | 14. 通行許可         | 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正 政令第181号）第22条における政令改正の反映制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 |
| 1                        | 1 | 1 | 33 | 0  | 1-1-33           | 施設管理  | 1 | 1 | 1 | 34 | 0  | 1-1-34           | 施設管理  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 0  | 1-1-34           | 諸法令の遵守  | 1 | 1 | 1 | 35 | 0  | 1-1-35           | 諸法令の遵守  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1  | (4)              | 労働基準法（平成30年7月改正 法律第71号）   | 1 | 1 | 1 | 35 | 1  | (4)              | 労働基準法（令和2年3月改正 法律第14号）  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1  | (8)              | 雇用保険法（平成30年7月改正 法律第71号）   | 1 | 1 | 1 | 35 | 1  | (8)              | 雇用保険法（令和2年6月改正 法律第54号）  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1  | (9)              | 労働者災害補償保険法（平成30年5月改正 法律第31号）  | 1 | 1 | 1 | 35 | 1  | (9)              | 労働者災害補償保険法（令和2年6月改正 法律第40号）   |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1  | (10)             | 健康保険法（令和元年5月改正 法律第9号）   | 1 | 1 | 1 | 35 | 1  | (10)             | 健康保険法（令和2年6月改正 法律第52号）  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1  | (11)             | 中小企業退職金共済法（平成29年6月改正 法律第45号）  | 1 | 1 | 1 | 35 | 1  | (11)             | 中小企業退職金共済法（令和2年6月改正 法律第40号）   |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1  | (12)             | 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）   | 1 | 1 | 1 | 35 | 1  | (12)             | 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）   |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1  | (13)             | 出入国管理及び難民認定法（平成30年12月改正 法律第102号）  | 1 | 1 | 1 | 35 | 1  | (13)             | 出入国管理及び難民認定法（令和元年12月改正 法律第63号）  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1  | (14)             | 道路法（平成30年3月改正 法律第6号）  | 1 | 1 | 1 | 35 | 1  | (14)             | 道路法（令和2年6月改正 法律第49号）  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1  | (15)             | 道路交通法（令和元年6月改正 法律第37号）  | 1 | 1 | 1 | 35 | 1  | (15)             | 道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1  | (16)             | 道路運送法（平成29年6月改正 法律第45号）   | 1 | 1 | 1 | 35 | 1  | (16)             | 道路運送法（令和2年6月改正 法律第36号）  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1  | (17)             | 道路運送車両法（令和元年6月改正 法律第37号）  | 1 | 1 | 1 | 35 | 1  | (17)             | 道路運送車両法（令和2年3月改正 法律第5号）   |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1  | (21)             | 海岸法（平成31年12月改正 法律第95号）  | 1 | 1 | 1 | 35 | 1  | (21)             | 海岸法（平成30年12月改正 法律第95号）  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1  | (22)             | 港湾法（令和元年6月改正 法律第37号）  | 1 | 1 | 1 | 35 | 1  | (22)             | 港湾法（令和2年6月改正 法律第49号）  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1  | (26)             | 航空法（令和元年6月改正 法律第38号）  | 1 | 1 | 1 | 35 | 1  | (26)             | 航空法（令和2年6月改正 法律第61号）  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1  | (28)             | 軌道法（平成29年6月改正 法律第45号）   | 1 | 1 | 1 | 35 | 1  | (28)             | 軌道法（令和2年6月改正 法律第41号）  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1  | (29)             | 森林法（平成30年6月改正 法律第35号）   | 1 | 1 | 1 | 35 | 1  | (29)             | 森林法（令和2年6月改正 法律第41号）  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1  | (32)             | 大気汚染防止法（平成29年6月改正 法律第45号）   | 1 | 1 | 1 | 35 | 1  | (32)             | 大気汚染防止法（令和2年6月改正 法律第39号）  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1  | (38)             | 文化財保護法（平成30年6月改正 法律第42号）  | 1 | 1 | 1 | 35 | 1  | (38)             | 文化財保護法（令和2年6月改正 法律第41号）   |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |    |   |               | 新（令和3年10月）   |   |   |   |    |   |                  |  |
|--------------------------|---|---|----|---|---------------|--|---|---|---|----|---|------------------|--|
| 編                        | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条項         | 現行条文   | 編 | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条項            | 新条文  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1 | (40)          | 電気事業法（平成30年6月改正 法律第41号）  | 1 | 1 | 1 | 35 | 1 | (40)             | 電気事業法（令和2年6月改正 法律第72号）   |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1 | (43)          | 建築基準法（令和元年6月改正 法律第37号）   | 1 | 1 | 1 | 35 | 1 | (43)             | 建築基準法（令和2年6月改正 法律第43号）   |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1 | (63)          | 厚生年金保険法（平成30年7月改正 法律第71号）  | 1 | 1 | 1 | 35 | 1 | (63)             | 厚生年金保険法（令和2年6月改正 法律第40号）   |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1 | (68)          | 所得税法（令和元年6月改正 法律第28号）  | 1 | 1 | 1 | 35 | 1 | (68)             | 所得税法（令和2年3月改正 法律第8号）   |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1 | (70)          | 船員保険法（令和元年5月改正 法律第9号）  | 1 | 1 | 1 | 35 | 1 | (70)             | 船員保険法（令和2年6月改正 法律第52号）   |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1 | (71)          | 著作権法（平成30年7月改正 法律第72号）   | 1 | 1 | 1 | 35 | 1 | (71)             | 著作権法（令和2年6月改正 法律第48号）  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1 | (72)          | 電波法（令和元年6月改正 法律第23号）   | 1 | 1 | 1 | 35 | 1 | (72)             | 電波法（令和2年4月改正 法律第23号）   |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1 | (73)          | 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（令和元年6月改正 法律第20号）  | 1 | 1 | 1 | 35 | 1 | (73)             | 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（令和2年6月改正 法律第42号）  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1 | (74)          | 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成29年6月改正 法律第45号）   | 1 | 1 | 1 | 35 | 1 | (74)             | 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1 | (75)          | 農薬取締法（平成30年6月改正 法律第53号）  | 1 | 1 | 1 | 35 | 1 | (75)             | 農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）  |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 1 | (81)          | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成30年6月改正 法律第67号）  | 1 | 1 | 1 | 35 | 1 | (81)             | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和2年6月改正 法律第42号）   |
| 1                        | 1 | 1 | 34 | 2 |               | 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。  | 1 | 1 | 1 | 35 | 2 |                  | 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合に発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。   |
| 1                        | 1 | 1 | 35 | 0 | 1-1-35        | 官公庁等への手続等  | 1 | 1 | 1 | 36 | 0 | 1-1-36           | 官公庁等への手続等  |
| 1                        | 1 | 1 | 36 | 0 | 1-1-36        | 施工時期及び施工時間の変更  | 1 | 1 | 1 | 37 | 0 | 1-1-37           | 施工時期及び施工時間の変更  |
| 1                        | 1 | 1 | 37 | 0 | 1-1-37        | 工事測量   | 1 | 1 | 1 | 38 | 0 | 1-1-38           | 工事測量   |
|                          |   |   |    |   |               |  | 1 | 1 | 1 | 38 | 3 | 3. 仮設標識          | 受注者は、丁張、その他の工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。   |
| 1                        | 1 | 1 | 37 | 3 | 3. 工事用測量標の取扱い | 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。 | 1 | 1 | 1 | 38 | 4 | 4. 工事用測量標の取扱い    | 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。 |
| 1                        | 1 | 1 | 37 | 5 | 4. 既存杭の保全     | 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。   | 1 | 1 | 1 | 38 | 5 | 5. 既存杭の保全        | 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。   |
| 1                        | 1 | 1 | 37 | 6 | 5. 水準測量・水深測量  | 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。  | 1 | 1 | 1 | 38 | 6 | 6. 水準測量・水深測量     | 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。  |
| 1                        | 1 | 1 | 38 | 0 | 1-1-38        | 不可抗力による損害  | 1 | 1 | 1 | 39 | 0 | 1-1-39           | 不可抗力による損害  |
| 1                        | 1 | 1 | 38 | 2 | 2. 設計図書で定めた基準 |  | 1 | 1 | 1 | 39 | 2 | 2. 設計図書で定めた基準    |  |
| 1                        | 1 | 1 | 38 | 2 | (5)           | 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合   | 1 | 1 | 1 | 39 | 2 | (5)              | 地震、津波、豪雪に起因する場合、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合  |
| 1                        | 1 | 1 | 39 | 0 | 1-1-39        | 特許権等   | 1 | 1 | 1 | 40 | 0 | 1-1-40           | 特許権等   |
| 1                        | 1 | 1 | 40 | 0 | 1-1-40        | 保険の付保及び事故の補償   | 1 | 1 | 1 | 41 | 0 | 1-1-41           | 保険の付保及び事故の補償   |
| 1                        | 1 | 1 | 40 | 5 | 5. 掛金収納書の提出   | 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。  | 1 | 1 | 1 | 41 | 5 | 5. 建設業退職金共済制度の履行 | 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。<br>また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。     |
| 1                        | 1 | 1 | 41 | 0 | 1-1-41        | 臨機の措置  | 1 | 1 | 1 | 42 | 0 | 1-1-42           | 臨機の措置  |



| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |    |   |            | 新（令和3年10月）  |   |   |   |    |   |            |   |
|--------------------------|---|---|----|---|------------|---|---|---|---|----|---|------------|---|
| 編                        | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条項      | 現行条文  | 編 | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条項      | 新条文   |
| 1                        | 1 | 1 | 42 | 0 | 1-1-42     | 技能士の活用  | 1 | 1 | 1 | 43 | 0 | 1-1-43     | 技能士の活用  |
| 1                        | 1 | 1 | 43 | 0 | 1-1-43     | 示方書等の適用   | 1 | 1 | 1 | 44 | 0 | 1-1-44     | 示方書等の適用   |
| 1                        | 2 | 0 | 0  | 0 | 第2章        | 土工  | 1 | 2 | 0 | 0  | 0 | 第2章        | 土工  |
| 1                        | 2 | 2 | 0  | 0 | 第2節        | 適用すべき諸基準  | 1 | 2 | 2 | 0  | 0 | 第2節        | 適用すべき諸基準  |
| 1                        | 2 | 2 | 0  | 0 |            | <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路土工－施工指針（平成21年6月）<br/> 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）<br/> 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）<br/> 日本道路協会 道路土工－盛土工指針（平成22年4月）<br/> 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）<br/> 日本道路協会 道路土工－土質調査指針（昭和61年11月）<br/> 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（平成25年12月）<br/> 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）<br/> 建設省 堤防余盛基準について（昭和44年1月）<br/> 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月）<br/> 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計施工マニュアル（平成26年8月）<br/> 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計施工マニュアル（平成26年8月）<br/> 国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル（平成21年4月）<br/> 国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月）<br/> 国土交通省 発生土利用基準（平成18年8月）<br/> 国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）</p> | 1 | 2 | 2 | 0  | 0 |            | <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路土工－施工指針（平成21年6月）<br/> 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）<br/> 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）<br/> 日本道路協会 道路土工－盛土工指針（平成22年4月）<br/> 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）<br/> 日本道路協会 道路土工－土質調査指針（昭和61年11月）<br/> 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（平成25年12月）<br/> 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）<br/> 建設省 堤防余盛基準について（昭和44年1月）<br/> 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月）<br/> 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計施工マニュアル（平成26年8月）<br/> 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計施工マニュアル（平成26年8月）<br/> 国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル（平成21年4月）<br/> 国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月）<br/> 国土交通省 発生土利用基準（平成18年8月）<br/> <b>日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）</b></p> |
| 1                        | 2 | 3 | 0  | 0 | 第3節        | 河川土工・海岸土工・砂防土工  | 1 | 2 | 3 | 0  | 0 | 第3節        | 河川土工・海岸土工・砂防土工  |
| 1                        | 2 | 3 | 1  | 0 | 2-3-1      | 一般事項  | 1 | 2 | 3 | 1  | 0 | 2-3-1      | 一般事項  |
| 1                        | 2 | 3 | 1  | 4 | 4.適用規定     | 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-18建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。   | 1 | 2 | 3 | 4  | 3 | 4.適用規定     | 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-19建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。   |
| 1                        | 2 | 3 | 4  | 0 | 2-3-4      | 盛土補強工   | 1 | 2 | 3 | 4  | 0 | 2-3-4      | 盛土補強工   |
| 1                        | 2 | 3 | 4  | 3 | 3.基盤面の排水処理 | 受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。   | 1 | 2 | 3 | 4  | 3 | 3.基盤面の排水処理 | 受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。   |
| 1                        | 2 | 3 | 7  | 2 | 2.残土運搬時の注意 | 残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようつとめなければならない。  | 1 | 2 | 3 | 7  | 2 | 2.残土運搬時の注意 | <b>受注者は</b> 、残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようつとめなければならない。   |



| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |    |               | 新（令和3年10月）   |   |   |   |   |    |                |   |
|--------------------------|---|---|---|----|---------------|--|---|---|---|---|----|----------------|---|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項  | 編章節条項         | 現行条文   | 編 | 章 | 節 | 条 | 項  | 編章節条項          | 新条文   |
|                          |   |   |   |    |               |  | 1 | 2 | 3 | 7 | 3  | 3. 降雨等による災害の防止 | 受注者は、残土を処分するときは、降雨による崩壊及び土砂や雨水の流出による災害を起こさないよう施工しなければならない。  |
| 1                        | 2 | 4 | 0 | 0  | 第4節           | 道路土工   | 1 | 2 | 4 | 0 | 0  | 第4節            | 道路土工  |
| 1                        | 2 | 4 | 1 | 0  | 2-4-1         | 一般事項   | 1 | 2 | 4 | 1 | 0  | 2-4-1          | 一般事項  |
| 1                        | 2 | 4 | 1 | 3  | 3. 構造物取付け部    | 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。<br>なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 7. 9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会 平成29年11月）及び「道路土工 盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会 平成22年4月）を参考とする。   | 1 | 2 | 4 | 1 | 3  | 3. 構造物取付け部     | 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて一層の仕上り厚を20cm以下とした路床並みの締固めと排水工の施工を行わなければならない。<br>なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編） 7. 9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会 平成29年11月）及び「道路土工 盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会 平成22年4月）を参考とする。  |
| 1                        | 2 | 4 | 1 | 8  | 8. 適用規定       | 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-18建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。   | 1 | 2 | 4 | 1 | 8  | 8. 適用規定        | 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-19建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。  |
| 1                        | 2 | 4 | 4 | 0  | 2-4-4         | 路床盛土工  | 1 | 2 | 4 | 4 | 0  | 2-4-4          | 路床盛土  |
| 1                        | 2 | 4 | 4 | 10 | 10. 路床盛土の締固め度 | 路床盛土の締固め度については、第1編1-1-23施工管理第8項の規定によるものとする。  | 1 | 2 | 4 | 4 | 10 | 10. 路床盛土の締固め度  | 路床盛土の締固め度については、第1編1-1-24施工管理第8項の規定によるものとする。   |
| 1                        | 3 | 0 | 0 | 0  | 第3章           | 無筋・鉄筋コンクリート  | 1 | 3 | 0 | 0 | 0  | 第3章            | 無筋・鉄筋コンクリート   |
| 1                        | 3 | 2 | 0 | 0  | 第2節           | 適用すべき諸基準   | 1 | 3 | 2 | 0 | 0  | 第2節            | 適用すべき諸基準  |
| 1                        | 3 | 2 | 0 | 1  | 1. 適用規定       | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）<br>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）<br>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）<br>土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成19年8月）<br>コンクリートの耐久性向上施策について（添付資料1）<br>公益財団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年9月）<br>機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（平成28年7月）<br>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）<br>機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月） | 1 | 3 | 2 | 0 | 1  | 1. 適用規定        | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）<br>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）<br>土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）<br>土木学会 鉄筋定着・継手指針（令和2年3月）<br>コンクリートの耐久性向上施策について（添付資料1）<br>公益財団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年9月）<br>機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（平成28年7月）<br>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）<br>機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月） |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |   |          | 新（令和3年10月）   |   |   |   |   |   |          |  |
|--------------------------|---|---|---|---|----------|--|---|---|---|---|---|----------|--|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条条項   | 現行条文   | 編 | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条条項   | 新条文  |
| 1                        | 3 | 3 | 0 | 0 | 第3節      | レディーミクストコンクリート   | 1 | 3 | 3 | 0 | 0 | 第3節      | レディーミクストコンクリート   |
| 1                        | 3 | 3 | 2 | 0 | 3-3-2    | 工場の選定  | 1 | 3 | 3 | 2 | 0 | 3-3-2    | 工場の選定  |
| 1                        | 3 | 3 | 2 | 1 | 1. 一般事項  | <p>受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。</p> <p>（1）JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>（2）JISマーク表示認証工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたい。その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> | 1 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1. 一般事項  | <p>受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。</p> <p>（1）JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>（2）JISマーク表示認証工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたい。その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> |
| 1                        | 3 | 3 | 3 | 0 | 3-3-3    | 配合   | 1 | 3 | 3 | 3 | 0 | 3-3-3    | 配合   |
| 1                        | 3 | 3 | 3 | 1 | 1. 一般事項  | 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。   | 1 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1. 一般事項  | 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。   |
| 1                        | 3 | 5 | 0 | 0 | 第5節      | 現場練りコンクリート   | 1 | 3 | 5 | 0 | 0 | 第5節      | 現場練りコンクリート   |
| 1                        | 3 | 5 | 2 | 0 | 3-5-2    | 材料の貯蔵  | 1 | 3 | 5 | 2 | 0 | 3-5-2    | 材料の貯蔵  |
| 1                        | 3 | 5 | 2 | 1 | 3. 骨材の貯蔵 | 受注者は、ゴミ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。  | 1 | 3 | 5 | 2 | 1 | 3. 骨材の貯蔵 | 受注者は、ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。  |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |   |   | 新（令和3年10月）  |   |   |   |   |          |            |
|--------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----------|------------|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条項   | 編   | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条項    | 新条文        |
| 1                        | 3 | 5 | 4 | 0 | 3-5-4   | 1   | 3 | 5 | 2 | 0 | 3-5-4    | 材料の計量及び練混ぜ |
| 1                        | 3 | 5 | 4 | 2 | 2. 材料の計量  | 1   | 3 | 5 | 4 | 2 | 2. 材料の計量 | 材料の計量及び練混ぜ |
|                          |   |   |   |   | <p>（1）受注者は、計量については、現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JIS A 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法－遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法－粗骨材の表面水率試験方法」または連続測定が可能な簡易試験方法または監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。</p> <p>（2）受注者は、第1編3－3－3配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督職員に協議しなければならない。</p> <p>（3）計量値の許容差は、1回計量分に対し、「表3－3計量値の許容誤差」の値以下とする。</p> <p>（4）連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表3－3計量値の許容誤差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。</p> <p>（5）受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。</p> <p>（6）受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p> <p>（7）受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をうすめるのに用いた水は、練り混ぜ水の一部としなければならない。</p> | <p>（1）受注者は、計量については、現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JIS A 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法－遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法－粗骨材の表面水率試験方法」または連続測定が可能な簡易試験方法または監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。</p> <p>（2）受注者は、第1編3－3－3配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督職員に協議しなければならない。</p> <p>（3）計量値の許容差は、1回計量分に対し、「表3－3計量値の許容誤差」の値以下とする。</p> <p>（4）連続ミキサ<del>ー</del>を使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量値の許容差は、ミキサ<del>ー</del>の容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表3－3計量値の許容誤差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサ<del>ー</del>の種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。</p> <p>（5）受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。</p> <p>（6）受注者は、各材料を、一<del>バッチ</del>分ずつ<del>質量</del>で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液<del>については、表に示した容積で計量してもよいものとする。</del>なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p> <p>（7）受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をうすめるのに用いた水は、練り混ぜ水の一部としなければならない。</p> |   |   |   |   |          |            |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |    |          | 新（令和3年10月）  |   |   |   |   |    |          |   |
|--------------------------|---|---|---|----|----------|---|---|---|---|---|----|----------|---|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項  | 編章節条条項   | 現行条文  | 編 | 章 | 節 | 条 | 項  | 編章節条条項   | 新条文   |
| 1                        | 3 | 5 | 4 | 3  | 3. 練混ぜ   | <p>(1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式または強制練りバッチミキサまたは連続ミキサを使用するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、JIS A 8603（コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。</p> <p>やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサを用いる場合1分とするものとする。</p> <p>(5) 受注者は、練混ぜは、あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で、練混ぜを行わなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ内に新たに材料を投入してはならない。</p> <p>(7) 受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。</p> <p>(8) ミキサは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。</p> <p>(10) 受注者は、コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行わなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練り混ぜなければならない。</p> | 1 | 3 | 5 | 4 | 3  | 3. 練混ぜ   | <p>(1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式または強制練りバッチミキサまたは連続ミキサを使用するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、JIS A 8603（コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。</p> <p>やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサを用いる場合1分とするものとする。</p> <p>(5) 受注者は、練混ぜは、あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で、練混ぜを行わなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ内に新たに材料を投入してはならない。</p> <p>(7) 受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。</p> <p>(8) ミキサは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。</p> <p>(10) 受注者は、コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行わなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練り混ぜなければならない。</p> |
| 1                        | 3 | 6 | 0 | 0  | 第6節      | 運搬・打設   | 1 | 3 | 6 | 0 | 0  | 第6節      | 運搬・打設   |
| 1                        | 3 | 6 | 4 | 0  | 3-6-4    | 打設  | 1 | 3 | 6 | 4 | 0  | 3-6-4    | 打設  |
| 1                        | 3 | 6 | 4 | 2  | 2. 適用気温  | 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。   | 1 | 3 | 6 | 4 | 2  | 2. 適用気温  | 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第9節暑中コンクリート、第10節寒中コンクリートの規定による。   |
| 1                        | 3 | 6 | 4 | 11 | 11. 水平打設 | 受注者は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。   | 1 | 3 | 6 | 4 | 11 | 11. 水平打設 | 受注者は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。   |



| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |    |                | 新（令和3年10月）   |   |   |   |   |    |                |   |
|--------------------------|---|---|---|----|----------------|--|---|---|---|---|----|----------------|---|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項  | 編章節条項          | 現行条文   | 編 | 章 | 節 | 条 | 項  | 編章節条項          | 新条文   |
| 1                        | 3 | 6 | 4 | 14 | 14. 上層下層一体の締固め | 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。   | 1 | 3 | 6 | 4 | 14 | 14. 上層下層一体の締固め | 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。  |
| 1                        | 3 | 6 | 5 | 0  | 3-6-5          | 締固め  | 1 | 3 | 6 | 5 | 0  | 3-6-5          | 締固め   |
| 1                        | 3 | 6 | 5 | 3  | 3. 上層下層一体の締固め  | 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。   | 1 | 3 | 6 | 5 | 3  | 3. 上層下層一体の締固め  | 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。  |
| 1                        | 3 | 7 | 0 | 0  | 第7節            | 鉄筋工  | 1 | 3 | 6 | 0 | 0  | 第7節            | 鉄筋工   |
| 1                        | 3 | 7 | 5 | 0  | 3-7-5          | 継手   | 1 | 3 | 7 | 5 | 0  | 3-7-5          | 継手  |
| 1                        | 3 | 7 | 5 | 2  | 2. 重ね継手        | 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上の焼なまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。<br>なお、エポキシ樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。                          | 1 | 3 | 7 | 5 | 2  | 2. 重ね継手        | 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上の焼なまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。<br>なお、エポキシ樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」（土木学会、平成15年11月）により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。  |
| 1                        | 3 | 7 | 5 | 3  | 3. 継手位置        | 受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。 | 1 | 3 | 7 | 5 | 3  | 3. 継手位置        | 受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。  |
|                          |   |   |   |    |                |  | 1 | 3 | 7 | 5 | 8  | 8. 機械式鉄筋継手     | (1)機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督職員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。<br>①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。<br>②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、可否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。<br>(2)設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督職員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。 |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |    |   |   |                         | 新（令和3年10月）  |   |   |    |   |   |                                       |   |
|--------------------------|---|----|---|---|-------------------------|---|---|---|----|---|---|---------------------------------------|---|
| 編                        | 章 | 節  | 条 | 項 | 編章節条条項                  | 現行条文  | 編 | 章 | 節  | 条 | 項 | 編章節条条項                                | 新条文   |
| 1                        | 3 | 10 | 0 | 0 | 第10節                    | 寒中コンクリート  | 1 | 3 | 10 | 0 | 0 | 第10節                                  | 寒中コンクリート  |
| 1                        | 3 | 10 | 2 | 0 | 3-10-2                  | 施工  | 1 | 3 | 10 | 2 | 0 | 3-10-2                                | 施工  |
| 1                        | 3 | 10 | 2 | 4 | 4. 材料投入順序の設定            | 受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサに投入する順序を設定しなければならない。  | 1 | 3 | 10 | 2 | 4 | 4. 材料投入順序の設定                          | 受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサ <del>ー</del> に投入する順序を設定しなければならない。  |
| 1                        | 3 | 10 | 3 | 0 | 3-10-3                  | 養生  | 1 | 3 | 10 | 3 | 0 | 3-10-3                                | 養生  |
| 1                        | 3 | 10 | 3 | 5 | 5. 養生中のコンクリート温度         | 受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、特に監督職員が指示した場合のほかは、表3-5の値以上とするものとする。なお、表3-5の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表3-4に示す期間も満足する必要がある。   | 1 | 3 | 10 | 3 | 5 | 5. 養生中のコンクリート温度                       | 受注者は、養生温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、特に監督職員が指示した場合のほかは、表3-5の値以上とするものとする。なお、表3-5の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表3-4に示す期間も満足する必要がある。  |
| 1                        | 3 | 13 | 0 | 0 | 第13節                    | 水中不分離性コンクリート  | 1 | 3 | 13 | 0 | 0 | 第13節                                  | 水中不分離性コンクリート  |
| 1                        | 3 | 13 | 3 | 0 | 3-13-3                  | コンクリートの製造   | 1 | 3 | 13 | 3 | 0 | 3-13-3                                | コンクリートの製造   |
| 1                        | 3 | 13 | 3 | 4 | 4. 練混ぜ                  | （1）受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に準じるものとする。<br>（2）受注者は、強制練りバッチミキサを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。<br>（3）受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に次の項目を検討し監督職員と協議しなければならない。<br>① 混和剤の添加方法・時期<br>② アジテータトラック1車輛の運搬量<br>③ コンクリート品質の試験確認<br>（4）受注者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。<br>（5）受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサにモルタルを付着させなければならない。 | 1 | 3 | 13 | 3 | 4 | 4. 練混ぜ                                | （1）受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に準じるものとする。<br>（2）受注者は、強制練りバッチミキサ <del>ー</del> を用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。<br>（3）受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に次の項目を検討し監督職員と協議しなければならない。<br>① 混和剤の添加方法・時期<br>② アジテータトラック1車輛の運搬量<br>③ コンクリート品質の試験確認<br>（4）受注者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。<br>（5）受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサ <del>ー</del> にモルタルを付着させなければならない。 |
| 1                        | 3 | 13 | 3 | 5 | 5. ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理 | （1）受注者は、ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。<br>（2）受注者は、洗浄排水の処理方法をあらかじめ定めなければならない。  | 1 | 3 | 13 | 3 | 5 | 5. ミキサ <del>ー</del> 、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理 | （1）受注者は、ミキサ <del>ー</del> 及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。<br>（2）受注者は、洗浄排水の処理方法をあらかじめ定めなければならない。  |
| 1                        | 3 | 14 | 0 | 0 | 第14節                    | プレバッキングコンクリート   | 1 | 3 | 14 | 0 | 0 | 第14節                                  | プレバッキングコンクリート   |
| 1                        | 3 | 14 | 2 | 0 | 3-14-2                  | 施工機器  | 1 | 3 | 14 | 2 | 0 | 3-14-2                                | 施工機器  |
| 1                        | 3 | 14 | 2 | 1 | 1. 施工機械                 | （1）受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサを使用しなければならない。   | 1 | 3 | 14 | 2 | 1 | 1. 施工機械                               | （1）受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサ <del>ー</del> を使用しなければならない。   |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |    |   |   |                 | 新（令和3年10月）  |   |   |    |   |   |                 |   |
|--------------------------|---|----|---|---|-----------------|---|---|---|----|---|---|-----------------|---|
| 編                        | 章 | 節  | 条 | 項 | 編章節条条項          | 現行条文  | 編 | 章 | 節  | 条 | 項 | 編章節条条項          | 新条文   |
| 1                        | 3 | 14 | 3 | 0 | 3-14-3          | 施工  | 1 | 3 | 14 | 3 | 0 | 3-14-3          | 施工  |
| 1                        | 3 | 14 | 3 | 5 | 5. 練混ぜ          | <p>(1) 受注者は、練混ぜをモルタルミキサで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確かめ、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をしなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、モルタルミキサ1パッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。</p> | 1 | 3 | 14 | 3 | 5 | 5. 練混ぜ          | <p>(1) 受注者は、練混ぜをモルタルミキサ<del>一</del>で行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確かめ、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をしなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、モルタルミキサ<del>一</del>1パッチの練混ぜを、ミキサ<del>一</del>の定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。</p> |
| 2                        | 0 | 0  | 0 | 0 | 第2編             | 材料編   | 2 | 0 | 0  | 0 | 0 | 第2編             | 材料編   |
| 2                        | 2 | 0  | 0 | 0 | 第2章             | 一般事項  | 2 | 2 | 0  | 0 | 0 | 第2章             | 一般事項  |
| 2                        | 2 | 3  | 0 | 0 | 第3節             | 骨材  | 2 | 2 | 3  | 0 | 0 | 第3節             | 骨材  |
| 2                        | 2 | 3  | 3 | 0 | 2-3-3           | アスファルト舗装用骨材   | 2 | 2 | 3  | 3 | 0 | 2-3-3           | アスファルト舗装用骨材   |
| 2                        | 2 | 3  | 3 | 5 | 表2-10           | 鉄鋼スラグの規格  | 2 | 2 | 3  | 3 | 5 | 表2-10           | 鉄鋼スラグの規格  |
| 2                        | 2 | 6  | 0 | 0 | 第6節             | セメント及び混和材料  | 2 | 2 | 6  | 0 | 0 | 第6節             | セメント及び混和材料  |
| 2                        | 2 | 6  | 1 | 0 | 2-6-1           | 一般事項  | 2 | 2 | 6  | 1 | 0 | 2-6-1           | 一般事項  |
| 2                        | 2 | 6  | 1 | 7 | 7. 異常な混和剤使用時の注意 | 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した <b>セメント</b> は使用してはならない。  | 2 | 2 | 6  | 1 | 7 | 7. 異常な混和剤使用時の注意 | 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した <b>混和剤</b> は使用してはならない。   |
| 2                        | 2 | 6  | 1 | 7 | 9. 異常な混和材使用時の注意 | 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これらを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した <b>セメント</b> は使用してはならない。  | 2 | 2 | 6  | 1 | 7 | 9. 異常な混和材使用時の注意 | 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これらを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した <b>混和材</b> は使用してはならない。   |
| 2                        | 2 | 8  | 0 | 0 | 第8節             | 瀝青材料  | 2 | 2 | 8  | 0 | 0 | 第8節             | 瀝青材料  |
| 2                        | 2 | 8  | 3 | 0 | 2-8-3           | 再生用添加剤  | 2 | 2 | 8  | 3 | 0 | 2-8-3           | 再生用添加剤  |
| 2                        | 2 | 8  | 3 | 0 |                 | 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成30年6月8日改正 政令第184号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。   | 2 | 2 | 8  | 3 | 0 |                 | 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正 政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。  |
| 2                        | 2 | 12 | 0 | 0 | 第12節            | 道路標識及び区画線   | 2 | 2 | 12 | 0 | 0 | 第12節            | 道路標識及び区画線   |
| 2                        | 2 | 12 | 1 | 0 | 2-12-1          | 道路標識  | 2 | 2 | 12 | 1 | 0 | 2-12-1          | 道路標識  |
| 2                        | 2 | 12 | 1 | 0 | (2)             | 支柱<br>JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）<br>JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）<br>JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）<br>JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）   | 2 | 2 | 12 | 1 | 0 | (2)             | 支柱<br>JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）<br>JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）<br>JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差）<br>JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）<br>JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）<br>JIS G 3136（建築構造用圧延鋼材）   |
| 2                        | 2 | 12 | 1 | 0 |                 | 表2-28 封入レンズ型反射シートの反射性   | 2 | 2 | 12 | 1 | 0 |                 | 表2-28 封入レンズ型反射シートの反射性   |
| 2                        | 2 | 12 | 1 | 0 |                 | 表2-29 カプセルレンズ型反射シートの反射性   | 2 | 2 | 12 | 1 | 0 |                 | 表2-29 カプセルレンズ型反射シートの反射性   |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |    |   |               |   | 新（令和3年10月） |   |   |   |   |               |  |
|--------------------------|---|---|----|---|---------------|---|------------|---|---|---|---|---------------|--|
| 編                        | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条条項        | 現行条文  | 編          | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条条項        | 新条文  |
| 3                        | 0 | 0 | 0  | 0 | 第3編           | 土木工事共通編   | 3          | 0 | 0 | 0 | 0 | 第3編           | 土木工事共通編  |
| 3                        | 1 | 0 | 0  | 0 | 第1章           | 総則  | 3          | 1 | 0 | 0 | 0 | 第1章           | 総則   |
| 3                        | 1 | 1 | 0  | 0 | 第1節           | 総則  | 3          | 1 | 1 | 0 | 0 | 第1節           | 総則   |
| 3                        | 1 | 1 | 1  | 0 | 1-1-1         | 用語の定義   |            |   |   |   |   | [削除]          |  |
| 3                        | 1 | 1 | 1  | 1 | 1. 一般事項       | 土木工事にあつては、第1編の1-1-2用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする。   |            |   |   |   |   | [削除]          |  |
| 3                        | 1 | 1 | 1  | 2 | 2. 段階確認       | 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。   |            |   |   |   |   | [削除]          |  |
| 3                        | 1 | 1 | 1  | 3 | 3. 技術検査       | 技術検査とは、工事技術検査実施要綱（平成15年3月12日付け監理第1236号）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。                                     |            |   |   |   |   | [削除]          |  |
| 3                        | 1 | 1 | 2  | 0 | 1-1-2         | 工程表   | 3          | 1 | 1 | 1 | 0 | 1-1-1         | 工程表  |
| 3                        | 1 | 1 | 3  | 0 | 1-1-3         | 現場技術員   | 3          | 1 | 1 | 2 | 0 | 1-1-2         | 現場技術員  |
| 3                        | 1 | 1 | 4  | 0 | 1-1-4         | 監督職員による確認及び立会   | 3          | 1 | 1 | 3 | 0 | 1-1-3         | 監督職員による確認及び立会  |
| 3                        | 1 | 1 | 5  | 0 | 1-1-5         | 数量の算出   | 3          | 1 | 1 | 4 | 0 | 1-1-4         | 数量の算出  |
| 3                        | 1 | 1 | 6  | 0 | 1-1-6         | 工事完成図書の納品   | 3          | 1 | 1 | 5 | 0 | 1-1-5         | 工事完成図書の納品  |
| 3                        | 1 | 1 | 7  | 0 | 1-1-7         | 技術検査  | 3          | 1 | 1 | 6 | 0 | 1-1-6         | 技術検査   |
| 3                        | 1 | 1 | 8  | 0 | 1-1-8         | 施工管理  |            |   |   |   |   | [削除]          |  |
| 3                        | 1 | 1 | 9  | 0 | 1-1-9         | 工事中の安全確保  |            |   |   |   |   | [削除]          |  |
| 3                        | 1 | 1 | 10 | 0 | 1-1-10        | 交通安全管理  |            |   |   |   |   | [削除]          |  |
| 3                        | 1 | 1 | 11 | 0 | 1-1-11        | 工事測量  |            |   |   |   |   | [削除]          |  |
| 3                        | 1 | 1 | 12 | 0 | 1-1-12        | 提出書類  | 3          | 1 | 1 | 7 | 0 | 1-1-7         | 提出書類   |
| 3                        | 1 | 1 | 13 | 0 | 1-1-13        | 創意工夫  | 3          | 1 | 1 | 8 | 0 | 1-1-8         | 創意工夫   |
| 3                        | 2 | 0 | 0  | 0 | 第2章           | 一般施工  | 3          | 2 | 0 | 0 | 0 | 第2章           | 一般施工   |
| 3                        | 2 | 2 | 0  | 0 | 第2節           | 適用すべき諸基準  | 3          | 2 | 2 | 0 | 0 | 第2節           | 適用すべき諸基準   |
| 3                        | 2 | 2 | 0  | 0 |               | 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）  | 3          | 2 | 2 | 0 | 0 |               | 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）  |
| 3                        | 2 | 2 | 0  | 0 |               | 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）  | 3          | 2 | 2 | 0 | 0 |               | 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）   |
| 3                        | 2 | 2 | 0  | 0 |               | 環境省 水質汚濁に係る環境基準について（平成28年3月）  | 3          | 2 | 2 | 0 | 0 |               | 環境省 水質汚濁に係る環境基準について（平成31年3月）   |
| 3                        | 2 | 2 | 0  | 0 |               | 日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）   | 3          | 2 | 2 | 0 | 0 |               | 日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）   |
| 3                        | 2 | 2 | 0  | 0 |               | 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（昭和62年1月）  | 3          | 2 | 2 | 0 | 0 |               | 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（令和2年6月）  |
| 3                        | 2 | 2 | 0  | 0 |               | 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成29年6月）  | 3          | 2 | 2 | 0 | 0 |               | 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和2年7月）  |
| 3                        | 2 | 3 | 0  | 0 | 第3節           | 共通的工種   | 3          | 2 | 3 | 0 | 0 | 第3節           | 共通的工種  |
| 3                        | 2 | 3 | 6  | 0 | 2-3-6         | 小型標識工   | 3          | 2 | 3 | 6 | 0 | 2-3-6         | 小型標識工  |
| 3                        | 2 | 3 | 6  | 1 | 1. 一般事項       | 受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。  | 3          | 2 | 3 | 6 | 1 | 1. 一般事項       | 受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が <b>確実かつ</b> 容易な反射材料を用いなければならない。  |
| 3                        | 2 | 3 | 6  | 2 | 2. 反射標識の取扱い   | 受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。   | 3          | 2 | 3 | 6 | 2 | 2. 反射標識の取扱い   | 受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。 <b>ただし</b> 、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。  |
| 3                        | 2 | 3 | 6  | 3 | 3. 標識板基盤の表面状態 | 受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨（サンディング処理）シラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性処理液）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。 | 3          | 2 | 3 | 6 | 3 | 3. 標識板基盤の表面状態 | 受注者は、標示板基板表面を <b>サンドペーパーや機械により</b> 研磨（サンディング処理）シラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性 <b>界面活性剤</b> ）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。 |



| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |    |    |                     | 新（令和3年10月）  |   |   |   |    |    |                     |   |
|--------------------------|---|---|----|----|---------------------|---|---|---|---|----|----|---------------------|---|
| 編                        | 章 | 節 | 条  | 項  | 編章節条項               | 現行条文  | 編 | 章 | 節 | 条  | 項  | 編章節条項               | 新条文   |
| 3                        | 2 | 3 | 6  | 5  | 5. 反射シートの貼付け方式      | 受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。   | 3 | 2 | 3 | 6  | 5  | 5. 反射シートの貼付け方式      | 受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。 <b>印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。</b>  |
| 3                        | 2 | 3 | 6  | 8  | 8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ | 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5～10mm <b>程度</b> 重ね合わせなければならない。  | 3 | 2 | 3 | 6  | 8  | 8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ | 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5～10mm <b>以上</b> 重ね合わせなければならない。  |
| 3                        | 2 | 3 | 6  | 12 | 12. 錆止めの実施          | 受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、 <b>磷酸塩被膜法</b> などによる錆止めを施さなければならない。  | 3 | 2 | 3 | 6  | 12 | 12. 錆止めの実施          | 受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、 <b>リン酸塩被膜法</b> などによる錆止めを施さなければならない。   |
| 3                        | 2 | 3 | 6  | 15 | 15. 溶融亜鉛めっきの基準      | 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）550g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450 g/m <sup>2</sup> 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。   | 3 | 2 | 3 | 6  | 15 | 15. 溶融亜鉛めっきの基準      | 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）550g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450 g/m <sup>2</sup> 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。 |
| 3                        | 2 | 3 | 6  | 20 | 20. 設置              |   |   |   |   |    |    |                     |   |
| 3                        | 2 | 3 | 6  | 20 | (3)                 | 受注者は、標識の設置後、「山口県、設置年月日等」を記入したステッカーを貼り付けなければならない。貼付位置及びステッカーの寸法は次図のとおりとする。   | 3 | 2 | 3 | 6  | 20 | (3)                 | 受注者は、標識の設置後、「山口県、設置年月等」を記入したステッカーを貼り付けなければならない。貼付位置及びステッカーの寸法は次図のとおりとする。  |
| 3                        | 2 | 3 | 10 | 0  | 2-3-10              | 道路付属物工  | 3 | 2 | 3 | 10 | 0  | 2-3-10              | 道路付属物工  |
| 3                        | 2 | 3 | 10 | 8  | 8. 道路照明             |   | 3 | 2 | 3 | 10 | 8  | 8. 道路照明             |   |
| 3                        | 2 | 3 | 10 | 8  | (4)                 | 灯具の取付け、ポール内配線等はコンクリートの養生期間を十分とった後行わなければならない。道路照明設置後、「山口県、設置年月日等」を記入したステッカーを貼り付けなければならない。  | 3 | 2 | 3 | 10 | 8  | (4)                 | 灯具の取付け、ポール内配線等はコンクリートの養生期間を十分とった後行わなければならない。道路照明設置後、「山口県、 <b>建柱</b> 年月等」を記入したステッカーを貼り付けなければならない。  |
| 3                        | 2 | 3 | 25 | 0  | 2-3-25              | 銘板工   | 3 | 2 | 3 | 25 | 0  | 2-3-25              | 銘板工   |
| 3                        | 2 | 3 | 25 | 4  | 4. 橋名板の仕様について       | 図2-2  | 3 | 2 | 3 | 25 | 4  | 4. 橋名板の仕様について       | 図2-2 <b>銘板の寸法及び記載事項</b>   |
| 3                        | 2 | 3 | 33 | 0  | 2-3-33              | 袋詰玉石工   | 3 | 2 | 3 | 33 | 0  | 2-3-33              | 袋詰玉石工   |
| 3                        | 2 | 3 | 33 | 3  | 3. 根固め用袋材の要求性能の確認   | 表2-13(1) 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法  | 3 | 2 | 3 | 33 | 3  | 3. 根固め用袋材の要求性能の確認   | 表2-13(1) 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法  |
| 3                        | 2 | 4 | 0  | 0  | 第4節                 | 基礎工   | 3 | 2 | 4 | 0  | 0  | 第4節                 | 基礎工   |
| 3                        | 2 | 4 | 4  | 0  | 2-4-4               | 既製杭工  | 3 | 2 | 4 | 4  | 0  | 2-4-4               | 既製杭工  |
| 3                        | 2 | 4 | 4  | 21 | 21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手    |   | 3 | 2 | 4 | 4  | 21 | 21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手    |   |
| 3                        | 2 | 4 | 4  | 21 | (2)                 | 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。 | 3 | 2 | 4 | 4  | 21 | (2)                 | 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わさせなければならない。  |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |    |                   | 新（令和3年10月）   |   |   |   |   |    |                   |   |
|--------------------------|---|---|---|----|-------------------|--|---|---|---|---|----|-------------------|---|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項  | 編章節条条項            | 現行条文   | 編 | 章 | 節 | 条 | 項  | 編章節条条項            | 新条文   |
| 3                        | 2 | 4 | 5 | 0  | 2-4-5             | 場所打杭工  | 3 | 2 | 4 | 5 | 0  | 2-4-5             | 場所打杭工   |
| 3                        | 2 | 4 | 5 | 9  | 9.鉄筋かごの建込み        | 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500～700mmの間隔で設置するものとする。   | 3 | 2 | 4 | 5 | 9  | 9.鉄筋かごの建込み        | 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500～700mmの間隔で設置するものとする。  |
| 3                        | 2 | 4 | 9 | 0  | 2-4-9             | 鋼管矢板基礎工  | 3 | 2 | 4 | 9 | 0  | 2-4-9             | 鋼管矢板基礎工   |
| 3                        | 2 | 4 | 9 | 11 | 11.鋼管矢板の溶接        |  | 3 | 2 | 4 | 9 | 11 | 11.鋼管矢板の溶接        |   |
|                          |   |   |   |    | (1)               | 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。   |   |   |   |   |    | (1)               | 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。  |
|                          |   |   |   |    | (2)               | 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない |   |   |   |   |    | (2)               | 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、 <b>かつ現場溶接経験が6ヵ月以上の者に行わせなければならない</b> |
| 3                        | 2 | 6 | 0 | 0  | 第6節               | 一般舗装工  | 3 | 2 | 6 | 0 | 0  | 第6節               | 一般舗装工   |
| 3                        | 2 | 6 | 2 | 0  | 2-6-2             | 材料   | 3 | 2 | 6 | 2 | 0  | 2-6-2             | 材料  |
| 3                        | 2 | 6 | 2 | 4  | 4.試験練り            | 受注者は、舗設に先だって決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。   | 3 | 2 | 6 | 2 | 4  | 4.試験練り            | 受注者は、舗設に先立って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。  |
| 3                        | 2 | 6 | 3 | 0  | 2-6-3             | アスファルト舗装の材料  | 3 | 2 | 6 | 3 | 0  | 2-6-3             | アスファルト舗装の材料   |
| 3                        | 2 | 6 | 3 | 20 | 20.適用規定（加熱アスファルト） |  | 3 | 2 | 6 | 3 | 20 | 20.適用規定（加熱アスファルト） |   |
| 3                        | 2 | 6 | 3 | 20 | (1)               | アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表2-23、2-24の規格に適合するものとする。  | 3 | 2 | 6 | 3 | 20 | (1)               | アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。  |
| 3                        | 2 | 6 | 3 | 21 | 21.マーシャル安定度試験     | 表2-25、2-26に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。   | 3 | 2 | 6 | 3 | 21 | 21.マーシャル安定度試験     | 表2-25、表2-26に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。   |
| 3                        | 2 | 6 | 7 | 0  | 2-6-7             | アスファルト舗装工  | 3 | 2 | 6 | 7 | 0  | 2-6-7             | アスファルト舗装工   |
| 3                        | 2 | 6 | 7 | 1  | 1.下層路盤の規定         |  | 3 | 2 | 6 | 7 | 1  | 1.下層路盤の規定         |   |
| 3                        | 2 | 6 | 7 | 1  | (1)               | 受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。   | 3 | 2 | 6 | 7 | 1  | (1)               | 受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、 <b>一層</b> の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。   |
| 3                        | 2 | 6 | 7 | 3  | 3.セメント及び石灰安定処理の規定 |  | 3 | 2 | 6 | 7 | 3  | 3.セメント及び石灰安定処理の規定 |   |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |    |    |                   | 新（令和3年10月）  |   |   |   |    |    |                   |   |
|--------------------------|---|---|----|----|-------------------|---|---|---|---|----|----|-------------------|---|
| 編                        | 章 | 節 | 条  | 項  | 編章節条項             | 現行条文  | 編 | 章 | 節 | 条  | 項  | 編章節条項             | 新条文   |
| 3                        | 2 | 6 | 7  | 3  | (2)               | 受注者は、施工に先だって、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。  | 3 | 2 | 6 | 7  | 3  | (2)               | 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。  |
| 3                        | 2 | 6 | 7  | 3  | (4)               | 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。  | 3 | 2 | 6 | 7  | 3  | (4)               | 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。  |
| 3                        | 2 | 6 | 7  | 3  | (12)              | 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。  | 3 | 2 | 6 | 7  | 3  | (12)              | 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、一層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。  |
| 3                        | 2 | 6 | 7  | 3  | (15)              | 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。   | 3 | 2 | 6 | 7  | 3  | (15)              | 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を二層以上に施工する場合の縦継目の位置を一層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。   |
| 3                        | 2 | 6 | 7  | 4  | 4.加熱アスファルト安定処理の規定 |   | 3 | 2 | 6 | 7  | 4  | 4.加熱アスファルト安定処理の規定 |   |
| 3                        | 2 | 6 | 7  | 4  | (5)               | 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。   | 3 | 2 | 6 | 7  | 4  | (5)               | 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（出荷時）の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。  |
| 3                        | 2 | 6 | 11 | 0  | 2-6-11            | グースアスファルト舗装工  | 3 | 2 | 6 | 11 | 0  | 2-6-11            | グースアスファルト舗装工  |
| 3                        | 2 | 6 | 11 | 6  | 6.接着剤の塗布          |   | 3 | 2 | 6 | 11 | 6  | 6.接着剤の塗布          |   |
| 3                        | 2 | 6 | 11 | 6  | (3)               | 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.40/m <sup>2</sup> の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.20/m <sup>2</sup> の割合で1層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に1層目の上に同じ要領によって2層目を塗布するものとする。 | 3 | 2 | 6 | 11 | 6  | (3)               | 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.40/m <sup>2</sup> の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.20/m <sup>2</sup> の割合で一層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布するものとする。 |
| 3                        | 2 | 6 | 11 | 9  | 9.設計アスファルト量の決定    |   | 3 | 2 | 6 | 11 | 9  | 9.設計アスファルト量の決定    |   |
| 3                        | 2 | 6 | 11 | 9  | (2)               | グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差が出るので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。   | 3 | 2 | 6 | 11 | 9  | (2)               | グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差が出るので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。   |
| 3                        | 2 | 6 | 11 | 11 | 11.混合物の製造         |   | 3 | 2 | 6 | 11 | 11 | 11.混合物の製造         |   |
| 3                        | 2 | 6 | 11 | 11 | (2)               | ミキサ排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。   | 3 | 2 | 6 | 11 | 11 | (2)               | ミキサ排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。   |
| 3                        | 2 | 6 | 12 | 0  | 2-6-12            | コンクリート舗装工   | 3 | 2 | 6 | 12 | 0  | 2-6-12            | コンクリート舗装工   |
| 3                        | 2 | 6 | 12 | 3  | 3.セメント及び石灰安定処理の規定 |   | 3 | 2 | 6 | 12 | 3  | 3.セメント及び石灰安定処理の規定 |   |
| 3                        | 2 | 6 | 12 | 3  | (2)               | 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。  | 3 | 2 | 6 | 12 | 3  | (2)               | 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。  |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |    |    |                   | 新（令和3年10月）   |   |   |   |    |    |                   |  |
|--------------------------|---|---|----|----|-------------------|--|---|---|---|----|----|-------------------|--|
| 編                        | 章 | 節 | 条  | 項  | 編章節条項             | 現行条文   | 編 | 章 | 節 | 条  | 項  | 編章節条項             | 新条文  |
| 3                        | 2 | 6 | 12 | 3  | (4)               | 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。   | 3 | 2 | 6 | 12 | 3  | (4)               | 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。   |
| 3                        | 2 | 6 | 12 | 3  | (12)              | 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。                       | 3 | 2 | 6 | 12 | 3  | (12)              | 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、 <del>一</del> 層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。                        |
| 3                        | 2 | 6 | 12 | 3  | (15)              | 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。  | 3 | 2 | 6 | 12 | 3  | (15)              | 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を <del>二</del> 層以上に施工する場合の縦継目の位置を <del>一</del> 層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。  |
| 3                        | 2 | 6 | 12 | 4  | 4.加熱アスファルト安定処理の規定 |  | 3 | 2 | 6 | 12 | 4  | 4.加熱アスファルト安定処理の規定 |  |
| 3                        | 2 | 6 | 12 | 4  | (8)               | 受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。 | 3 | 2 | 6 | 12 | 4  | (8)               | 受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサ <del>一</del> での混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。 |
| 3                        | 2 | 6 | 12 | 8  | 8.コンクリート舗装の規定     |  | 3 | 2 | 6 | 12 | 8  | 8.コンクリート舗装の規定     |  |
| 3                        | 2 | 6 | 12 | 8  | (1)               | 受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りませには、強制練りミキサまたは可傾式ミキサを使用しなければならない。   | 3 | 2 | 6 | 12 | 8  | (1)               | 受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りませには、強制練りミキサ <del>一</del> または可傾式ミキサ <del>一</del> を使用しなければならない。   |
| 3                        | 2 | 6 | 12 | 13 | 13.転圧コンクリート舗装の規定  |  | 3 | 2 | 6 | 12 | 13 | 13.転圧コンクリート舗装の規定  |  |
| 3                        | 2 | 6 | 12 | 13 | (7)               | 受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りませ用ミキサとして、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサを使用しなければならない。   | 3 | 2 | 6 | 12 | 13 | (7)               | 受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りませ用ミキサ <del>一</del> として、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサ <del>一</del> を使用しなければならない。   |
| 3                        | 2 | 6 | 18 | 0  | 2-6-18            | アスファルト舗装補修工  | 3 | 2 | 6 | 18 | 0  | 2-6-18            | アスファルト舗装補修工  |
| 3                        | 2 | 6 | 18 | 12 | 12.クラック処理の施工      | 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のゴミ、泥などを圧縮空気吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かななければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。                     | 3 | 2 | 6 | 18 | 12 | 12.クラック処理の施工      | 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中の <del>ごみ</del> 、泥などを圧縮空気吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かななければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。                      |
| 3                        | 2 | 9 | 0  | 0  | 第9節               | 構造物撤去工   | 3 | 2 | 9 | 0  | 0  | 第9節               | 構造物撤去工   |
| 3                        | 2 | 9 | 3  | 0  | 2-9-3             | 構造物取壊し工  | 3 | 2 | 9 | 3  | 0  | 2-9-3             | 構造物取壊し工  |
| 3                        | 2 | 9 | 3  | 7  | 7.根固めブロック撤去       | 受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、 <del>ゴミ</del> を現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。   | 3 | 2 | 9 | 3  | 7  | 7.根固めブロック撤去       | 受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、 <del>ごみ</del> を現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。   |
| 3                        | 2 | 9 | 9  | 0  | 2-9-9             | かご撤去工  | 3 | 2 | 9 | 9  | 0  | 2-9-9             | かご撤去工  |
| 3                        | 2 | 9 | 9  | 1  | 1.供用中の施設への影響防止    | 受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、 <del>ゴミ</del> を現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。  | 3 | 2 | 9 | 9  | 1  | 1.供用中の施設への影響防止    | 受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、 <del>ごみ</del> を現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。  |
| 3                        | 2 | 9 | 14 | 0  | 2-9-14            | 骨材再生工  | 3 | 2 | 9 | 14 | 0  | 2-9-14            | 骨材再生工  |



| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |    |    |    |                | 新（令和3年10月）   |   |   |    |    |    |                |  |
|--------------------------|---|----|----|----|----------------|--|---|---|----|----|----|----------------|--|
| 編                        | 章 | 節  | 条  | 項  | 編章節条条項         | 現行条文   | 編 | 章 | 節  | 条  | 項  | 編章節条条項         | 新条文  |
| 3                        | 2 | 9  | 14 | 1  | 1. 骨材再生工の施工    | 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-18建設副産物の規定による。   | 3 | 2 | 9  | 14 | 1  | 1. 骨材再生工の施工    | 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-19建設副産物の規定による。   |
| 3                        | 2 | 9  | 15 | 0  | 2-9-15         | 運搬処理工  | 3 | 2 | 9  | 15 | 0  | 2-9-15         | 運搬処理工  |
| 3                        | 2 | 9  | 15 | 1  | 1. 工事現場発生品の規定  | 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-17工事現場発生品の規定による。  | 3 | 2 | 9  | 15 | 1  | 1. 工事現場発生品の規定  | 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-18工事現場発生品の規定による。  |
| 3                        | 2 | 9  | 15 | 2  | 2. 建設副産物の規定    | 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-18建設副産物の規定による。  | 3 | 2 | 9  | 15 | 2  | 2. 建設副産物の規定    | 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-19建設副産物の規定による。  |
| 3                        | 2 | 10 | 0  | 0  | 第10節           | 仮設工  | 3 | 2 | 10 | 0  | 0  | 第10節           | 仮設工  |
| 3                        | 2 | 10 | 5  | 0  | 2-10-5         | 土留・仮締切工  | 3 | 2 | 10 | 5  | 0  | 2-10-5         | 土留・仮締切工  |
| 3                        | 2 | 10 | 5  | 3  | 3. 適用規定        | 受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、 <b>国土交通省</b> 仮締切堤設置基準（案）の規定による。  | 3 | 2 | 10 | 5  | 3  | 3. 適用規定        | 受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「 <b>仮締切堤設置基準（案）</b> 」（ <b>国土交通省、平成22年6月</b> ）の規定による。   |
| 3                        | 2 | 10 | 15 | 0  | 2-10-15        | コンクリート製造設備工  | 3 | 2 | 10 | 15 | 0  | 2-10-15        | コンクリート製造設備工  |
| 3                        | 2 | 10 | 15 | 2  | 2. コンクリートの練りませ | 受注者は、コンクリートの練りませにおいてはバッチミキサを用いなければならない。  | 3 | 2 | 10 | 15 | 2  | 2. コンクリートの練りませ | 受注者は、コンクリートの練りませにおいてはバッチミキサを用いなければならない。  |
| 3                        | 2 | 10 | 16 | 0  | 2-10-16        | トンネル仮設備工   | 3 | 2 | 10 | 16 | 0  | 2-10-16        | トンネル仮設備工   |
| 3                        | 2 | 10 | 16 | 10 | 10. 換気等の効果確認   | 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは $3\text{mg}/\text{m}^3$ 以下とし、掘削断面積が小さいため、 $3\text{mg}/\text{m}^3$ を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、 $3\text{mg}/\text{m}^3$ 低い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。 | 3 | 2 | 10 | 16 | 10 | 10. 換気等の効果確認   | 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは $2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下とし、掘削断面積が小さいため、 $2\text{mg}/\text{m}^3$ を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、 $2\text{mg}/\text{m}^3$ 低い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。 |
| 3                        | 2 | 10 | 23 | 0  | 2-10-23        | 足場工  | 3 | 2 | 10 | 23 | 0  | 2-10-23        | 足場工  |
| 3                        | 2 | 10 | 23 | 0  |                | 受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議すること。<br>上記において、「これにより難い場合」とは、供給側に問題があり、手すり先行工法の足場を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。   | 3 | 2 | 10 | 23 | 1  |                | 受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議すること。<br>上記において、「これにより難い場合」とは、供給側に問題があり、手すり先行工法の足場を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。   |
| 3                        | 2 | 12 | 0  | 0  | 第12節           | 工場製作工（共通）  | 3 | 2 | 12 | 0  | 0  | 第12節           | 工場製作工（共通）  |
| 3                        | 2 | 12 | 2  | 0  | 2-12-2         | 材料   | 3 | 2 | 12 | 2  | 0  | 2-12-2         | 材料   |
| 3                        | 2 | 12 | 2  | 7  | 7. 工場塗装工の材料    |  | 3 | 2 | 12 | 2  | 7  | 7. 工場塗装工の材料    |  |
| 3                        | 2 | 12 | 2  | 7  | (5)            | 受注者は、塗料の有効期限を、ジंकリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を超過した塗料は使用してはならない。  | 3 | 2 | 12 | 2  | 7  | (5)            | 受注者は、塗料の有効期限を、ジंकリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を超過した塗料は使用してはならない。 <b>工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジंकリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。</b>  |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |    |    |    |         |  | 新（令和3年10月） |   |    |    |    |         |  |
|--------------------------|---|----|----|----|---------|--|------------|---|----|----|----|---------|--|
| 編                        | 章 | 節  | 条  | 項  | 編章節条条項  | 現行条文   | 編          | 章 | 節  | 条  | 項  | 編章節条条項  | 新条文  |
| 3                        | 2 | 12 | 3  | 0  | 2-12-3  | 桁製作工   | 3          | 2 | 12 | 3  | 0  | 2-12-3  | 桁製作工   |
| 3                        | 2 | 12 | 3  | 1  | 1.      | 製作加工   | 3          | 2 | 12 | 3  | 1  | 1.      | 製作加工   |
| 3                        | 2 | 12 | 3  | 1  | (1)     | 原寸   | 3          | 2 | 12 | 3  | 1  | (1)     | 原寸   |
| 3                        | 2 | 12 | 3  | 1  | ①       | 受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合は、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。  | 3          | 2 | 12 | 3  | 1  | ①       | 受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。  |
| 3                        | 2 | 12 | 3  | 1  | ②       | 受注者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。  | 3          | 2 | 12 | 3  | 1  | ②       | 受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は監督職員の承諾を得なければならない。  |
| 3                        | 2 | 12 | 3  | 1  | (3)     | 溶接施工   | 3          | 2 | 12 | 3  | 1  | (3)     | 溶接施工   |
| 3                        | 2 | 12 | 3  | 1  | ②       | 受注者は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A-2Fまたは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。<br>なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。<br>また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者または十分な訓練を受けた者でなければならない。 | 3          | 2 | 12 | 3  | 1  | ②       | 受注者は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A-2Fまたは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。<br>なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。<br>また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者または十分な訓練を受けた者でなければならない。 |
| 3                        | 2 | 12 | 3  | 1  | (8)     | 受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表2-53の条件を満たす場合に限り、表2-52により予熱することを標準とする。   | 3          | 2 | 12 | 3  | 1  | (8)     | 受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表2-53の条件を満たす場合に限り、表2-52により予熱することを標準とする。<br>なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表2-54とする。   |
| 3                        | 2 | 12 | 11 | 0  | 2-12-11 | 工場塗装工  | 3          | 2 | 12 | 11 | 0  | 2-12-11 | 工場塗装工  |
| 3                        | 2 | 12 | 11 | 12 | 12.     | 検査   | 3          | 2 | 12 | 11 | 12 | 12.     | 検査   |
| 3                        | 2 | 12 | 11 | 12 | (3)     | 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎25点（1点あたり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。  | 3          | 2 | 12 | 11 | 12 | (3)     | 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎25点（1点あたり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。  |
| 3                        | 2 | 14 | 0  | 0  | 第14節    | 法面工（共通）  | 3          | 2 | 14 | 0  | 0  | 第14節    | 法面工（共通）  |
| 3                        | 2 | 14 | 2  | 0  | 2-14-2  | 植生工  | 3          | 2 | 14 | 2  | 0  | 2-14-2  | 植生工  |
| 3                        | 2 | 14 | 2  | 19 | 19.     | 切土法面緑化工事の植生の被覆率とその保証   | 3          | 2 | 14 | 2  | 19 | 19.     | 切土法面緑化工事の植生の被覆率とその保証   |
| 3                        | 2 | 14 | 2  | 19 | 1)      | 病害虫が発生した場合   | 3          | 2 | 14 | 2  | 19 | 1)      | 病虫害・鳥獣害が発生した場合   |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |    |   |    |                     |   | 新（令和3年10月） |   |    |   |    |                                  |   |
|--------------------------|---|----|---|----|---------------------|---|------------|---|----|---|----|----------------------------------|---|
| 編                        | 章 | 節  | 条 | 項  | 編章節条条項              | 現行条文  | 編          | 章 | 節  | 条 | 項  | 編章節条条項                           | 新条文   |
| 3                        | 2 | 14 | 5 | 0  | 2-14-5              | 法面施肥工   | 3          | 2 | 14 | 5 | 0  | 2-14-5                           | 法面施肥工   |
| 3                        | 2 | 14 | 5 | 3  | 3. 支障物の撤去           | 受注者は、施肥の施工に支障となる <b>ゴミ</b> 等を撤去した後、施工しなければならない。   | 3          | 2 | 14 | 5 | 3  | 3. 支障物の撤去                        | 受注者は、施肥の施工に支障となる <b>ごみ</b> 等を撤去した後、施工しなければならない。   |
| 3                        | 2 | 17 | 0 | 0  | 第17節                | 植栽維持工   | 3          | 2 | 17 | 0 | 0  | 第17節                             | 植栽維持工   |
| 3                        | 2 | 17 | 2 | 0  | 2-17-2              | 材料  | 3          | 2 | 17 | 2 | 0  | 2-17-2                           | 材料  |
| 3                        | 2 | 17 | 2 | 1  | 1. 一般事項             | 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。<br>なお、薬剤については農薬取締法（平成30年6月改正 法律第53号）に基づくものでなければならない。  | 3          | 2 | 17 | 2 | 1  | 1. 一般事項                          | 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。<br>なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）に基づくものでなければならない。  |
| 3                        | 2 | 17 | 3 | 0  | 2-17-3              | 樹木・芝生管理工  | 3          | 2 | 17 | 3 | 0  | 2-17-3                           | 樹木・芝生管理工  |
| 3                        | 2 | 17 | 3 | 2  | 2. 剪定の施工            | 受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について監督職員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。  | 3          | 2 | 17 | 3 | 2  | 2. 剪定の施工                         | 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（厚生労働省 令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について監督職員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。                               |
| 3                        | 2 | 17 | 3 | 4  | 4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り等の施工 | 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。  | 3          | 2 | 17 | 3 | 4  | 4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り（ <b>抜根</b> ）等の施工 | 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り（ <b>抜根</b> ）、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。   |
| 3                        | 2 | 17 | 3 | 15 | 15. 幹巻き             | 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄または <b>シュロ</b> 縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。  | 3          | 2 | 17 | 3 | 15 | 15. 幹巻き                          | 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄または <b>しゅろ</b> 縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。  |
| 3                        | 2 | 17 | 3 | 16 | 16. 支柱の設置           | 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻き <b>シュロ</b> 縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。   | 3          | 2 | 17 | 3 | 16 | 16. 支柱の設置                        | 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻き <b>しゅろ</b> 縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。   |
| 3                        | 2 | 17 | 3 | 19 | 19. 施肥の施工前作業        | 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂や <b>ゴミ</b> 等の除去及び除草を行わなければならない。  | 3          | 2 | 17 | 3 | 19 | 19. 施肥の施工前作業                     | 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂や <b>ごみ</b> 等の除去及び除草を行わなければならない。  |
| 3                        | 2 | 18 | 2 | 0  | 2-18-2              | 床版工   | 3          | 2 | 18 | 2 | 0  | 2-18-2                           | 床版工   |
| 3                        | 2 | 18 | 2 | 1  | 1. 鉄筋コンクリート床版       |   | 3          | 2 | 18 | 2 | 1  | 1. 鉄筋コンクリート床版                    |   |
| 3                        | 2 | 18 | 2 | 1  | (4)                 | 受注者は、スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。<br>なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペーサーは、1㎡あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。 | 3          | 2 | 18 | 2 | 1  | (4)                              | 受注者は、スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。<br>なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペーサーは、1㎡あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。 |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |    |   |   |            |  | 新（令和3年10月） |   |    |   |   |            |   |
|--------------------------|---|----|---|---|------------|--|------------|---|----|---|---|------------|---|
| 編                        | 章 | 節  | 条 | 項 | 編章節条条項     | 現行条文   | 編          | 章 | 節  | 条 | 項 | 編章節条条項     | 新条文   |
| 6                        | 0 | 0  | 0 | 0 | 第6編        | 河川編  | 6          | 0 | 0  | 0 | 0 | 第6編        | 河川編   |
| 6                        | 1 | 0  | 0 | 0 | 第1章        | 築堤・護岸  | 6          | 1 | 0  | 0 | 0 | 第1章        | 築堤・護岸   |
| 6                        | 1 | 12 | 0 | 0 | 第12節       | 付帯道路施設工  | 6          | 1 | 12 | 0 | 0 | 第12節       | 付帯道路施設工   |
| 6                        | 1 | 12 | 2 | 0 | 1-12-2     | 境界工  | 6          | 1 | 12 | 2 | 0 | 1-12-2     | 境界工   |
| 6                        | 1 | 12 | 2 | 3 | 3. 設置位置    | 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭（鉋）の矢印を用地境界線に一致させ、原則として、文字「山口県」または「国」を外側（民地側）に向け、公有地に設置するものとする。   | 6          | 1 | 12 | 2 | 3 | 3. 設置位置    | 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭（鉋）の頭部に示す矢印先端部を用地境界線と一致させ、原則として、文字「山口県」または「国」を外側（民地側）に向け、公有地に設置するものとする。  |
| 6                        | 1 | 13 | 0 | 0 | 第13節       | 光ケーブル配管工   | 6          | 1 | 13 | 0 | 0 | 第13節       | 光ケーブル配管工  |
| 6                        | 1 | 13 | 3 | 0 | 1-13-3     | 配管工  | 6          | 1 | 13 | 3 | 0 | 1-13-3     | 配管工   |
| 6                        | 1 | 13 | 3 | 2 | 2. 単管の配管   | 受注者は、単管の場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。   | 6          | 1 | 13 | 3 | 2 | 2. 単管の配管   | 受注者は、単管の場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。  |
| 6                        | 3 | 0  | 0 | 0 | 第3章        | 樋門・樋管  | 6          | 3 | 0  | 0 | 0 | 第3章        | 樋門・樋管   |
| 6                        | 3 | 2  | 0 | 0 | 第2節        | 適用すべき諸基準   | 6          | 3 | 2  | 0 | 0 | 第2節        | 適用すべき諸基準  |
| 6                        | 3 | 2  | 0 | 0 |            | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）<br>国土交通省 河川砂防技術基準（案）<br>国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月）<br>国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（平成29年3月）<br>国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月） | 6          | 3 | 2  | 0 | 0 |            | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）<br>国土交通省 河川砂防技術基準（案）（令和元年7月）<br>国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月）<br>国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和2年3月）<br>国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月） |
| 6                        | 3 | 8  | 0 | 0 | 第8節        | 付属物設置工   | 6          | 3 | 8  | 0 | 0 | 第8節        | 付属物設置工  |
| 6                        | 3 | 8  | 4 | 0 | 3-8-4      | 境界工  | 6          | 3 | 8  | 4 | 0 | 3-8-4      | 境界工   |
| 6                        | 3 | 8  | 4 | 3 | 3. 杭（鉋）の設置 | 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭（鉋）の矢印を用地境界線に一致させ、原則として、文字「山口県」または「国」を外側（民地側）に向け、公有地に設置するものとする。   | 6          | 3 | 8  | 4 | 3 | 3. 杭（鉋）の設置 | 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭（鉋）の頭部に示す矢印先端部を用地境界線と一致させ、原則として、文字「山口県」または「国」を外側（民地側）に向け、公有地に設置するものとする。  |



| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |    |    |   |        |   | 新（令和3年10月） |   |    |    |   |        |   |
|--------------------------|---|----|----|---|--------|---|------------|---|----|----|---|--------|---|
| 編                        | 章 | 節  | 条  | 項 | 編章節条条項 | 現行条文  | 編          | 章 | 節  | 条  | 項 | 編章節条条項 | 新条文   |
| 6                        | 4 | 0  | 0  | 0 | 第4章    | 水門  | 6          | 4 | 0  | 0  | 0 | 第4章    | 水門  |
| 6                        | 4 | 2  | 0  | 0 | 第2節    | 適用すべき諸基準  | 6          | 4 | 2  | 0  | 0 | 第2節    | 適用すべき諸基準  |
| 6                        | 4 | 2  | 0  | 0 |        | <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）（日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）</p> <p>国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）</p> <p>国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（平成22年4月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）</p> | 6          | 4 | 2  | 0  | 0 |        | <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）（日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）</p> <p>国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）</p> <p>国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（平成22年4月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）</p> |
| 6                        | 4 | 9  | 0  | 0 | 第9節    | 鋼管理橋上部工   | 6          | 4 | 9  | 0  | 0 | 第9節    | 鋼管理橋上部工   |
| 6                        | 4 | 9  | 10 | 0 | 4-9-10 | 支承工   | 6          | 4 | 9  | 10 | 0 | 4-9-10 | 支承工   |
| 6                        | 4 | 9  | 10 | 1 |        | 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  | 6          | 4 | 9  | 10 | 1 |        | 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  |
| 6                        | 4 | 14 | 0  | 0 | 第14節   | コンクリート管理橋上部工（PC橋）   | 6          | 4 | 14 | 0  | 0 | 第14節   | コンクリート管理橋上部工（PC橋）   |
| 6                        | 4 | 14 | 6  | 0 | 4-14-6 | 支承工   | 6          | 4 | 14 | 6  | 0 | 4-14-6 | 支承工   |
| 6                        | 4 | 14 | 6  | 1 |        | 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  | 6          | 4 | 14 | 6  | 1 |        | 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  |
| 6                        | 4 | 15 | 0  | 0 | 第15節   | コンクリート管理橋上部工（PCホーラスラブ橋）   | 6          | 4 | 15 | 0  | 0 | 第15節   | コンクリート管理橋上部工（PCホーラスラブ橋）   |
| 6                        | 4 | 15 | 3  | 0 | 4-15-3 | 支承工   | 6          | 4 | 15 | 3  | 0 | 4-15-3 | 支承工   |
| 6                        | 4 | 15 | 3  | 1 |        | 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  | 6          | 4 | 15 | 3  | 1 |        | 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  |
| 6                        | 4 | 18 | 0  | 0 | 第18節   | 舗装工   | 6          | 4 | 18 | 0  | 0 | 第18節   | 舗装工   |
| 6                        | 4 | 18 | 1  | 0 | 4-18-1 | 一般事項  | 6          | 4 | 18 | 1  | 0 | 4-18-1 | 一般事項  |
| 6                        | 4 | 18 | 1  | 2 | 2. 舗装工 | 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。  | 6          | 4 | 18 | 1  | 2 | 2. 舗装工 | 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。  |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |   |            |  | 新（令和3年10月） |   |   |   |   |            |   |
|--------------------------|---|---|---|---|------------|--|------------|---|---|---|---|------------|---|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条条項     | 現行条文   | 編          | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条条項     | 新条文   |
| 6                        | 5 | 0 | 0 | 0 | 第5章        | 堰  | 6          | 5 | 0 | 0 | 0 | 第5章        | 堰   |
| 6                        | 5 | 1 | 0 | 0 | 第1節        | 適用   | 6          | 5 | 1 | 0 | 0 | 第1節        | 適用  |
| 6                        | 5 | 1 | 5 | 0 | 5. 適用規定（3） | 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、平成29年3月）の規定による。  | 6          | 5 | 1 | 5 | 0 | 5. 適用規定（3） | 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和2年3月）の規定による。  |
| 6                        | 5 | 2 | 0 | 0 | 第2節        | 適用すべき諸基準   | 6          | 5 | 2 | 0 | 0 | 第2節        | 適用すべき諸基準  |
| 6                        | 5 | 2 | 0 | 0 |            | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）<br>国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準（案）（平成12年10月）<br>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）<br>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）<br>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月） | 6          | 5 | 2 | 0 | 0 |            | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）<br>国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準（案）（平成12年10月）<br>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）<br>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）<br>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月） |
| 6                        | 5 | 6 | 0 | 0 | 第6節        | 可動堰本体内工  | 6          | 5 | 6 | 0 | 0 | 第6節        | 可動堰本体内工   |
| 6                        | 5 | 6 | 1 | 0 | 5-6-1      | 一般事項   | 6          | 5 | 6 | 1 | 0 | 5-6-1      | 一般事項  |
| 6                        | 5 | 6 | 1 | 2 | 2. 適用規定    | 受注者は、可動堰本体内工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   | 6          | 5 | 6 | 1 | 2 | 2. 適用規定    | 受注者は、可動堰本体内工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   |
| 6                        | 5 | 7 | 0 | 0 | 第7節        | 固定堰本体内工  | 6          | 5 | 7 | 0 | 0 | 第7節        | 固定堰本体内工   |
| 6                        | 5 | 7 | 1 | 0 | 5-7-1      | 一般事項   | 6          | 5 | 7 | 1 | 0 | 5-7-1      | 一般事項  |
| 6                        | 5 | 7 | 1 | 2 | 2. 適用規定    | 受注者は、固定堰本体内工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   | 6          | 5 | 7 | 1 | 2 | 2. 適用規定    | 受注者は、固定堰本体内工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |    |    |   |         | 新（令和3年10月）  |   |   |    |    |   |         |  |
|--------------------------|---|----|----|---|---------|---|---|---|----|----|---|---------|--|
| 編                        | 章 | 節  | 条  | 項 | 編章節条条項  | 現行条文  | 編 | 章 | 節  | 条  | 項 | 編章節条条項  | 新条文  |
| 6                        | 5 | 8  | 0  | 0 | 第8節     | 魚道工   | 6 | 5 | 8  | 0  | 0 | 第8節     | 魚道工  |
| 6                        | 5 | 8  | 1  | 0 | 5-8-1   | 一般事項  | 6 | 5 | 8  | 1  | 0 | 5-8-1   | 一般事項   |
| 6                        | 5 | 8  | 1  | 2 | 2.適用規定  | 受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工（国土交通省平成28年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  | 6 | 5 | 8  | 1  | 2 | 2.適用規定  | 受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ダム・堰施設技術協会、平成28年10月）及び、「ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工（国土交通省平成28年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   |
| 6                        | 5 | 10 | 0  | 0 | 第10節    | 鋼管理橋上部工   | 6 | 5 | 10 | 0  | 0 | 第10節    | 鋼管理橋上部工  |
| 6                        | 5 | 10 | 10 | 0 | 5-10-10 | 支承工   | 6 | 5 | 10 | 10 | 0 | 5-10-10 | 支承工  |
| 6                        | 5 | 10 | 10 | 0 |         | 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   | 6 | 5 | 10 | 10 | 0 |         | 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  |
| 6                        | 5 | 15 | 0  | 0 | 第15節    | コンクリート管理橋上部工（PC橋）   | 6 | 5 | 15 | 0  | 0 | 第15節    | コンクリート管理橋上部工（PC橋）  |
| 6                        | 5 | 15 | 6  | 0 | 5-15-6  | 支承工   | 6 | 5 | 15 | 6  | 0 | 5-15-6  | 支承工  |
| 6                        | 5 | 15 | 6  | 0 |         | 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   | 6 | 5 | 15 | 6  | 0 |         | 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  |
| 6                        | 5 | 16 | 0  | 0 | 第16節    | コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）   | 6 | 5 | 16 | 0  | 0 | 第16節    | コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）  |
| 6                        | 5 | 16 | 3  | 0 | 5-16-3  | 支承工   | 6 | 5 | 16 | 3  | 0 | 5-16-3  | 支承工  |
| 6                        | 5 | 16 | 3  | 0 |         | 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   | 6 | 5 | 16 | 3  | 0 |         | 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  |
| 6                        | 5 | 17 | 0  | 0 | 第17節    | コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）   | 6 | 5 | 17 | 0  | 0 | 第17節    | コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）  |
| 6                        | 5 | 17 | 3  | 0 | 5-17-3  | 支承工   | 6 | 5 | 17 | 3  | 0 | 5-17-3  | 支承工  |
| 6                        | 5 | 17 | 3  | 0 |         | 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   | 6 | 5 | 17 | 3  | 0 |         | 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  |
| 6                        | 6 | 0  | 0  | 0 | 第6章     | 排水機場  | 6 | 6 | 0  | 0  | 0 | 第6章     | 排水機場   |
| 6                        | 6 | 2  | 0  | 0 | 第2節     | 適用すべき諸基準  | 6 | 6 | 2  | 0  | 0 | 第2節     | 適用すべき諸基準   |
| 6                        | 6 | 2  | 0  | 0 |         | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）<br>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）<br>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成27年2月） | 6 | 6 | 2  | 0  | 0 |         | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）<br>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）<br>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（令和2年1月） |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |    |             | 新（令和3年10月）   |   |   |   |   |   |                |   |
|--------------------------|---|---|---|----|-------------|--|---|---|---|---|---|----------------|---|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項  | 編章節条条項      | 現行条文   | 編 | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条条項         | 新条文   |
| 6                        | 7 | 0 | 0 | 0  | 第7章         | 床止め・床固め  | 6 | 7 | 0 | 0 | 0 | 第7章            | 床止め・床固め   |
| 6                        | 7 | 6 | 0 | 0  | 第6節         | 山留擁壁工  | 6 | 7 | 6 | 0 | 0 | 第6節            | 山留擁壁工   |
| 6                        | 7 | 6 | 3 | 0  | 7-6-3       | コンクリート擁壁工  | 6 | 7 | 6 | 3 | 0 | 7-6-3          | コンクリート擁壁工   |
| 6                        | 7 | 6 | 3 | 1  | 1. 一般事項     | 受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先だって設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。  | 6 | 7 | 6 | 3 | 1 | 1. 一般事項        | 受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先立って設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。   |
| 6                        | 8 | 0 | 0 | 0  | 第8章         | 河川維持   | 6 | 8 | 0 | 0 | 0 | 第8章            | 河川維持  |
| 6                        | 8 | 4 | 0 | 0  | 第4節         | 除草工  | 6 | 8 | 4 | 0 | 0 | 第4節            | 除草工   |
| 6                        | 8 | 4 | 2 | 0  | 8-4-2       | 堤防除草工  | 6 | 8 | 4 | 2 | 0 | 8-4-2          | 堤防除草工   |
| 6                        | 8 | 4 | 2 | 1  | 1. 草刈りの範囲   | 受注者は、兼用道路区間について、肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしないものとする。  | 6 | 8 | 4 | 2 | 1 | 1. 草刈りの範囲      | 受注者は、兼用道路区間について、のり肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしないものとする。   |
| 6                        | 8 | 4 | 2 | 2  | 2. 刈残し      | 受注者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。  | 6 | 8 | 4 | 2 | 2 | 2. 刈残し         | 受注者は、補助刈り（機械除草に係わる人力による除草）等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。  |
| 6                        | 8 | 4 | 2 | 4  | 4. 自走式除草機械  | 受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。  | 6 | 8 | 4 | 2 | 4 | 4. 自走式除草機械     | 受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防等の河川管理施設（許可工作物を含む）に損傷を与えないよう施工しなければならない。   |
| 6                        | 8 | 5 | 0 | 0  | 第5節         | 堤防養生工  | 6 | 8 | 5 | 0 | 0 | 第5節            | 堤防養生工   |
| 6                        | 8 | 5 | 2 | 0  | 8-5-2       | 芝養生工   | 6 | 8 | 5 | 2 | 0 | 8-5-2          | 芝養生工  |
| 6                        | 8 | 5 | 2 | 1  | 1. 草等の処理    | 受注者は、抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。   | 6 | 8 | 5 | 2 | 1 | 1. 草等の処理       | 受注者は、抜き取り（抜根）した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。  |
| 6                        | 8 | 5 | 2 | 3  | 3. 雑草       | 受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。   | 6 | 8 | 5 | 2 | 3 | 3. 雑草の抜き取り（抜根） | 受注者は、人力により雑草の抜き取り（抜根）を施工しなければならない。  |
| 6                        | 8 | 6 | 0 | 0  | 第6節         | 構造物補修工   | 6 | 8 | 6 | 0 | 0 | 第6節            | 構造物補修工  |
| 6                        | 8 | 6 | 2 | 0  | 8-6-2       | 材料   | 6 | 8 | 6 | 2 | 0 | 8-6-2          | 材料  |
| 6                        | 8 | 6 | 2 | 0  |             | クラック補修工、ポーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルクについては設計図書によらなければならない。   | 6 | 8 | 6 | 2 | 0 |                | クラック補修工、ポーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク等については設計図書によらなければならない。   |
| 6                        | 8 | 6 | 4 | 0  | 8-6-4       | ポーリンググラウト工   | 6 | 8 | 6 | 4 | 0 | 8-6-4          | ポーリンググラウト工  |
| 6                        | 8 | 6 | 4 | 13 | 13. 一時中断の処置 | 受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。   | 6 | 8 | 6 | 4 | 0 | 13. 一時中断の処置    | 受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。  |
| 6                        | 9 | 0 | 0 | 0  | 第9章         | 河川修繕   | 6 | 9 | 0 | 0 | 0 | 第9章            | 河川修繕  |
| 6                        | 9 | 2 | 0 | 0  | 第2節         | 適用すべき諸基準   | 6 | 9 | 2 | 0 | 0 | 第2節            | 適用すべき諸基準  |
| 6                        | 9 | 2 | 0 | 0  |             | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の関係基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成26年3月）<br>日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）<br>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）<br>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成27年2月） | 6 | 9 | 2 | 0 | 0 |                | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の関係基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成26年3月）<br>日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）<br>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）<br>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（令和2年1月） |



| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |    |   |    |               | 新（令和3年10月）  |   |   |    |   |    |               |   |
|--------------------------|---|----|---|----|---------------|---|---|---|----|---|----|---------------|---|
| 編                        | 章 | 節  | 条 | 項  | 編章節条条項        | 現行条文  | 編 | 章 | 節  | 条 | 項  | 編章節条条項        | 新条文   |
| 7                        | 0 | 0  | 0 | 0  | 第7編           | 河川海岸編   | 7 | 0 | 0  | 0 | 0  | 第7編           | 河川海岸編   |
| 7                        | 1 | 0  | 0 | 0  | 第1章           | 堤防・護岸   | 7 | 1 | 0  | 0 | 0  | 第1章           | 堤防・護岸   |
| 7                        | 1 | 11 | 0 | 0  | 第11節          | カルバート工  | 7 | 1 | 11 | 0 | 0  | 第11節          | カルバート工  |
| 7                        | 1 | 11 | 1 | 0  | 1-11-1        | 一般事項  | 7 | 1 | 11 | 1 | 0  | 1-11-1        | 一般事項  |
| 7                        | 1 | 11 | 1 | 2  | 2. 一般事項(2)    | 受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工－カルバート工指針7－1基本方針、道路土工要項 2－7 排水施設の施工」（日本道路協会、平成22年3月）によらなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。                             | 7 | 1 | 11 | 1 | 2  | 2. 一般事項(2)    | 受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工－カルバート工指針 7－1基本方針」（日本道路協会、平成22年3月）、「道路土工要綱 2－7排水施設の施工」（日本道路協会、平成22年3月）の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  |
| 7                        | 1 | 13 | 0 | 0  | 第13節          | 付属物設置工  | 7 | 1 | 13 | 0 | 0  | 第13節          | 付属物設置工  |
| 7                        | 1 | 13 | 4 | 0  | 1-13-4        | 境界工   | 7 | 1 | 13 | 4 | 0  | 1-13-4        | 境界工   |
| 7                        | 1 | 13 | 4 | 3  | 3. 杭（鉋）の設置    | 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭（鉋）の矢印を用地境界線上に一致させ、原則として、文字「山口県」または「国」を外側（民地側）に向け、公有地に設置するものとする。   | 7 | 1 | 13 | 4 | 3  | 3. 杭（鉋）の設置    | 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭（鉋）の頭部に示す矢印先端部を用地境界線と一致させ、原則として、文字「山口県」または「国」を外側（民地側）に向け、公有地に設置するものとする。  |
| 7                        | 2 | 0  | 0 | 0  | 第2章           | 突堤・人工岬  | 7 | 2 | 0  | 0 | 0  | 第2章           | 突堤・人工岬  |
| 7                        | 2 | 4  | 0 | 0  | 第4節           | 突堤基礎工   | 7 | 2 | 4  | 0 | 0  | 第4節           | 突堤基礎工   |
| 7                        | 2 | 4  | 5 | 0  | 2-4-5         | 吸出し防止工  | 7 | 2 | 4  | 5 | 0  | 2-4-5         | 吸出し防止工  |
| 7                        | 2 | 4  | 5 | 1  | 1. 粗朶沈床工      | 受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm毎に連柴縮金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、棕侶なわ等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。 | 7 | 2 | 4  | 5 | 1  | 1. 粗朶沈床工      | 受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm毎に連柴縮金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅろ縄等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。   |
| 8                        | 0 | 0  | 0 | 0  | 第8編           | 砂防編   | 8 | 0 | 0  | 0 | 0  | 第8編           | 砂防編   |
| 8                        | 1 | 0  | 0 | 0  | 第1章           | 砂防堰堤  | 8 | 1 | 0  | 0 | 0  | 第1章           | 砂防堰堤  |
| 8                        | 1 | 8  | 0 | 0  | 第8節           | コンクリート堰堤工   | 8 | 1 | 8  | 0 | 0  | 第8節           | コンクリート堰堤工   |
| 8                        | 1 | 8  | 4 | 0  | 1-8-4         | コンクリート堰堤本体工   | 8 | 1 | 8  | 4 | 0  | 1-8-4         | コンクリート堰堤本体工   |
| 8                        | 1 | 8  | 4 | 7  | 7. 1層の厚さ      | 受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cm以下を標準となるように打込まなければならない。   | 8 | 1 | 8  | 4 | 7  | 7. 一層の厚さ      | 受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の一層の厚さが、40～50cm以下を標準となるように打込まなければならない。   |
|                          |   |    |   |    |               |   | 8 | 1 | 8  | 4 | 12 | 12. 砂防ソイルセメント | 受注者は、砂防ソイルセメントの施工にあたって、設計図書において特に定めのない事項については、「砂防ソイルセメント施工便覧」（砂防・地すべり技術センター、平成28年9月）、現位置攪拌混合固化工法（ISM工法）設計・施工マニュアル第1回改訂版（先端建設技術センターISM工法研究会、平成19年3月）の規定による。<br>なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 |
| 8                        | 1 | 8  | 4 | 12 | 12. 吸出し防止材の施工 | 受注者は、吸出し防止材の施工については、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。  | 8 | 1 | 8  | 4 | 13 | 13. 吸出し防止材の施工 | 受注者は、吸出し防止材の施工については、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。  |
| 8                        | 1 | 11 | 0 | 0  | 第11節          | 砂防堰堤付属物設置工  | 8 | 1 | 11 | 0 | 0  | 第11節          | 砂防堰堤付属物設置工  |
| 8                        | 1 | 11 | 4 | 0  | 1-11-4        | 境界工   | 8 | 1 | 11 | 4 | 0  | 1-11-4        | 境界工   |
| 8                        | 1 | 11 | 4 | 3  | 3. 杭（鉋）の設置    | 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭（鉋）の矢印を用地境界線上に一致させ、原則として、文字「山口県」または「国」を外側（民地側）に向け、公有地に設置するものとする。   | 8 | 1 | 11 | 4 | 3  | 3. 杭（鉋）の設置    | 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭（鉋）の頭部に示す矢印先端部を用地境界線と一致させ、原則として、文字「山口県」または「国」を外側（民地側）に向け、公有地に設置するものとする。  |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |   |                 | 新（令和3年10月）   |   |   |   |   |   |                 |   |
|--------------------------|---|---|---|---|-----------------|--|---|---|---|---|---|-----------------|---|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条条項          | 現行条文   | 編 | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条条項          | 新条文   |
| 8                        | 3 | 0 | 0 | 0 | 第3章             | 斜面对策   | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 第3章             | 斜面对策  |
| 8                        | 3 | 2 | 0 | 0 | 第2節             | 適用すべき諸基準   | 8 | 3 | 2 | 0 | 0 | 第2節             | 適用すべき諸基準  |
| 8                        | 3 | 2 | 0 | 0 |                 | <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員にと協議しなければならない。</p> <p>全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例（平成19年9月）</p> <p>全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針（平成25年10月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）</p> <p>PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き（平成24年9月）</p> <p>斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領（平成28年3月）</p> <p>斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（平成19年12月）</p> | 8 | 3 | 2 | 0 | 0 |                 | <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員にと協議しなければならない。</p> <p>全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例（令和元年6月）</p> <p>全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針（平成25年10月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）</p> <p>PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き（平成24年9月）</p> <p>斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領（平成28年3月）</p> <p>斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（平成19年12月）</p> |
| 9                        | 0 | 0 | 0 | 0 | 第9編             | ダム編  | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 第9編             | ダム編   |
| 9                        | 1 | 0 | 0 | 0 | 第1章             | コンクリートダム   | 9 | 1 | 0 | 0 | 0 | 第1章             | コンクリートダム  |
| 9                        | 1 | 3 | 0 | 0 | 第3節             | 掘削工  | 9 | 1 | 3 | 0 | 0 | 第3節             | 掘削工   |
| 9                        | 1 | 3 | 3 | 0 | 1-3-3           | 過掘の処理  | 9 | 1 | 3 | 3 | 0 | 1-3-3           | 過掘の処理   |
| 9                        | 1 | 3 | 3 | 1 | 1. 一般事項         | 受注者は、過掘のない様に施工しなければならない。   | 9 | 1 | 3 | 3 | 1 | 1. 一般事項         | 受注者は、過掘のないように施工しなければならない。   |
| 9                        | 1 | 4 | 0 | 0 | 第4節             | ダムコンクリート工  | 9 | 1 | 4 | 0 | 0 | 第4節             | ダムコンクリート工   |
| 9                        | 1 | 4 | 6 | 0 | 1-4-6           | 練りませ   | 9 | 1 | 4 | 6 | 0 | 1-4-6           | 練りませ  |
| 9                        | 1 | 4 | 6 | 2 | 2. ミキサの練りませ性能試験 | <p>受注者は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法）によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。</p>  | 9 | 1 | 4 | 6 | 2 | 2. ミキサの練りませ性能試験 | <p>受注者は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法）によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。</p>   |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |   |       | 新（令和3年10月）        |   |   |   |   |   |       |     |                   |  |
|--------------------------|---|---|---|---|-------|-------------------|---|---|---|---|---|-------|-----|-------------------|--|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条項 | 現行条文              | 編   | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条項 | 新条文 |                   |  |
| 9                        | 1 | 4 | 6 | 3 | 3.    | 使用機器              | 受注者は、コンクリートの練りまぜにあたっては、バッチミキサを用いなければならない。   | 9 | 1 | 4 | 6 | 3     | 3.  | 使用機器              | 受注者は、コンクリートの練りまぜにあたっては、バッチミキサ <del>ー</del> を用いなければならない。  |
| 9                        | 1 | 4 | 6 | 4 | 4.    | 材料分離              | ミキサは、練り上がりコンクリートを排出する時に、材料の分離を起こさないものとする。   | 9 | 1 | 4 | 6 | 4     | 4.  | 材料分離              | ミキサ <del>ー</del> は、練り上がりコンクリートを排出する時に、材料の分離を起こさないものとする。  |
| 9                        | 1 | 4 | 6 | 5 | 5.    | 1 練りの量及び練りまぜ時間の決定 | 受注者は、1 練りの量及び練りまぜ時間を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。  | 9 | 1 | 4 | 6 | 5     | 5.  | 1 練りの量及び練りまぜ時間の決定 | 受注者は、1 練りの量及び練りまぜ時間を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ <del>ー</del> 第2部：練混ぜ性能試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。  |
| 9                        | 1 | 4 | 6 | 5 | (1)   |                   | 可傾式ミキサの練りまぜ時間は、ミキサ内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表1-1を標準とする。  | 9 | 1 | 4 | 6 | 5     | (1) |                   | 可傾式ミキサ <del>ー</del> の練りまぜ時間は、ミキサ <del>ー</del> 内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表1-1を標準とする。   |
| 9                        | 1 | 4 | 6 | 5 |       |                   | 表1-1 ミキサの標準最小練りまぜ時間   | 9 | 1 | 4 | 6 | 5     |     |                   | 表1-1 ミキサ <del>ー</del> の標準最小練りまぜ時間  |
| 9                        | 1 | 4 | 6 | 5 | (2)   |                   | 受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法）により練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。 | 9 | 1 | 4 | 6 | 5     | (2) |                   | 受注者は、強制練りミキサ <del>ー</del> を用いる場合は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ <del>ー</del> 第2部：練混ぜ性能試験方法）により練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。 |
| 9                        | 1 | 4 | 6 | 7 | 7.    | 排出                | 受注者は、ミキサ内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならない。  | 9 | 1 | 4 | 6 | 7     | 7.  | 排出                | 受注者は、ミキサ <del>ー</del> 内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならない。   |
| 9                        | 1 | 4 | 6 | 8 | 8.    | 付属物の除去            | 受注者は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサを清掃し、ミキサ内に付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。  | 9 | 1 | 4 | 6 | 8     | 8.  | 付属物の除去            | 受注者は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサ <del>ー</del> を清掃し、ミキサ <del>ー</del> 内に付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。   |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |   |                   | 新（令和3年10月）  |    |   |   |   |   |   |   |
|--------------------------|---|---|---|---|-------------------|---|----|---|---|---|---|---|---|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条項             | 現行条文  | 編  | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条項   | 新条文   |
| 10                       | 0 | 0 | 0 | 0 | 第10編              | 道路編   | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 第10編  | 道路編   |
| 10                       | 1 | 0 | 0 | 0 | 第1章               | 道路改良  | 10 | 1 | 0 | 0 | 0 | 第1章   | 道路改良  |
| 10                       | 1 | 2 | 0 | 0 | 第2節               | 適用すべき諸基準  | 10 | 1 | 2 | 0 | 0 | 第2節   | 適用すべき諸基準  |
| 10                       | 1 | 2 | 0 | 0 |                   | <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成24年5月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工一盛土工指針（平成22年4月）</p> <p>日本道路協会 道路土工一擁壁工指針（平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工一カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻（平成12年9月）</p> <p>全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針（平成25年10月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）</p> <p>土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月）</p> <p>土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）</p> <p>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）</p> <p>国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）</p> | 10 | 1 | 2 | 0 | 0 | <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成24年5月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工一盛土工指針（平成22年4月）</p> <p>日本道路協会 道路土工一擁壁工指針（平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工一カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻（平成12年9月）</p> <p>全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針（平成25年10月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）</p> <p>土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月）</p> <p>土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）</p> <p>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）</p> <p>国土交通省 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）</p> |   |
| 10                       | 1 | 9 | 0 | 0 | 第9節               | カルバート工  | 10 | 1 | 9 | 0 | 0 | 第9節   | カルバート工  |
| 10                       | 1 | 9 | 1 | 0 | 1-9-1             | 一般事項  | 10 | 1 | 9 | 1 | 0 | 1-9-1   | 一般事項  |
| 10                       | 1 | 9 | 1 | 4 | 4. コンクリート構造物非破壊試験 |   | 10 | 1 | 9 | 1 | 4 | 4. コンクリート構造物非破壊試験   |   |
| 10                       | 1 | 9 | 1 | 4 | (2)               | 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省 平成24年3月）に従い行わなければならない。  | 10 | 1 | 9 | 1 | 4 | (2)   | 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省 平成30年10月）に従い行わなければならない。 |



| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |   |         | 新（令和3年10月）  |    |   |   |   |   |         |  |
|--------------------------|---|---|---|---|---------|---|----|---|---|---|---|---------|--|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条条項  | 現行条文  | 編  | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条条項  | 新条文  |
| 10                       | 2 | 0 | 0 | 0 | 第2章     | 舗装  | 10 | 2 | 0 | 0 | 0 | 第2章     | 舗装   |
| 10                       | 2 | 2 | 0 | 0 | 第2節     | 適用すべき諸基準  | 10 | 2 | 2 | 0 | 0 | 第2節     | 適用すべき諸基準   |
| 10                       | 2 | 2 | 0 | 0 |         | <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）</p> <p>日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月）</p> <p>日本道路協会 道路反射鏡設置指針（昭和55年12月）</p> <p>国土交通省 防護柵の設置基準の改定について（平成16年3月）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）</p> <p>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（昭和62年1月）</p> <p>日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（昭和60年9月）</p> <p>日本道路協会 道路橋床版防水便覧（平成19年3月）</p> <p>建設省 道路附属物の基礎について（昭和50年7月）</p> <p>日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版）（平成8年10月）</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）</p> <p>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）</p> <p>日本道路協会 舗装設計便覧（平成18年2月）</p> <p>土木学会 舗装標準示方書（平成27年10月）</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）</p> | 10 | 2 | 2 | 0 | 0 |         | <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）</p> <p>日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月）</p> <p>日本道路協会 道路反射鏡設置指針（昭和55年12月）</p> <p>国土交通省 防護柵の設置基準の改定について（平成16年3月）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）</p> <p>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（令和2年6月）</p> <p>日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（昭和60年9月）</p> <p>日本道路協会 道路橋床版防水便覧（平成19年3月）</p> <p>建設省 道路附属物の基礎について（昭和50年7月）</p> <p>日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版）（平成8年10月）</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）</p> <p>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）</p> <p>日本道路協会 舗装設計便覧（平成18年2月）</p> <p>土木学会 舗装標準示方書（平成27年10月）</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）</p> |
| 10                       | 2 | 4 | 0 | 0 | 第4節     | 舗装工   | 10 | 2 | 4 | 0 | 0 | 第4節     | 舗装工  |
| 10                       | 2 | 4 | 1 | 0 | 2-4-1   | 一般事項  | 10 | 2 | 4 | 1 | 0 | 2-4-1   | 一般事項   |
| 10                       | 2 | 4 | 1 | 2 | 2. 適用規定 | <p>受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>   | 10 | 2 | 4 | 1 | 2 | 2. 適用規定 | <p>受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）の規定に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>  |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |    |   |    |           | 新（令和3年10月）  |    |   |    |   |    |           |   |
|--------------------------|---|----|---|----|-----------|---|----|---|----|---|----|-----------|---|
| 編                        | 章 | 節  | 条 | 項  | 編章節条条項    | 現行条文  | 編  | 章 | 節  | 条 | 項  | 編章節条条項    | 新条文   |
| 10                       | 2 | 9  | 0 | 0  | 第9節       | 標識工   | 10 | 2 | 9  | 0 | 0  | 第9節       | 標識工   |
| 10                       | 2 | 9  | 1 | 0  | 2-9-1     | 一般事項  | 10 | 2 | 9  | 1 | 0  | 2-9-1     | 一般事項  |
| 10                       | 2 | 9  | 1 | 3  | 3. 適用規定   | 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」（日本道路協会 昭和62年1月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、平成25年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 | 10 | 2 | 9  | 1 | 3  | 3. 適用規定   | 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章道路標識の設計、施工」（日本道路協会 令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和元年8月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 |
| 10                       | 2 | 9  | 2 | 0  | 2-9-2     | 材料  | 10 | 2 | 9  | 2 | 0  | 2-9-2     | 材料  |
| 10                       | 2 | 9  | 2 | 4  | 4. リブの取付  | 受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。   | 10 | 2 | 9  | 2 | 4  | 4. 補強材の取付 | 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。  |
| 10                       | 2 | 9  | 2 | 6  | 6. 文字・記号等 | 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   | 10 | 2 | 9  | 2 | 6  | 6. 文字・記号等 | 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、令和2年6月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  |
| 10                       | 2 | 11 | 0 | 0  | 第11節      | 道路植栽工   | 10 | 2 | 11 | 0 | 0  | 第11節      | 道路植栽工   |
| 10                       | 2 | 11 | 3 | 0  | 2-11-3    | 道路植栽工   | 10 | 2 | 11 | 3 | 0  | 2-11-3    | 道路植栽工   |
| 10                       | 2 | 11 | 3 | 10 | 10. 添木の設置 | 受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。  | 10 | 2 | 11 | 3 | 10 | 10. 添木の設置 | 受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。  |
| 10                       | 2 | 11 | 3 | 13 | 13. 幹巻き   | 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。   | 10 | 2 | 11 | 3 | 13 | 13. 幹巻き   | 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、しゅろ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。   |
| 10                       | 2 | 11 | 3 | 14 | 14. 支柱の設置 | 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束する。   | 10 | 2 | 11 | 3 | 14 | 14. 支柱の設置 | 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束する。   |
| 10                       | 2 | 11 | 3 | 16 | 16. 除草    | 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。  | 10 | 2 | 11 | 3 | 16 | 16. 除草    | 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。  |
| 10                       | 2 | 12 | 0 | 0  | 第12節      | 道路付属施設工   | 10 | 2 | 12 | 0 | 0  | 第12節      | 道路付属施設工   |
| 10                       | 2 | 12 | 3 | 0  | 2-12-3    | 境界工   | 10 | 2 | 12 | 3 | 0  | 2-12-3    | 境界工   |
| 10                       | 2 | 12 | 3 | 1  | 1. 一般事項   | 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭（鉋）の矢印を用地境界線上に一致させ、原則として、文字「山口県」または「国」を外側（民地側）に向け、公有地に設置するものとする。   | 10 | 2 | 12 | 3 | 1  | 1. 一般事項   | 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭（鉋）頭部に示す矢印先端部を用地境界線と一致させ、原則として、文字「山口県」または「国」を外側（民地側）に向け、公有地に設置するものとする。   |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |   |                   | 新（令和3年10月）  |    |   |   |   |   |                   |  |
|--------------------------|---|---|---|---|-------------------|---|----|---|---|---|---|-------------------|--|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条項             | 現行条文  | 編  | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条項             | 新条文  |
| 10                       | 3 | 0 | 0 | 0 | 第3章               | 橋梁下部  | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | 第3章               | 橋梁下部   |
| 10                       | 3 | 1 | 0 | 0 | 第1節               | 適用  | 10 | 3 | 1 | 0 | 0 | 第1節               | 適用   |
| 10                       | 3 | 1 | 0 | 4 | 4. コンクリート構造物非破壊試験 |   | 10 | 3 | 1 | 0 | 4 | 4. コンクリート構造物非破壊試験 |  |
| 10                       | 3 | 1 | 0 | 4 | (2)               | 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。   | 10 | 3 | 1 | 0 | 4 | (2)               | 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。  |
| 10                       | 3 | 1 | 0 | 5 | 5. 強度測定           |   | 10 | 3 | 1 | 0 | 5 | 5. 強度測定           |  |
| 10                       | 3 | 1 | 0 | 5 | (2)               | 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。   | 10 | 3 | 1 | 0 | 5 | (2)               | 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）に従い行わなければならない。  |
| 10                       | 3 | 2 | 0 | 0 | 第2節               | 適用すべき諸基準  | 10 | 3 | 2 | 0 | 0 | 第2節               | 適用すべき諸基準   |
| 10                       | 3 | 2 | 0 | 0 |                   | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）<br>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）<br>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）<br>日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）<br>日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）<br>日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）<br>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）<br>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）<br>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成11年3月）<br>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）<br>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）<br>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）<br>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月） | 10 | 3 | 2 | 0 | 0 |                   | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）<br>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）<br>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）<br>日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）<br>日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）<br>日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月）<br>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）<br>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）<br>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成11年3月）<br>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）<br>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）<br>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）<br>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月） |
| 10                       | 3 | 6 | 0 | 0 | 第6節               | 橋台工   | 10 | 3 | 6 | 0 | 0 | 第6節               | 橋台工  |
| 10                       | 3 | 6 | 8 | 0 | 3-6-8             | 橋台躯体工   | 10 | 3 | 6 | 8 | 0 | 3-6-8             | 橋台躯体工  |
| 10                       | 3 | 6 | 8 | 4 | 4. 適用規定           | 受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。   | 10 | 3 | 6 | 8 | 4 | 4. 適用規定           | 受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。  |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |    |   |               | 新（令和3年10月）  |    |   |   |    |   |               |  |
|--------------------------|---|---|----|---|---------------|---|----|---|---|----|---|---------------|--|
| 編                        | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条条項        | 現行条文  | 編  | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条条項        | 新条文  |
| 10                       | 3 | 8 | 0  | 0 | 第8節           | 鋼製橋脚工   | 10 | 3 | 8 | 0  | 0 | 第8節           | 鋼製橋脚工  |
| 10                       | 3 | 8 | 9  | 0 | 3-8-9         | 橋脚フーチング工  | 10 | 3 | 8 | 9  | 0 | 3-8-9         | 橋脚フーチング工   |
| 10                       | 3 | 8 | 9  | 4 | 4. 適用規定       | 受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）による、コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。<br>また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。 | 10 | 3 | 8 | 9  | 4 | 4. 適用規定       | 受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）による、コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。<br>また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。 |
| 10                       | 3 | 8 | 9  | 6 | 6. フーチング箱抜き施工 | 受注者は、フーチングの箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。  | 10 | 3 | 8 | 9  | 6 | 6. フーチング箱抜き施工 | 受注者は、フーチングの箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。   |
| 10                       | 3 | 8 | 11 | 0 | 3-8-11        | 現場継手工   | 10 | 3 | 8 | 11 | 0 | 3-8-11        | 現場継手工  |
| 10                       | 3 | 8 | 11 | 2 | 2. 適用規定（2）    | 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。                                    | 10 | 3 | 8 | 11 | 2 | 2. 適用規定（2）    | 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。                                   |
| 10                       | 4 | 0 | 0  | 0 | 第4章           | 鋼橋上部  | 10 | 4 | 0 | 0  | 0 | 第4章           | 鋼橋上部   |



| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |    |   |          | 新（令和3年10月）  |    |   |   |    |   |          |  |
|--------------------------|---|---|----|---|----------|---|----|---|---|----|---|----------|--|
| 編                        | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条項    | 現行条文  | 編  | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条項    | 新条文  |
| 10                       | 4 | 2 | 0  | 0 | 第2節      | 適用すべき諸基準  | 10 | 4 | 2 | 0  | 0 | 第2節      | 適用すべき諸基準   |
| 10                       | 4 | 2 | 0  | 0 |          | <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）</p> <p>日本道路協会 道路橋床版防水便覧（平成19年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針（平成14年3月）</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）</p> | 10 | 4 | 2 | 0  | 0 |          | <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）</p> <p>日本道路協会 道路橋床版防水便覧（平成19年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針（平成14年3月）</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）</p> |
| 10                       | 4 | 3 | 0  | 0 | 第3節      | 工場製作工   | 10 | 4 | 3 | 0  | 0 | 第3節      | 工場製作工  |
| 10                       | 4 | 3 | 1  | 0 | 4-3-1    | 一般事項  | 10 | 4 | 3 | 1  | 0 | 4-3-1    | 一般事項   |
| 10                       | 4 | 3 | 1  | 2 | 2. 施工計画書 | 受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。  | 10 | 4 | 3 | 1  | 2 | 2. 施工計画書 | 受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部の記載を省略することができるものとする。  |
| 10                       | 4 | 5 | 0  | 0 | 第5節      | 鋼橋架設工   | 10 | 4 | 5 | 0  | 0 | 第5節      | 鋼橋架設工  |
| 10                       | 4 | 5 | 10 | 0 | 4-5-10   | 支承工   | 10 | 4 | 5 | 10 | 0 | 4-5-10   | 支承工  |
| 10                       | 4 | 5 | 10 | 0 |          | 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   | 10 | 4 | 5 | 10 | 0 |          | 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |   |                   |  | 新（令和3年10月） |   |   |   |   |                   |   |
|--------------------------|---|---|---|---|-------------------|--|------------|---|---|---|---|-------------------|---|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条条項            | 現行条文   | 編          | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条条項            | 新条文   |
| 10                       | 5 | 0 | 0 | 0 | 第5章               | コンクリート橋上部  | 10         | 5 | 0 | 0 | 0 | 第5章               | コンクリート橋上部   |
| 10                       | 5 | 1 | 0 | 0 | 第1節               | 適用   | 10         | 5 | 1 | 0 | 0 | 第1節               | 適用  |
| 10                       | 5 | 1 | 0 | 4 | 4. コンクリート構造物非破壊試験 |  | 10         | 5 | 1 | 0 | 4 | 4. コンクリート構造物非破壊試験 |   |
| 10                       | 5 | 1 | 0 | 4 | (2)               | 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。  | 10         | 5 | 1 | 0 | 4 | (2)               | 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。   |
| 10                       | 5 | 1 | 0 | 5 | 5. 強度測定           |  | 10         | 5 | 1 | 0 | 5 | 5. 強度測定           |   |
| 10                       | 5 | 1 | 0 | 5 | (2)               | 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成24年3月）に従い行わなければならない。   | 10         | 5 | 1 | 0 | 5 | (2)               | 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。   |
| 10                       | 5 | 2 | 0 | 0 | 第2節               | 適用すべき諸基準   | 10         | 5 | 2 | 0 | 0 | 第2節               | 適用すべき諸基準  |
| 10                       | 5 | 2 | 0 | 0 |                   | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾をえなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）<br>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）<br>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）<br>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧（平成10年1月）<br>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）<br>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）<br>建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）（平成7年12月）<br>国土開発技術研究センター プレベーム合成げた橋設計施工指針（平成9年7月）<br>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）<br>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月） | 10         | 5 | 2 | 0 | 0 |                   | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾をえなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）<br>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）<br>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）<br>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（令和2年9月）<br>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧（令和2年9月）<br>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）<br>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）<br>建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）（平成7年12月）<br>国土技術研究センター プレベーム合成桁橋設計施工指針（平成30年8月）<br>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）<br>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月） |
| 10                       | 5 | 5 | 0 | 0 | 第5節               | PC橋工   | 10         | 5 | 5 | 0 | 0 | 第5節               | PC橋工  |
| 10                       | 5 | 5 | 6 | 0 | 5-5-6             | 支承工  | 10         | 5 | 5 | 6 | 0 | 5-5-6             | 支承工   |
| 10                       | 5 | 5 | 6 | 0 |                   | 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   | 10         | 5 | 5 | 6 | 0 |                   | 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |    |   |   |                  | 新（令和3年10月）  |    |   |    |   |   |                  |  |
|--------------------------|---|----|---|---|------------------|---|----|---|----|---|---|------------------|--|
| 編                        | 章 | 節  | 条 | 項 | 編章節条条項           | 現行条文  | 編  | 章 | 節  | 条 | 項 | 編章節条条項           | 新条文  |
| 10                       | 5 | 6  | 0 | 0 | 第6節              | プレビーム桁橋工  | 10 | 5 | 6  | 0 | 0 | 第6節              | プレビーム桁橋工   |
| 10                       | 5 | 6  | 1 | 0 | 5-6-1            | 一般事項  | 10 | 5 | 6  | 1 | 0 | 5-6-1            | 一般事項   |
| 10                       | 5 | 6  | 1 | 1 | 1. 適用工種          | 本節は、プレビーム桁橋工としてプレビーム桁製作工（現場）、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、局部（部分）プレストレス工、床版・横桁工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。                   | 10 | 5 | 6  | 1 | 1 | 1. 適用工種          | 本節は、プレビーム桁橋工としてプレビーム桁製作工（現場）、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、局部（部分）プレストレス工、床版・横桁工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。                        |
| 10                       | 5 | 6  | 2 | 0 | 5-6-2            | プレビーム桁製作工（現場）   | 10 | 5 | 6  | 2 | 0 | 5-6-2            | プレビーム桁製作工（現場）  |
| 10                       | 5 | 6  | 2 | 2 | 2. リリース（応力解放）の施工 |   | 10 | 5 | 6  | 2 | 2 | 2. リリース（応力解放）の施工 |  |
| 10                       | 5 | 6  | 2 | 2 | (1)              | リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認する。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 | 10 | 5 | 6  | 2 | 2 | (1)              | リリースを行うときの下フランジコンクリートは、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が圧縮強度の0.6倍以下で、かつ圧縮強度が設計基準強度の90%以上であることを確認する。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 |
| 10                       | 5 | 6  | 3 | 0 | 5-6-3            | 支承工   | 10 | 5 | 6  | 3 | 0 | 5-6-3            | 支承工  |
| 10                       | 5 | 6  | 3 | 0 |                  | 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  | 10 | 5 | 6  | 3 | 0 |                  | 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   |
| 10                       | 5 | 7  | 0 | 0 | 第7節              | PCホロースラブ橋工  | 10 | 5 | 7  | 0 | 0 | 第7節              | PCホロースラブ橋工   |
| 10                       | 5 | 7  | 3 | 0 | 5-7-3            | 支承工   | 10 | 5 | 7  | 3 | 0 | 5-7-3            | 支承工  |
| 10                       | 5 | 7  | 3 | 0 |                  | 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  | 10 | 5 | 7  | 3 | 0 |                  | 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   |
| 10                       | 5 | 8  | 0 | 0 | 第8節              | RCホロースラブ橋工  | 10 | 5 | 8  | 0 | 0 | 第8節              | RCホロースラブ橋工   |
| 10                       | 5 | 8  | 3 | 0 | 5-8-3            | 支承工   | 10 | 5 | 8  | 3 | 0 | 5-8-3            | 支承工  |
| 10                       | 5 | 8  | 3 | 0 |                  | 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  | 10 | 5 | 8  | 3 | 0 |                  | 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   |
| 10                       | 5 | 10 | 0 | 0 | 第10節             | PC箱桁橋工  | 10 | 5 | 10 | 0 | 0 | 第10節             | PC箱桁橋工   |
| 10                       | 5 | 10 | 3 | 0 | 5-10-3           | 支承工   | 10 | 5 | 10 | 3 | 0 | 5-10-3           | 支承工  |
| 10                       | 5 | 10 | 3 | 0 |                  | 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  | 10 | 5 | 10 | 3 | 0 |                  | 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   |
| 10                       | 5 | 11 | 0 | 0 | 第11節             | PC片持箱桁橋工  | 10 | 5 | 11 | 0 | 0 | 第11節             | PC片持箱桁橋工   |
| 10                       | 5 | 11 | 3 | 0 | 5-11-3           | 支承工   | 10 | 5 | 11 | 3 | 0 | 5-11-3           | 支承工  |
| 10                       | 5 | 11 | 3 | 0 |                  | 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  | 10 | 5 | 11 | 3 | 0 |                  | 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |   |         | 新（令和3年10月）   |    |   |   |   |        |            |   |
|--------------------------|---|---|---|---|---------|--|----|---|---|---|--------|------------|---|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条条項  | 編  | 章  | 節 | 条 | 項 | 編章節条条項 | 新条文        |   |
| 10                       | 6 | 0 | 0 | 0 | 第6章     | トンネル（NATM）   | 10 | 6 | 0 | 0 | 第6章    | トンネル（NATM） |   |
| 10                       | 6 | 2 | 0 | 0 | 第2節     | 適用すべき諸基準   | 10 | 6 | 2 | 0 | 第2節    | 適用すべき諸基準   |   |
| 10                       | 6 | 2 | 0 | 0 |         | <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>建設省 道路トンネル技術基準（平成元年5月）<br/>           日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説（平成15年11月）<br/>           日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（平成13年10月）<br/>           土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説（平成28年8月）<br/>           土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説（平成28年8月）<br/>           土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説（平成28年8月）<br/>           日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針（平成21年2月）<br/>           建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様（昭和43年12月）<br/>           建設省 道路トンネル非常用施設設置基準（昭和56年4月）<br/>           日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）<br/>           日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）<br/>           日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）<br/>           建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）<br/>           日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針（平成8年10月）<br/>           厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成29年6月）<br/>           日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）<br/>           日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）<br/>           厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成30年1月）</p> | 10 | 6 | 2 | 0 | 0      |            | <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>建設省 道路トンネル技術基準（平成元年5月）<br/>           日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説（平成15年11月）<br/>           日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（令和元年9月）<br/>           土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説（平成28年8月）<br/>           土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説（平成28年8月）<br/>           土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説（平成28年8月）<br/>           日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針（平成21年2月）<br/>           建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様（昭和43年12月）<br/>           国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準（平成31年3月）<br/>           日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）<br/>           日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）<br/>           日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）<br/>           建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）<br/>           日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針（平成8年10月）<br/>           厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和2年7月）<br/>           日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）<br/>           日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）<br/>           厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成30年1月）</p> |
| 10                       | 6 | 6 | 0 | 0 | 第6節     | インバート工   | 10 | 6 | 6 | 0 | 第6節    | インバート工     |   |
| 10                       | 6 | 6 | 4 | 0 | 6-6-4   | インバート本体内   | 10 | 6 | 6 | 4 | 0      | 6-6-4      | インバート本体内  |
| 10                       | 6 | 6 | 4 | 5 | 5. 適用規定 | インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-23施工管理第8項の規定による。  | 10 | 6 | 6 | 4 | 5      | 5. 適用規定    | インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-24施工管理第8項の規定による。   |



| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |   |            | 新（令和3年10月）  |    |   |   |   |        |               |   |
|--------------------------|---|---|---|---|------------|---|----|---|---|---|--------|---------------|---|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条条項     | 編   | 章  | 節 | 条 | 項 | 編章節条条項 | 新条文           |   |
| 10                       | 7 | 0 | 0 | 0 | 第7章        | コンクリートシェッド  | 10 | 7 | 0 | 0 | 第7章    | コンクリートシェッド    |   |
| 10                       | 7 | 2 | 0 | 0 | 第2節        | 適用すべき諸基準  | 10 | 7 | 2 | 0 | 第2節    | 適用すべき諸基準      |   |
| 10                       | 7 | 2 | 0 | 0 |            | <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）</p> | 10 | 7 | 2 | 0 | 0      |               | <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月）</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（令和2年9月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）</p> |
| 10                       | 7 | 4 | 0 | 0 | 第4節        | プレキャストシェッド上部工   | 10 | 7 | 4 | 0 | 第4節    | プレキャストシェッド上部工 |   |
| 10                       | 7 | 4 | 3 | 0 | 7-4-3      | 架設工   | 10 | 7 | 4 | 3 | 0      | 7-4-3         | 架設工   |
| 10                       | 7 | 4 | 3 | 2 | 2. 適用規定（2） | <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>   | 10 | 7 | 4 | 3 | 2      | 2. 適用規定（2）    | <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>   |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |   |                   | 新（令和3年10月）  |    |   |   |   |   |                   |  |
|--------------------------|---|---|---|---|-------------------|---|----|---|---|---|---|-------------------|--|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条項             | 現行条文  | 編  | 章 | 節 | 条 | 項 | 編章節条項             | 新条文  |
| 10                       | 8 | 0 | 0 | 0 | 第8章               | 鋼製シェッド  | 10 | 8 | 0 | 0 | 0 | 第8章               | 鋼製シェッド   |
| 10                       | 8 | 2 | 0 | 0 | 第2節               | 適用すべき諸基準  | 10 | 8 | 2 | 0 | 0 | 第2節               | 適用すべき諸基準   |
| 10                       | 8 | 2 | 0 | 0 |                   | <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年3月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）</p> | 10 | 8 | 2 | 0 | 0 |                   | <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月）</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）</p> <p>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）</p> <p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）</p> |
| 10                       | 8 | 5 | 0 | 0 | 第5節               | 鋼製シェッド下部工   | 10 | 8 | 5 | 0 | 0 | 第5節               | 鋼製シェッド下部工  |
| 10                       | 8 | 5 | 6 | 0 | 8-5-6             | 受台工   | 10 | 8 | 5 | 6 | 0 | 8-5-6             | 受台工  |
| 10                       | 8 | 5 | 6 | 5 | 5. 支承部の箱抜き<br>の施工 | <p>受注者は、支承部の箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>   | 10 | 8 | 5 | 6 | 5 | 5. 支承部の箱抜き<br>の施工 | <p>受注者は、支承部の箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>  |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |    |   |   |   |        | 新（令和3年10月）  |    |    |   |   |   |        |   |
|--------------------------|----|---|---|---|--------|---|----|----|---|---|---|--------|---|
| 編                        | 章  | 節 | 条 | 項 | 編章節条項  | 現行条文  | 編  | 章  | 節 | 条 | 項 | 編章節条項  | 新条文   |
| 10                       | 9  | 0 | 0 | 0 | 第9章    | 地下横断歩道  | 10 | 9  | 0 | 0 | 0 | 第9章    | 地下横断歩道  |
| 10                       | 9  | 2 | 0 | 0 | 第2節    | 適用すべき諸基準  | 10 | 9  | 2 | 0 | 0 | 第2節    | 適用すべき諸基準  |
| 10                       | 9  | 2 | 0 | 0 |        | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）<br>日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）<br>日本道路協会 道路土工—カルバート工指針（平成22年3月）<br>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）<br>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）                        | 10 | 9  | 2 | 0 | 0 |        | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）<br>日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月）<br>日本道路協会 道路土工—カルバート工指針（平成22年3月）<br>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）<br>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月） |
| 10                       | 11 | 0 | 0 | 0 | 第11章   | 共同溝   | 10 | 11 | 0 | 0 | 0 | 第11章   | 共同溝   |
| 10                       | 11 | 2 | 0 | 0 | 第2節    | 適用すべき諸基準  | 10 | 11 | 2 | 0 | 0 | 第2節    | 適用すべき諸基準  |
| 10                       | 11 | 2 | 0 | 0 |        | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議をもとめなければならない。<br>日本道路協会 共同溝設計指針（昭和61年3月）<br>道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）（平成6年3月）<br>土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説（平成28年8月）<br>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）<br>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月） | 10 | 11 | 2 | 0 | 0 |        | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議をもとめなければならない。<br>日本道路協会 共同溝設計指針（昭和61年3月）<br><br>土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説（平成28年8月）<br>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）<br>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）                     |
| 10                       | 11 | 7 | 0 | 0 | 第7節    | プレキャスト構築工   | 10 | 11 | 7 | 0 | 0 | 第7節    | プレキャスト構築工   |
| 10                       | 11 | 7 | 2 | 0 | 11-7-2 | プレキャスト躯体工   | 10 | 11 | 7 | 0 | 0 | 11-7-2 | プレキャスト躯体工   |
| 10                       | 11 | 7 | 2 | 0 |        | プレキャスト躯体工については、プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）によるものとする。   | 10 | 11 | 7 | 2 | 0 |        | プレキャスト躯体工については、「プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）」によるものとする。   |
| 10                       | 12 | 0 | 0 | 0 | 第12章   | 電線共同溝   | 10 | 12 | 0 | 0 | 0 | 第12章   | 電線共同溝   |
| 10                       | 12 | 2 | 0 | 0 | 第2節    | 適用すべき諸基準  | 10 | 12 | 2 | 0 | 0 | 第2節    | 適用すべき諸基準  |
| 10                       | 12 | 2 | 0 | 0 |        | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>道路保全技術センター 電線共同溝（平成7年11月）<br>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）<br>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）   | 10 | 12 | 2 | 0 | 0 |        | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br><br>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）<br>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）  |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |    |   |   |   |                | 新（令和3年10月）   |    |    |   |   |   |                |   |
|--------------------------|----|---|---|---|----------------|--|----|----|---|---|---|----------------|---|
| 編                        | 章  | 節 | 条 | 項 | 編章節条項          | 現行条文   | 編  | 章  | 節 | 条 | 項 | 編章節条項          | 新条文   |
| 10                       | 12 | 5 | 0 | 0 | 第5節            | 電線共同溝工   | 10 | 12 | 5 | 0 | 0 | 第5節            | 電線共同溝工  |
| 10                       | 12 | 5 | 2 | 0 | 12-5-2         | 管路工（管路部）   | 10 | 12 | 5 | 2 | 0 | 12-5-2         | 管路工（管路部）  |
| 10                       | 12 | 5 | 2 | 2 | 2. 単管を用いる場合の施工 | 受注者は、単管を用いる場合には、スパーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。   | 10 | 12 | 5 | 2 | 2 | 2. 単管を用いる場合の施工 | 受注者は、単管を用いる場合には、スパーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。  |
| 10                       | 13 | 0 | 0 | 0 | 第13章           | 情報ボックス工  | 10 | 13 | 0 | 0 | 0 | 第13章           | 情報ボックス工   |
| 10                       | 13 | 2 | 0 | 0 | 第2節            | 適用すべき諸基準   | 10 | 13 | 2 | 0 | 0 | 第2節            | 適用すべき諸基準  |
| 10                       | 13 | 2 | 0 | 0 |                | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>道路保全技術センター 電線共同溝（平成7年11月）<br>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）<br>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）   | 10 | 13 | 2 | 0 | 0 |                | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）<br>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）   |
| 10                       | 14 | 0 | 0 | 0 | 第14章           | 道路維持   | 10 | 14 | 0 | 0 | 0 | 第14章           | 道路維持  |
| 10                       | 14 | 2 | 0 | 0 | 第2節            | 適用すべき諸基準   | 10 | 14 | 2 | 0 | 0 | 第2節            | 適用すべき諸基準  |
| 10                       | 14 | 2 | 0 | 0 |                | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）<br>日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）<br>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）<br>日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）<br>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（本体工編）（平成27年6月）<br>日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）<br>日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）<br>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）<br>日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）<br>日本道路協会 舗装設計便覧（平成18年2月）<br>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（付属施設編）（平成28年11月）<br>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）<br>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月） | 10 | 14 | 2 | 0 | 0 |                | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）<br>日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）<br>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）<br>日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）<br>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（本体工編）（令和2年8月）<br>日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）<br>日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）<br>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）<br>日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）<br>日本道路協会 舗装設計便覧（平成18年2月）<br>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（付属施設編）（平成28年11月）<br>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）<br>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月） |



| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |    |    |   |   |               | 新（令和3年10月）   |    |    |    |   |   |               |  |
|--------------------------|----|----|---|---|---------------|--|----|----|----|---|---|---------------|--|
| 編                        | 章  | 節  | 条 | 項 | 編章節条項         | 現行条文   | 編  | 章  | 節  | 条 | 項 | 編章節条項         | 新条文  |
| 10                       | 14 | 4  | 0 | 0 | 第4節           | 舗装工  | 10 | 14 | 4  | 0 | 0 | 第4節           | 舗装工  |
| 10                       | 14 | 4  | 7 | 0 | 14-4-7        | 路上再生工  | 10 | 14 | 4  | 7 | 0 | 14-4-7        | 路上再生工  |
| 10                       | 14 | 4  | 7 | 1 | 1. 路上再生路盤     |  | 10 | 14 | 4  | 7 | 1 | 1. 路上再生路盤     |  |
| 10                       | 14 | 4  | 7 | 1 | (2)           | 添加材料の使用量   | 10 | 14 | 4  | 7 | 1 | (2)           | 添加材料の使用量   |
| 10                       | 14 | 4  | 7 | 1 | ②             | 受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の「5-3再生路盤材料に関する試験」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。 | 10 | 14 | 4  | 7 | 1 | ②             | 受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧 5-3再生路盤材料に関する試験」（日本道路協会、平成31年3月）に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。 |
| 10                       | 14 | 4  | 7 | 1 | (3)           | 最大乾燥密度   | 10 | 14 | 4  | 7 | 1 | (3)           | 最大乾燥密度   |
| 10                       | 14 | 4  | 7 | 1 |               | 受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。  | 10 | 14 | 4  | 7 | 1 |               | 受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。  |
| 10                       | 14 | 4  | 7 | 2 | 2. 路上表層再生工    |  | 10 | 14 | 4  | 7 | 2 | 2. 路上表層再生工    |  |
| 10                       | 14 | 4  | 7 | 2 | (4)           | 基準密度   | 10 | 14 | 4  | 7 | 2 | (4)           | 基準密度   |
| 10                       | 14 | 4  | 7 | 2 |               | 受注者は、「路上表層再生工技術指針（案）の7-3-2品質管理」（日本道路協会、昭和62年1月）に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督職員の承諾を得なければならない。   | 10 | 14 | 4  | 7 | 2 |               | 受注者は、「路上表層再生工技術指針（案）7-3-2品質管理」（日本道路協会、昭和62年1月）に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督職員の承諾を得なければならない。  |
| 10                       | 14 | 7  | 0 | 0 | 第7節           | 標識工  | 10 | 14 | 7  | 0 | 0 | 第7節           | 標識工  |
| 10                       | 14 | 7  | 2 | 0 | 14-7-2        | 材料   | 10 | 14 | 7  | 2 | 0 | 14-7-2        | 材料   |
| 10                       | 14 | 7  | 2 | 4 | 4. 標示板        | 受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。  | 10 | 14 | 7  | 2 | 4 | 4. 標示板        | 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。                                   |
| 10                       | 14 | 7  | 2 | 6 | 6. 標示板の文字・記号等 | 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   | 10 | 14 | 7  | 2 | 6 | 6. 標示板の文字・記号等 | 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、令和2年6月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  |
| 10                       | 14 | 14 | 0 | 0 | 第14節          | 橋梁床版工  | 10 | 14 | 14 | 0 | 0 | 第14節          | 橋梁床版工  |
| 10                       | 14 | 14 | 3 | 0 | 14-14-3       | 床版補強工（鋼板接着工法）  | 10 | 14 | 14 | 3 | 0 | 14-14-3       | 床版補強工（鋼板接着工法）  |
| 10                       | 14 | 14 | 3 | 5 | 5. 油脂等の除去     | 受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びゴミをアセトン等により除去しなければならない。  | 10 | 14 | 14 | 3 | 5 | 5. 油脂等の除去     | 受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びゴミをアセトン等により除去しなければならない。  |
| 10                       | 14 | 14 | 4 | 0 | 14-14-4       | 床版補強工（増桁架設工法）  | 10 | 14 | 14 | 4 | 0 | 14-14-4       | 床版補強工（増桁架設工法）  |
| 10                       | 14 | 14 | 4 | 6 | 6. スペーサの打込み   | 受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスペーサを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。  | 10 | 14 | 14 | 4 | 6 | 6. スペーサの打込み   | 受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスペーサを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。  |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |    |    |   |   |               | 新（令和3年10月）  |    |    |    |   |   |               |   |
|--------------------------|----|----|---|---|---------------|---|----|----|----|---|---|---------------|---|
| 編                        | 章  | 節  | 条 | 項 | 編章節条条項        | 現行条文  | 編  | 章  | 節  | 条 | 項 | 編章節条条項        | 新条文   |
| 10                       | 14 | 17 | 0 | 0 | 第17節          | 現場塗装工   | 10 | 14 | 17 | 0 | 0 | 第17節          | 現場塗装工   |
| 10                       | 14 | 17 | 3 | 0 | 14-17-3       | 橋梁塗装工   | 10 | 14 | 17 | 3 | 0 | 14-17-3       | 橋梁塗装工   |
| 10                       | 14 | 17 | 3 | 1 | 1. 塩分の付着水洗    | 受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m <sup>2</sup> 以上の時は水洗いする。   | 10 | 14 | 17 | 3 | 1 | 1. 塩分の付着水洗    | 受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m <sup>2</sup> 以上の時は水洗いする。   |
| 10                       | 15 | 0  | 0 | 0 | 第15章          | 雪寒  | 10 | 15 | 0  | 0 | 0 | 第15章          | 雪寒  |
| 10                       | 15 | 3  | 0 | 0 | 第3節           | 除雪工   | 10 | 15 | 3  | 0 | 0 | 第3節           | 除雪工   |
| 10                       | 15 | 3  | 6 | 0 | 15-3-6        | 歩道除雪工   | 10 | 15 | 3  | 6 | 0 | 15-3-6        | 歩道除雪工   |
| 10                       | 15 | 3  | 6 | 0 | 2. 適用規定       | 受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」を参考とする。   | 10 | 15 | 3  | 6 | 0 | 2. 適用規定       | 受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」（建設省、昭和63年10月）を参考とする。   |
| 10                       | 16 | 0  | 0 | 0 | 第16章          | 道路修繕  | 10 | 16 | 0  | 0 | 0 | 第16章          | 道路修繕  |
| 10                       | 16 | 1  | 0 | 0 | 第1節           | 適用  | 10 | 16 | 1  | 0 | 0 | 第1節           | 適用  |
| 10                       | 16 | 1  | 0 | 5 | 5. 臨機の措置      | 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。  | 10 | 16 | 1  | 0 | 5 | 5. 臨機の措置      | 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-42臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。  |
| 10                       | 16 | 2  | 0 | 0 | 第2節           | 適用すべき諸基準  | 10 | 16 | 2  | 0 | 0 | 第2節           | 適用すべき諸基準  |
| 10                       | 16 | 2  | 0 | 0 |               | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）<br>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）<br>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）<br>日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）<br>日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）<br>日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）<br>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）<br>日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）<br>日本道路協会 舗装設計便覧（平成18年2月）<br>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）<br>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月） | 10 | 16 | 2  | 0 | 0 |               | 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。<br>日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）<br>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）<br>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）<br>日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）<br>日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）<br>日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）<br>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）<br>日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）<br>日本道路協会 舗装設計便覧（平成18年2月）<br>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）<br>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月） |
| 10                       | 16 | 9  | 0 | 0 | 第9節           | 標識工   | 10 | 16 | 9  | 0 | 0 | 第9節           | 標識工   |
| 10                       | 16 | 9  | 2 | 0 | 16-9-2        | 材料  | 10 | 16 | 9  | 2 | 0 | 16-9-2        | 材料  |
| 10                       | 16 | 9  | 2 | 6 | 6. 標示板の文字・記号等 | 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  | 10 | 16 | 9  | 2 | 6 | 6. 標示板の文字・記号等 | 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、令和2年6月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |    |   |   |        |   | 新（令和3年10月） |   |    |   |   |        |   |
|--------------------------|---|----|---|---|--------|---|------------|---|----|---|---|--------|---|
| 編                        | 章 | 節  | 条 | 項 | 編章節条条項 | 現行条文  | 編          | 章 | 節  | 条 | 項 | 編章節条条項 | 新条文   |
| 11                       | 0 | 0  | 0 | 0 | 第11編   | 下水道編  | 11         | 0 | 0  | 0 | 0 | 第11編   | 下水道編  |
| 11                       | 1 | 0  | 0 | 0 | 第1章    | 管路  | 11         | 1 | 0  | 0 | 0 | 第1章    | 管路  |
| 11                       | 1 | 8  | 0 | 0 | 第8節    | マンホール工  | 11         | 1 | 8  | 0 | 0 | 第8節    | マンホール工  |
| 11                       | 1 | 8  | 3 | 0 | 1-8-3  | 現場打ちマンホール工  | 11         | 1 | 8  | 3 | 0 | 1-8-3  | 現場打ちマンホール工  |
| 11                       | 1 | 8  | 3 | 3 | 3.     | 受注者は、管の取付けについて、以下の規程によらなければならない。  | 11         | 1 | 8  | 3 | 3 | 3.     | 受注者は、管の取付けについて、以下の規定によらなければならない。                    |
| 11                       | 2 | 0  | 0 | 0 | 第2章    | 処理場・ポンプ場  | 11         | 2 | 0  | 0 | 0 | 第2章    | 処理場・ポンプ場  |
| 11                       | 2 | 16 | 0 | 0 | 第16節   | 構造物撤去工  | 11         | 2 | 16 | 0 | 0 | 第16節   | 構造物撤去工  |
| 11                       | 2 | 16 | 1 | 0 | 2-16-1 | 一般事項  | 11         | 2 | 16 | 1 | 0 | 2-16-1 | 一般事項  |
| 11                       | 2 | 16 | 1 | 2 | 2.     | 受注者は、建設副産物について、下記の規定によるものとする。<br>（1）受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用促進について（建設大臣官房技術審査官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。<br>（2）受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。<br>（3）受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示しなければならない。<br>（4）受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 | 11         | 2 | 16 | 1 | 2 | 2.     | 建設副産物については、第1編1-1-19建設副産物の規定によるものとする。               |
| 12                       | 0 | 0  | 0 | 0 | 第12編   | 公園緑地編   | 12         | 0 | 0  | 0 | 0 | 第12編   | 公園緑地編   |
| 12                       | 1 | 0  | 0 | 0 | 第1章    | 基盤整備  | 12         | 1 | 0  | 0 | 0 | 第1章    | 基盤整備  |
| 12                       | 1 | 2  | 0 | 0 | 第2節    | 適用すべき諸基準  | 12         | 1 | 2  | 0 | 0 | 第2節    | 適用すべき諸基準  |
| 12                       | 1 | 2  | 0 | 0 |        | 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年度版）（平成28年6月）  | 12         | 1 | 2  | 0 | 0 |        | 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月）                        |
| 12                       | 1 | 2  | 0 | 0 |        |   | 12         | 1 | 2  | 0 | 0 |        | 国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）                          |
| 12                       | 1 | 2  | 0 | 0 |        | 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成24年5月）   | 12         | 1 | 2  | 0 | 0 |        | 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成25年5月）                 |
| 12                       | 1 | 2  | 0 | 0 |        |   | 12         | 1 | 2  | 0 | 0 |        | 国土交通省 東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針（平成24年3月）        |
| 12                       | 1 | 7  | 0 | 0 | 第7節    | 軽量盛土工   | 12         | 1 | 7  | 0 | 0 | 第7節    | 軽量盛土工   |
| 12                       | 1 | 7  | 1 | 0 | 1-7-1  | 一般事項  | 12         | 1 | 7  | 1 | 0 | 1-7-1  | 一般事項  |
| 12                       | 1 | 7  | 1 | 0 |        | 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。   | 12         | 1 | 7  | 1 | 0 |        | 本節は、軽量盛土工として作業土工（床掘り・埋戻し）、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 |
|                          |   |    |   |   |        |   | 12         | 1 | 7  | 2 | 0 | 1-7-2  | 作業土工（床掘り・埋戻し）                                       |
|                          |   |    |   |   |        |   | 12         | 1 | 7  | 2 | 0 |        | 作業土工の施工については、第3編2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。          |
| 12                       | 1 | 7  | 2 | 0 | 1-7-2  | 軽量盛土工   | 12         | 1 | 7  | 3 | 0 | 1-7-3  | 軽量盛土工   |
|                          |   |    |   |   |        | 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2 軽量盛土工の規定によるものとする。   |            |   |    |   |   |        | 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2 軽量盛土工の規定によるものとする。           |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |   |    |        | 新（令和3年10月）   |    |   |   |   |    |        |  |
|--------------------------|---|---|---|----|--------|--|----|---|---|---|----|--------|--|
| 編                        | 章 | 節 | 条 | 項  | 編章節条条項 | 現行条文   | 編  | 章 | 節 | 条 | 項  | 編章節条条項 | 新条文  |
| 12                       | 1 | 8 | 0 | 0  | 第8節    | 擁壁工  | 12 | 1 | 8 | 0 | 0  | 第8節    | 擁壁工  |
| 12                       | 1 | 8 | 1 | 0  | 1-8-1  | 一般事項   | 12 | 1 | 8 | 1 | 0  | 1-8-1  | 一般事項   |
| 12                       | 1 | 8 | 1 | 0  | 1.     | 本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、コンクリートブロック工、石積工、土留め工その他これらに類する工種について定めるものとする。                                | 12 | 1 | 8 | 1 | 0  | 1.     | 本節は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、コンクリートブロック工、石積工、土留め工その他これらに類する工種について定めるものとする。                       |
| 12                       | 2 | 0 | 0 | 0  | 第2章    | 植栽   | 12 | 2 | 0 | 0 | 0  | 第2章    | 植栽   |
| 12                       | 2 | 2 | 0 | 0  | 第2節    | 適用すべき諸基準   | 12 | 2 | 2 | 0 | 0  | 第2節    | 適用すべき諸基準   |
| 12                       | 2 | 2 | 0 | 0  |        | 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年度版）（平成28年6月）   | 12 | 2 | 2 | 0 | 0  |        | 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月）   |
| 12                       | 2 | 4 | 0 | 0  | 第4節    | 移植工  | 12 | 2 | 4 | 0 | 0  | 第4節    | 移植工  |
| 12                       | 2 | 4 | 1 | 0  | 2-4-1  | 一般事項   | 12 | 2 | 4 | 1 | 0  | 2-4-1  | 一般事項   |
| 12                       | 2 | 4 | 1 | 11 | 11.    | 受注者は植付けにあたっては、以下の各規定によるものとする。  | 12 | 2 | 4 | 1 | 11 | 11.    | 受注者は植付けにあたっては、以下の各規定によるものとする。  |
| 12                       | 2 | 4 | 1 | 11 | (9)    | 受注者は、添木の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゆる縄を用いて動かぬよう結束するものとする。                                     | 12 | 2 | 4 | 1 | 11 | (9)    | 受注者は、支柱の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きしゆる縄を用いて動かぬよう結束するものとする。                                     |
| 12                       | 2 | 4 | 1 | 11 | (13)   | 受注者は、添木の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゆる縄を用いて動かぬよう結束するものとする。                                     |    |   |   |   |    | [削除]   |  |
| 12                       | 2 | 4 | 1 | 11 | (14)   | 受注者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するとともに、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督職員に報告し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。     | 12 | 2 | 4 | 1 | 11 | (13)   | 受注者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するとともに、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督職員に報告し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。     |
| 12                       | 2 | 4 | 1 | 11 | (15)   | 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。   | 12 | 2 | 4 | 1 | 11 | (14)   | 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。   |
| 12                       | 2 | 4 | 1 | 11 | (16)   | 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。 | 12 | 2 | 4 | 1 | 11 | (15)   | 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。 |



| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |    |   |   |        | 新（令和3年10月）  |    |   |    |   |   |        |  |
|--------------------------|---|----|---|---|--------|---|----|---|----|---|---|--------|--|
| 編                        | 章 | 節  | 条 | 項 | 編章節条条項 | 現行条文  | 編  | 章 | 節  | 条 | 項 | 編章節条条項 | 新条文  |
| 12                       | 3 | 0  | 0 | 0 | 第3章    | 施設整備  | 12 | 3 | 0  | 0 | 0 | 第3章    | 施設整備   |
| 12                       | 3 | 2  | 0 | 0 | 第2節    | 適用すべき諸基準  | 12 | 3 | 2  | 0 | 0 | 第2節    | 適用すべき諸基準   |
| 12                       | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年度版）（平成28年6月）                                  | 12 | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月）   |
| 12                       | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインガイドラインの解説（平成20年2月） | 12 | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインガイドライン（改訂版）の解説（平成29年3月） |
| 12                       | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 日本下水道協会下水道施設計画・設計指針と解説2009版（平成21年）                                      | 12 | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 日本下水道協会下水道施設計画・設計指針と解説2009版（平成21年10月）  |
| 12                       | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 日本道路協会 道路土工－施工指針（平成21年6月）   | 12 | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 日本道路協会 道路土工要領（平成21年6月）   |
|                          |   |    |   |   |        | 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書同解説（平成22年1月）                                      |    |   |    |   |   |        | 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成22年1月）  |
| 12                       | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）  | 12 | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）   |
| 12                       | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（昭和62年1月）  | 12 | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 日本道路協会 道路標識設置基準（令和元年10月）   |
| 12                       | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 国土交通省 土木工事安全施工技術指針（平成29年3月）   | 12 | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 国土交通省 土木工事安全施工技術指針（令和3年3月）   |
| 12                       | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版）（平成8年10月）                                     | 12 | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成19年1月）  |
| 12                       | 3 | 2  | 0 | 0 |        |   | 12 | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 日本道路協会 透水性舗装ガイドブック2007（平成19年3月）  |
| 12                       | 3 | 2  | 0 | 0 |        |   | 12 | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 日本道路協会 舗装設計便覧（平成18年2月）   |
| 12                       | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成25年3月）  | 12 | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）   |
| 12                       | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）  | 12 | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）   |
|                          |   |    |   |   |        |   | 12 | 3 | 2  | 0 | 0 |        | 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日）                                  |
| 12                       | 3 | 10 | 0 | 0 | 第10節   | サービス施設整備工   | 12 | 3 | 10 | 0 | 0 | 第10節   | サービス施設整備工  |
| 12                       | 3 | 10 | 5 | 0 | 3-10-5 | 洗い場工+   | 12 | 3 | 10 | 5 | 0 | 3-10-5 | 洗い場工   |
| 12                       | 4 | 0  | 0 | 0 | 第4章    | グラウンド・コート整備   | 12 | 4 | 0  | 0 | 0 | 第4章    | グラウンド・コート整備  |
| 12                       | 4 | 2  | 0 | 0 | 第2節    | 適用すべき諸基準  | 12 | 4 | 2  | 0 | 0 | 第2節    | 適用すべき諸基準   |
| 12                       | 4 | 2  | 0 | 0 |        | 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年度版）（平成28年6月）                                  | 12 | 4 | 2  | 0 | 0 |        | 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月）   |
| 12                       | 4 | 2  | 0 | 0 |        | 日本道路協会 道路土工－施工指針（平成21年6月）   | 12 | 4 | 2  | 0 | 0 | [削除]   |  |
| 12                       | 4 | 2  | 0 | 0 |        | 本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）   | 12 | 4 | 2  | 0 | 0 |        | 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）   |
| 12                       | 4 | 2  | 0 | 0 |        | 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）  | 12 | 4 | 2  | 0 | 0 |        | 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）   |
| 12                       | 4 | 2  | 0 | 0 |        | 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成25年3月）  | 12 | 4 | 2  | 0 | 0 |        | 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）   |
| 12                       | 4 | 2  | 0 | 0 |        | 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）  | 12 | 4 | 2  | 0 | 0 |        | 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）   |
|                          |   |    |   |   |        |   | 12 | 4 | 2  | 0 | 0 |        | 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日）                                  |

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂） |   |   |    |   |        | 新（令和3年10月）  |    |   |   |    |   |        |   |
|--------------------------|---|---|----|---|--------|---|----|---|---|----|---|--------|---|
| 編                        | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条条項 | 現行条文  | 編  | 章 | 節 | 条  | 項 | 編章節条条項 | 新条文   |
| 12                       | 4 | 4 | 0  | 0 | 第4節    | スタンド整備工   | 12 | 4 | 4 | 0  | 0 | 第4節    | スタンド整備工   |
| 12                       | 4 | 4 | 2  | 0 | 4-4-2  | 材料  | 12 | 4 | 4 | 2  | 0 | 4-4-2  | 材料  |
| 12                       | 4 | 4 | 2  | 5 | 5.     | さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。<br>JIS K 5621（一般用さび止めペイント）<br>JIS K 5551（構造用さび止めペイント）<br>JIS K 5623（亜鉛化鉛さび止めペイント）<br>JIS K 5624（塩基性クロム酸鉛さび止めペイント）<br>JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）<br>JIS K 5629（鉛酸カルシウムさび止めペイント）<br>JIS K 5672（鉛・クロムフリーさび止めペイント）<br>JIS H 8610（電気亜鉛めっき） | 12 | 4 | 4 | 2  | 5 | 5.     | さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。<br>JIS K 5621（一般用さび止めペイント）<br>JIS K 5551（構造用さび止めペイント）<br>JIS K 5623（亜鉛化鉛さび止めペイント）<br><br>JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）<br>JIS K 5629（鉛酸カルシウムさび止めペイント）<br>JIS K 5672（鉛・クロムフリーさび止めペイント）<br>JIS H 8610（電気亜鉛めっき） |
| 12                       | 5 | 0 | 0  | 0 | 第5章    | 自然育成  | 12 | 5 | 0 | 0  | 0 | 第5章    | 自然育成  |
| 12                       | 5 | 3 | 0  | 0 | 第3節    | 自然育成施設工   | 12 | 5 | 3 | 0  | 0 | 第3節    | 自然育成施設工   |
| 12                       | 5 | 3 | 21 | 0 | 5-3-21 | 牛・枠工  | 12 | 5 | 3 | 21 | 0 | [削除]   |   |
| 12                       | 5 | 3 | 21 | 1 |        | 1. 受注者は、水制工の施工について、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。<br>2. 受注者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。<br>3. 牛・枠工の施工については、第6編1-10-7牛・枠工の規定によるものとする。           | 12 | 5 | 3 | 21 | 1 | [削除]   |   |
| 12                       | 5 | 3 | 22 | 0 | 5-3-22 | 杭出し水制工  | 12 | 5 | 3 | 22 | 0 | [削除]   |   |
| 12                       | 5 | 3 | 22 | 0 |        | 杭出し水制工の施工については、第6編1-10-8杭出し水制工の規定によるものとする。  | 12 | 5 | 3 | 22 | 0 | [削除]   |   |

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

| 現行 (令和元年10月) (令和2年11月一部改訂)               |                  |  |   |   |                          |   | 新 (令和3年10月)   |   |                      |                     |                          |                      |               |                          |
|--|------------------|--|---|---|--------------------------|---|---|---|----------------------|---------------------|--------------------------|----------------------|---------------|--------------------------|
| 第2編2-3-3<br>表2-10 鉄鋼スラブの規格               |                  |  |   |   |                          |   | 第2編2-3-3<br>表2-10 鉄鋼スラブの規格                                    |   |                      |                     |                          |                      |               |                          |
| 呼び名                                      | 修正<br>C B R<br>% | 一軸圧縮<br>強 さ<br>Mpa   | 単位容積<br>質 量<br>kg/l   | 呈 色<br>判定試験   | 水浸透<br>膨張比%              | エー ジング<br>期 間   | 呼び名   | 修正<br>C B R<br>%                          | 一軸圧縮<br>強 さ<br>Mpa   | 単位容積<br>質 量<br>kg/L | 呈 色<br>判定試験              | 水浸透<br>膨張比%          | エー ジング<br>期 間 |                          |
| MS                                       | 80以上             | —  | 1.5以上   | 呈色なし  | 1.5以下                    | 6ヵ月以上   | MS  | 80以上                                      | —                    | 1.5以上               | 呈色なし                     | 1.0以下                | 6ヵ月以上         |                          |
| HMS                                      | 80以上             | 1.2以上  | 1.5以上   | 呈色なし  | 1.5以下                    | 6ヵ月以上   | HMS   | 80以上                                      | 1.2以上                | 1.5以上               | 呈色なし                     | 1.0以下                | 6ヵ月以上         |                          |
| CS                                       | 30以上             | —  | —   | 呈色なし  | 1.5以下                    | 6ヵ月以上   | CS  | 30以上                                      | —                    | —                   | 呈色なし                     | 1.0以下                | 6ヵ月以上         |                          |
|  |                  |  |   |   |                          |   | 試験法   | E001                                      | E003                 | A023                | E002                     | E004                 | —             |                          |
| 第2編2-3-33<br>表2-13(1) 袋型根固め用袋の要求性能及び確認方法 |                  |  |   |   |                          |   | 第2編2-3-33<br>表2-13(1) 袋型根固め用袋の要求性能及び確認方法                      |   |                      |                     |                          |                      |               |                          |
| 場 所                                      | 項 目              | 要求性能   | 確認方法  |   | 試験方法                     | 基準値   | 場 所   | 項 目                                       | 要求性能                 | 確認方法                |                          | 試験方法                 | 基準値           |                          |
|  |                  |  | (2)型  | (4)型  |                          |   |   |   |                      | (2)型                | (4)型                     |                      |               |                          |
| 公 的<br>試 験<br>機 関                        | 強度<br>(※1)       | 必要重量の中詰め材料を充填し直接クレーンで吊り上げても破断しない強度を有すること。                    | 引張試験 (JIS A 8960に準拠)  | (2)型  | (2重)400N以上<br>(1重)700N以上 | 引張試験 (JIS A 8960に準拠)  | 強度<br>(※1)  | 必要重量の中詰め材料を充填し直接クレーンで吊り上げても破断しない強度を有すること。 | 引張試験 (JIS A 8960に準拠) | (2)型                | (2重)400N以上<br>(1重)700N以上 | 引張試験 (JIS A 8960に準拠) | (2)型          | (2重)200N以上<br>(1重)200N以上 |
|  | (4)型             | (2重)500N以上<br>(1重)900N以上                                     |   | (4)型  | (2重)260N以上<br>(1重)260N以上 |   |   |   |                      |                     |                          |                      |               |                          |
|  | 耐候性              | 紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること。<br>短期性能型：<br>長期性能型：<br>耐用年数30年程度 | 耐候性試験 (長期性能型のみ)<br>(JIS L 0842 オープンルミナール型耐候性試験機により紫外線を7500時間照射後、JIS A 8960準拠の引張試験を実施) | (2)型  | (2重)200N以上<br>(1重)200N以上 | 耐候性試験 (長期性能型のみ)<br>(JIS L 0842 オープンルミナール型耐候性試験機により紫外線を7500時間照射後、JIS A 8960準拠の引張試験を実施) | (2)型  | (2重)200N以上<br>(1重)200N以上                  |                      |                     |                          |                      |               |                          |
|  | 耐燃焼性             | 中詰め材料を充填した状態で網地の燃焼が広がらないこと。                                  | たき火試験 (参考資料参照)  | 燃焼部以上に延焼しないこと。  |                          | たき火試験 (参考資料参照)  | 燃焼部以上に延焼しないこと。  |   |                      |                     |                          |                      |               |                          |
|  | 環境<br>適合性        | 生態系を阻害するような有害物質の溶出がないこと。                                     | 煮沸試験 銅青試験 (参考資料参照)  | 有害物質が溶出しないこと。   |                          | 煮沸試験 銅青試験 (参考資料参照)  | 有害物質が溶出しないこと。   |   |                      |                     |                          |                      |               |                          |
| 発 注<br>機 関                               | 均質性              | 性能を担保する品質の均質性を確保していること。                                      | 材料20000袋当たり1回の引張試験を実施 (JIS A 8960に準拠)   | 「強度」の基準値を満足すること。  |                          | 材料20000袋当たり1回の引張試験を実施 (JIS A 8960に準拠)   | 「強度」の基準値を満足すること。  |   |                      |                     |                          |                      |               |                          |
|  | 網目・網地の<br>信頼性    | 中詰め材料の抜け出しや、網地の破断が促進することがないこと。                               | 監督職員による事前確認   | 中詰め材料が抜け出さない網目の寸法で、かつ、網目を構成する網糸が破断しても解れが連続的に広がらない加工がなされていること。 |                          | 監督職員による事前確認   | 中詰め材料が抜け出さない網目の寸法で、かつ、網目を構成する網糸が破断しても解れが連続的に広がらない加工がなされていること。 |   |                      |                     |                          |                      |               |                          |

## 土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

| 現行 (令和元年10月) (令和2年11月一部改訂)   | 新 (令和3年10月) |            |             |            |             |            |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
|--|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|---|---------------|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------------|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----------|-----|------------|-----------|----|----|-----|-----|-----|------------|-----|-----|-----|------------|-----|-----|-----|--|------|------|---|---|---|---|---|---------------|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|----------------|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----------|-----|------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|----|----|-----|-----|-----|------------|-----|-----|-----|------------|-----|-----|-----|------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| <p>第2編2-12-1</p> <p>表2-28 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12'<br/>(0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20'<br/>(0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。</p>                                    | 観測角°        | 入射角°       | 白           | 黄          | 赤           | 青          | 緑 | 12'<br>(0.2°) | 5° | 70  | 50  | 15 | 4.0 | 9.0 | 30° | 30  | 22  | 6.0 | 1.7 | 3.5 | 20'<br>(0.33°) | 5° | 50  | 35  | 10 | 2.0 | 7.0 | 30° | 24  | 16        | 4.0 | 1.0        | 3.0       | 2° | 5° | 5.0 | 3.0 | 0.8 | 0.2        | 0.6 | 30° | 2.5 | 1.5        | 0.4 | 0.1 | 0.3 | <p>第2編2-12-1</p> <p>表2-28 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12'<br/>(0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td><b>40°</b></td> <td><b>10</b></td> <td><b>7.0</b></td> <td><b>2.0</b></td> <td><b>0.5</b></td> <td><b>1.5</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20'<br/>(0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td><b>40°</b></td> <td><b>9.0</b></td> <td><b>6.0</b></td> <td><b>1.8</b></td> <td><b>0.4</b></td> <td><b>1.2</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td><b>40°</b></td> <td><b>1.5</b></td> <td><b>1.0</b></td> <td><b>0.3</b></td> <td><b>0.06</b></td> <td><b>0.2</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。</p>                               | 観測角° | 入射角° | 白 | 黄 | 赤 | 青 | 緑 | 12'<br>(0.2°) | 5° | 70  | 50  | 15 | 4.0 | 9.0 | 30° | 30  | 22  | 6.0 | 1.7 | 3.5 | <b>40°</b> | <b>10</b>  | <b>7.0</b> | <b>2.0</b> | <b>0.5</b> | <b>1.5</b> | 20'<br>(0.33°) | 5° | 50  | 35  | 10 | 2.0 | 7.0 | 30° | 24  | 16        | 4.0 | 1.0        | 3.0       | <b>40°</b> | <b>9.0</b> | <b>6.0</b> | <b>1.8</b> | <b>0.4</b> | <b>1.2</b> | 2° | 5° | 5.0 | 3.0 | 0.8 | 0.2        | 0.6 | 30° | 2.5 | 1.5        | 0.4 | 0.1 | 0.3 | <b>40°</b> | <b>1.5</b> | <b>1.0</b>  | <b>0.3</b> | <b>0.06</b> | <b>0.2</b> |
| 観測角°   | 入射角°        | 白          | 黄           | 赤          | 青           | 緑          |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
| 12'<br>(0.2°)  | 5°          | 70         | 50          | 15         | 4.0         | 9.0        |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
|  | 30°         | 30         | 22          | 6.0        | 1.7         | 3.5        |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
| 20'<br>(0.33°)   | 5°          | 50         | 35          | 10         | 2.0         | 7.0        |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
|  | 30°         | 24         | 16          | 4.0        | 1.0         | 3.0        |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
| 2°   | 5°          | 5.0        | 3.0         | 0.8        | 0.2         | 0.6        |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
|  | 30°         | 2.5        | 1.5         | 0.4        | 0.1         | 0.3        |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
| 観測角°   | 入射角°        | 白          | 黄           | 赤          | 青           | 緑          |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
| 12'<br>(0.2°)  | 5°          | 70         | 50          | 15         | 4.0         | 9.0        |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
|  | 30°         | 30         | 22          | 6.0        | 1.7         | 3.5        |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
|  | <b>40°</b>  | <b>10</b>  | <b>7.0</b>  | <b>2.0</b> | <b>0.5</b>  | <b>1.5</b> |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
| 20'<br>(0.33°)   | 5°          | 50         | 35          | 10         | 2.0         | 7.0        |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
|  | 30°         | 24         | 16          | 4.0        | 1.0         | 3.0        |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
|  | <b>40°</b>  | <b>9.0</b> | <b>6.0</b>  | <b>1.8</b> | <b>0.4</b>  | <b>1.2</b> |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
| 2°   | 5°          | 5.0        | 3.0         | 0.8        | 0.2         | 0.6        |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
|  | 30°         | 2.5        | 1.5         | 0.4        | 0.1         | 0.3        |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
|  | <b>40°</b>  | <b>1.5</b> | <b>1.0</b>  | <b>0.3</b> | <b>0.06</b> | <b>0.2</b> |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
| <p>第2編2-12-1</p> <p>表2-29 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12'<br/>(0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20'<br/>(0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td><b>67</b></td> <td>14</td> <td><b>8.0</b></td> <td><b>12</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td><b>0.3</b></td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td><b>1.8</b></td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。</p> | 観測角°        | 入射角°       | 白           | 黄          | 赤           | 青          | 緑 | 12'<br>(0.2°) | 5° | 250 | 170 | 45 | 20  | 45  | 30° | 150 | 100 | 25  | 11  | 25  | 20'<br>(0.33°) | 5° | 180 | 122 | 25 | 14  | 21  | 30° | 100 | <b>67</b> | 14  | <b>8.0</b> | <b>12</b> | 2° | 5° | 5.0 | 3.0 | 0.8 | <b>0.3</b> | 0.6 | 30° | 2.5 | <b>1.8</b> | 0.4 | 0.1 | 0.3 | <p>第2編2-12-1</p> <p>表2-29 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12'<br/>(0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td><b>40°</b></td> <td><b>110</b></td> <td><b>70</b></td> <td><b>16</b></td> <td><b>8.0</b></td> <td><b>16</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20'<br/>(0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td><b>57</b></td> <td>14</td> <td><b>7.0</b></td> <td><b>11</b></td> </tr> <tr> <td><b>40°</b></td> <td><b>95</b></td> <td><b>54</b></td> <td><b>13</b></td> <td><b>7.0</b></td> <td><b>11</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td><b>0.2</b></td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td><b>1.5</b></td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td><b>40°</b></td> <td><b>1.5</b></td> <td><b>1.00</b></td> <td><b>0.3</b></td> <td><b>0.06</b></td> <td><b>0.2</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。</p> | 観測角° | 入射角° | 白 | 黄 | 赤 | 青 | 緑 | 12'<br>(0.2°) | 5° | 250 | 170 | 45 | 20  | 45  | 30° | 150 | 100 | 25  | 11  | 25  | <b>40°</b> | <b>110</b> | <b>70</b>  | <b>16</b>  | <b>8.0</b> | <b>16</b>  | 20'<br>(0.33°) | 5° | 180 | 122 | 25 | 14  | 21  | 30° | 100 | <b>57</b> | 14  | <b>7.0</b> | <b>11</b> | <b>40°</b> | <b>95</b>  | <b>54</b>  | <b>13</b>  | <b>7.0</b> | <b>11</b>  | 2° | 5° | 5.0 | 3.0 | 0.8 | <b>0.2</b> | 0.6 | 30° | 2.5 | <b>1.5</b> | 0.4 | 0.1 | 0.3 | <b>40°</b> | <b>1.5</b> | <b>1.00</b> | <b>0.3</b> | <b>0.06</b> | <b>0.2</b> |
| 観測角°   | 入射角°        | 白          | 黄           | 赤          | 青           | 緑          |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
| 12'<br>(0.2°)  | 5°          | 250        | 170         | 45         | 20          | 45         |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
|  | 30°         | 150        | 100         | 25         | 11          | 25         |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
| 20'<br>(0.33°)   | 5°          | 180        | 122         | 25         | 14          | 21         |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
|  | 30°         | 100        | <b>67</b>   | 14         | <b>8.0</b>  | <b>12</b>  |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
| 2°   | 5°          | 5.0        | 3.0         | 0.8        | <b>0.3</b>  | 0.6        |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
|  | 30°         | 2.5        | <b>1.8</b>  | 0.4        | 0.1         | 0.3        |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
| 観測角°   | 入射角°        | 白          | 黄           | 赤          | 青           | 緑          |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
| 12'<br>(0.2°)  | 5°          | 250        | 170         | 45         | 20          | 45         |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
|  | 30°         | 150        | 100         | 25         | 11          | 25         |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
|  | <b>40°</b>  | <b>110</b> | <b>70</b>   | <b>16</b>  | <b>8.0</b>  | <b>16</b>  |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
| 20'<br>(0.33°)   | 5°          | 180        | 122         | 25         | 14          | 21         |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
|  | 30°         | 100        | <b>57</b>   | 14         | <b>7.0</b>  | <b>11</b>  |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
|  | <b>40°</b>  | <b>95</b>  | <b>54</b>   | <b>13</b>  | <b>7.0</b>  | <b>11</b>  |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
| 2°   | 5°          | 5.0        | 3.0         | 0.8        | <b>0.2</b>  | 0.6        |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
|  | 30°         | 2.5        | <b>1.5</b>  | 0.4        | 0.1         | 0.3        |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |
|  | <b>40°</b>  | <b>1.5</b> | <b>1.00</b> | <b>0.3</b> | <b>0.06</b> | <b>0.2</b> |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |  |      |      |   |   |   |   |   |               |    |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |            |            |            |            |            |            |                |    |     |     |    |     |     |     |     |           |     |            |           |            |            |            |            |            |            |    |    |     |     |     |            |     |     |     |            |     |     |     |            |            |             |            |             |            |



# 土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

| 現行 (令和元年10月) (令和2年11月一部改訂)                             | 新 (令和3年10月)   |
|--|---|
| <p>第3編2-3-25</p> <p>図2-2</p> <p>※板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p> | <p>第3編2-3-25</p> <p>図2-2</p> <p>※板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</p> |
| <p>第3編2-3-25</p> <p>図2-2</p> <p>※板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p> | <p>第3編2-3-25</p> <p>図2-2</p> <p>※板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</p> |

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

| 現行 (令和元年10月) (令和2年11月一部改訂) |                                    |                    |  | 新 (令和3年10月)           |                                    |        |  |
|----------------------------|------------------------------------|--------------------|--|-----------------------|------------------------------------|--------|--|
| 第3編2-4-4 既製杭工              |                                    |                    |  | 第3編2-4-4 既製杭工         |                                    |        |  |
| 表2-16 現場円周溶接部の目違いの許容値      |                                    |                    |  | 表2-16 現場円周溶接部の目違いの許容値 |                                    |        |  |
| 外 径                        |                                    | 許容量                | 摘 要  | 外 径                   |                                    | 許容量    | 摘 要  |
| 700mm未満                    |                                    | 2mm以下              | 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 | 700mm未満               |                                    | 2mm以下  | 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 |
| 700mm以上1016mm以下            |                                    | 3mm以下              | 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 | 700mm以上1016mm以下       |                                    | 3mm以下  | 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 |
| 1016mmを超え1524mm以下          |                                    | 4mm以下              | 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 | 1016mmを超え2000mm以下     |                                    | 4mm以下  | 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 |
| 第6編1-7-2                   |                                    |                    |  | 第6編1-7-2              |                                    |        |  |
| 表1-4 止水材の品質規格              |                                    |                    |  | 表1-4 止水材の品質規格         |                                    |        |  |
| 項 目                        | 単 位                                | 規格値                | 試 験 方 法  | 項 目                   | 単 位                                | 規格値    | 試 験 方 法  |
| 漏水量                        | (ml/sec)<br>/ (1.8m <sup>2</sup> ) | 25以下               | 建設省土木研究資料<br>第3103号の小型浸透試験による。                       | 漏水量                   | (ml/sec)<br>/ (1.8m <sup>2</sup> ) | 25以下   | 建設省土木研究資料<br>第3103号の小型浸透試験による。                       |
| 引張り強さ                      | N/mm <sup>2</sup><br>(kgf/m)       | 11.8以上<br>(1200以上) | 日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。                    | 引張り強さ                 | N/mm <sup>2</sup><br>(kgf/m)       | 11.8以上 | 日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。                    |
| 摩擦係数                       |                                    | 0.8以上              | 平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。                       | 摩擦係数                  |                                    | 0.8以上  | 平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。                       |

# 土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

| 現行 (令和元年10月) (令和2年11月一部改訂)   | 新 (令和3年10月)                              |            |        |     |          |     |       |     |  |                         |            |        |     |          |     |       |     |
|--|--|------------|--------|-----|----------|-----|-------|-----|--|-------------------------|------------|--------|-----|----------|-----|-------|-----|
| <p>第9編1-4-6</p> <p>表1-1 ミキサの標準最小練りまぜ時間</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>ミキサ容量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>練りまぜ時間 (分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3以下～2超</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>2以下～1.5超</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>1.5以下</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> | ミキサ容量 (m <sup>3</sup> )                  | 練りまぜ時間 (分) | 3以下～2超 | 2.5 | 2以下～1.5超 | 2.0 | 1.5以下 | 1.5 | <p>第9編1-4-6</p> <p>表1-1 ミキサの標準最小練りまぜ時間</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>ミキサ容量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>練りまぜ時間 (分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3以下～2超</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>2以下～1.5超</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>1.5以下</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> | ミキサ容量 (m <sup>3</sup> ) | 練りまぜ時間 (分) | 3以下～2超 | 2.5 | 2以下～1.5超 | 2.0 | 1.5以下 | 1.5 |
| ミキサ容量 (m <sup>3</sup> )  | 練りまぜ時間 (分)                               |            |        |     |          |     |       |     |  |                         |            |        |     |          |     |       |     |
| 3以下～2超   | 2.5                                      |            |        |     |          |     |       |     |  |                         |            |        |     |          |     |       |     |
| 2以下～1.5超   | 2.0                                      |            |        |     |          |     |       |     |  |                         |            |        |     |          |     |       |     |
| 1.5以下  | 1.5                                      |            |        |     |          |     |       |     |  |                         |            |        |     |          |     |       |     |
| ミキサ容量 (m <sup>3</sup> )  | 練りまぜ時間 (分)                               |            |        |     |          |     |       |     |  |                         |            |        |     |          |     |       |     |
| 3以下～2超   | 2.5                                      |            |        |     |          |     |       |     |  |                         |            |        |     |          |     |       |     |
| 2以下～1.5超   | 2.0                                      |            |        |     |          |     |       |     |  |                         |            |        |     |          |     |       |     |
| 1.5以下  | 1.5                                      |            |        |     |          |     |       |     |  |                         |            |        |     |          |     |       |     |
| <p>第10編6-8-6</p> <p>図6-2 標示板の設置イメージ図</p>   | <p>第10編6-8-6</p> <p>図6-2 標示板の設置イメージ図</p> |            |        |     |          |     |       |     |  |                         |            |        |     |          |     |       |     |

## 土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

| 現行（令和元年10月）（令和2年11月一部改訂）   | 新（令和3年10月）  |     |     |                   |                   |  |  |                           |  |   |  |     |          |     |   |   |  |   |                           |       |   |
|--|---|-----|-----|-------------------|-------------------|--|--|---------------------------|--|---|--|-----|----------|-----|---|---|--|---|---------------------------|-------|---|
| <p>第12編2-3-2</p>   | <p>第12編2-3-2</p> <p style="color: red;">表2-5 草花類の品質規格表(案)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 85%;">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形 態</td> <td>植物の特性に応じた形態であること。</td> </tr> <tr> <td>花</td> <td>花芽の着花が良好かもしくは花及びつぼみが植物種の特性に応じた正常な形態や花色であること。</td> </tr> <tr> <td>葉</td> <td>正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。</td> </tr> <tr> <td>根</td> <td>根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。</td> </tr> <tr> <td>病 害</td> <td>発生がないもの。</td> </tr> <tr> <td>虫 害</td> <td>発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。</td> </tr> </tbody> </table> | 項 目 | 規 格 | 形 態               | 植物の特性に応じた形態であること。 | 花  | 花芽の着花が良好かもしくは花及びつぼみが植物種の特性に応じた正常な形態や花色であること。 | 葉                         | 正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。 | 根   | 根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。  | 病 害 | 発生がないもの。 | 虫 害 | 発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。 |   |  |   |                           |       |   |
| 項 目  | 規 格   |     |     |                   |                   |  |  |                           |  |   |  |     |          |     |   |   |  |   |                           |       |   |
| 形 態  | 植物の特性に応じた形態であること。   |     |     |                   |                   |  |  |                           |  |   |  |     |          |     |   |   |  |   |                           |       |   |
| 花  | 花芽の着花が良好かもしくは花及びつぼみが植物種の特性に応じた正常な形態や花色であること。  |     |     |                   |                   |  |  |                           |  |   |  |     |          |     |   |   |  |   |                           |       |   |
| 葉  | 正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。  |     |     |                   |                   |  |  |                           |  |   |  |     |          |     |   |   |  |   |                           |       |   |
| 根  | 根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。   |     |     |                   |                   |  |  |                           |  |   |  |     |          |     |   |   |  |   |                           |       |   |
| 病 害  | 発生がないもの。  |     |     |                   |                   |  |  |                           |  |   |  |     |          |     |   |   |  |   |                           |       |   |
| 虫 害  | 発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。   |     |     |                   |                   |  |  |                           |  |   |  |     |          |     |   |   |  |   |                           |       |   |
| <p>表2-5 その他の地被類の品質規格表（案）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 85%;">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形 態</td> <td>植物の特性に応じた形態であること。</td> </tr> <tr> <td>葉</td> <td>正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や軟弱葉がなく、生き生きしていること。</td> </tr> <tr> <td>根</td> <td>根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。</td> </tr> <tr> <td>病 虫 害</td> <td>発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。</td> </tr> </tbody> </table> | 項 目   | 規 格 | 形 態 | 植物の特性に応じた形態であること。 | 葉                 | 正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や軟弱葉がなく、生き生きしていること。 | 根  | 根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。 | 病 虫 害  | 発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。 | <p>表2-6 その他の地被類の品質規格表（案）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 85%;">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形 態</td> <td>植物の特性に応じた形態であること。</td> </tr> <tr> <td>葉</td> <td>正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や軟弱葉がなく、生き生きしていること。</td> </tr> <tr> <td>根</td> <td>根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。</td> </tr> <tr> <td>病 虫 害</td> <td>発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。</td> </tr> </tbody> </table> | 項 目 | 規 格      | 形 態 | 植物の特性に応じた形態であること。   | 葉 | 正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や軟弱葉がなく、生き生きしていること。 | 根 | 根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。 | 病 虫 害 | 発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。 |
| 項 目  | 規 格   |     |     |                   |                   |  |  |                           |  |   |  |     |          |     |   |   |  |   |                           |       |   |
| 形 態  | 植物の特性に応じた形態であること。   |     |     |                   |                   |  |  |                           |  |   |  |     |          |     |   |   |  |   |                           |       |   |
| 葉  | 正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や軟弱葉がなく、生き生きしていること。  |     |     |                   |                   |  |  |                           |  |   |  |     |          |     |   |   |  |   |                           |       |   |
| 根  | 根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。   |     |     |                   |                   |  |  |                           |  |   |  |     |          |     |   |   |  |   |                           |       |   |
| 病 虫 害  | 発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。   |     |     |                   |                   |  |  |                           |  |   |  |     |          |     |   |   |  |   |                           |       |   |
| 項 目  | 規 格   |     |     |                   |                   |  |  |                           |  |   |  |     |          |     |   |   |  |   |                           |       |   |
| 形 態  | 植物の特性に応じた形態であること。   |     |     |                   |                   |  |  |                           |  |   |  |     |          |     |   |   |  |   |                           |       |   |
| 葉  | 正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や軟弱葉がなく、生き生きしていること。  |     |     |                   |                   |  |  |                           |  |   |  |     |          |     |   |   |  |   |                           |       |   |
| 根  | 根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。   |     |     |                   |                   |  |  |                           |  |   |  |     |          |     |   |   |  |   |                           |       |   |
| 病 虫 害  | 発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。   |     |     |                   |                   |  |  |                           |  |   |  |     |          |     |   |   |  |   |                           |       |   |